

2000年8月30日

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI

No. 14

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替 00170-4-766559

http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm

水源開発問題全国連絡会
ホームページ

2000年総会は11月25~26日

金沢で開催決定

兼六園・辰巳用水は金沢の宝、市民の誇り ダムによる破壊は見逃ごせない

金沢が世界に誇る兼六園。その真価は、見はらしのよい庭園にありながら水を豊富に使っているところにあります。

電動ポンプなどない江戸時代どうやって高台に水を引いたのか？ 兼六園の水は、すべて辰巳用水を流れてくる間川の水。非常に緩やかな勾配の辰巳用水をつくることで、約10キロ上流から間川の水が引かれていくのです。取水口からおよそ4キロは隧道(水トンネル)になっており、日本ではじめて逆サイフォンを採用

して兼六園から金沢城へ導水するなど、江戸時代の驚異的な測量技術、土木技術が辰巳用水に結晶しています。

辰巳用水は、金沢城の防火用水であり、内庭を満たす水でもありました。辰巳用水なくして、加賀百万石・前田家はなく、兼六園も今日の金沢もありません。辰巳用水と兼六園、金沢城は金沢の宝。文字どおり一体の文化遺産として後世につたえることが私たちの歴史的義務です。



土地収用法改正に着手 農地処理場の建設促進狙う

農地
農地
農地

自民党の都市問題対策協議会(伊藤公介会長)は四日、佳民の反対で建設が進められがちな廃棄物処理場や道端、空地などの公共事業を促進にも大きな影響を与えようとした。

自民党が検討中の主な改正項目は(1)強制収用手続きを迅速に進めるため、土地収用法の改正案を次の臨時国会に議員立法で提出する方針を決めた。強制収用の手

続きを大幅に簡素化する内容を検討しており、改正が実現すれば、各地の佳民連動にも大きな影響を与えようとした。

自民党は、事業認定の申請前に民間企業や公団会を義務づける代わりに、強制収用手続きを大幅に簡素化する(2)を検討。多人勢の地主が、代表者にまとめて補償金を支払えば済むようにするなどの案が押し

の各層化・透明化の取用で、ある程度の拡大の補償の充実に三層。自民党は、特に都市部の廃棄物処理場建設の難しさを注目。佳民の反対運動が起きれば、時間も費用も膨大にかり、ゴミ処理の遅れを招くから。

建設省によると、東京都の出野の廃棄物処分場計画の場合、約四百六十平方メートルの土地を全国に散らばった二坪地主一五千八百人の地主が分け合っており、取用は三年かからず、約五千七百平方メートルの補償金を七億手渡しに旅費などを七億円かかったという。

自民党は、事業認定の申請前に民間企業や公団会を義務づける代わりに、強制収用手続きを大幅に簡素化する(2)を検討。多人勢の地主が、代表者にまとめて補償金を支払えば済むようにするなどの案が押し

8/22 朝日

吉野川可動堰、見直し不可避

自民、公明、保守三党の政策責任者は二十一日、公共事業見直しの焦点となつている吉野川可動堰計画(徳島県)の現地を視察した。自民党の亀井静香政調会長は「佳民の意見が大きく削れている。今の計画をそのまま進めるのは仕方がない」との見直しを主張した。

自民党の「公共事業抜本見直し検討会」はすでに、民を中心に現在の第十堰に目を付けた。第十堰は、(鳥取県)を視察。二十八日にも同事業の見直し方針を正式に発表する運びだ。亀井氏は記者会見で可動堰見直しを主張する方針を明らかにした。二十一日には先に閣内の中海干拓事業(鳥取県)を視察。二十八日にも同事業の見直し方針を正式に発表する運びだ。

代わる治水・利水対策を検討する方針を固めている。与野三党は「二十一日には事業中止を勧告する方針を先に閣内の中海干拓事業(鳥取県)を視察。二十八日にも同事業の見直し方針を正式に発表する運びだ。」と述べ、佳民の反対を示した。

無計画に「一推進派」の反対も、治水・利水のためには一切の譲歩はないと主張している。共進派が「強硬な」と述べ、佳民の反対を示した。

中山建設相

2000年(平成12年)5月25日

代議者連動

内証公表

水源連事務局からの報告

(2000年8月)

1) 「ダム問題の法制度に関する

研究会」発足

前号の「水源連だより」で御知らせした「ダム問題の法制度に関する研究会」が発足し、これまでに6月1日、7月6日、8月4日と3回研究会を開きました。「研究会」では、①「ダム中止後の生活再建措置について」、②「係争中のダム工事を中止させる法的手段について」、③「大規模公共事業見直し機関について」の3課題を主とし検討しています。

この研究会は大木弁護士、外井弁護士、小田弁護士、日置弁護士をはじめとした法律の専門家、これまでのダム問題に詳しい岡本日本大学教授、政策に詳しい国会議員秘書の協力を得て、ハッ場ダムを考える会の皆さんや水源連事務局担当者などで進めています。

これまでの3回の研究会で一応3つの課題を検討し、先が少し見えつつある状態にあります。これからはより具体的な検討を加え、水源連総会にはある程度まとまった形で皆さんに報告・提案できるようにしたいと考えています。

*これまでの研究経過については、別頁に掲載します。

2) 土地収用法改正の動きへの対応

建設省は今年5月に建設経済局長の私的諮問機関として「土地収用法制度調査研究会」を設置しました。12月までに4回開催して報告書を出し、来年の通常国会で土地収用法の改正を行う予定になっています。

改正の目的は主に次の三つです。

- ① 公共事業の迅速化・効率化を進めるため、土地収用手続きの簡素化を図ること
- ② 第三セクターや民間等による公共事業、リサイクル施設などの新種の事業も土地収用法の対象に加えること
- ③ 従来は金銭補償を原則としているが、生活再建補償などの補償制度を充実すること

この中で一番の狙いは①にあります。土地所有者の反対で公共事業がストップし、土地収用委員会の審理に長い日数を要している例が少なからずあることから、これをいかに打開するかが最大の課題になっています。

第1回の研究会で次の意見が述べられています。「権限外であるにもかかわらず、収用委員会の審理に

おいて7～8割が事業計画の妥当性についての批判に終始しているのが現状であり、本来の委員会の任務である土地の範囲であるとか、補償金額であるとかについての審理に要する時間が極めて少ない。一坪運動等の多数当事者を相手にすることは実務では非常に困難を極めている。連日連夜で職員が対応せねばならないこと等の現場を考えると、何とも割りきれない。事業計画の段階から権利者にある程度の理解を得られる手段が踏めれば、収用の手続きは苦勞しなくても済むのでないか。」

要するに、事業の妥当性については別途、議論する制度を設けて、収用委員会の審理の対象を本来の任務だけに限定し、審理の迅速化を図るべきだということです。しかし、公共事業の妥当性について十分に議論する具体的な制度がこれを機会に検討されていくかという、決してそうではありません。その制度の検討は研究会の任務外ということですから、そのような制度が必要だと言うだけで、審理迅速化の手段のみが提案されていくように思われます。所詮は事業反対の声をつぶすための収用法改正ではないでしょうか。

そこで、水源連としては、土地収用法改正の動きに合わせて、公共事業見直しシステムを提案し、その実現を図っていきたいと考えています。

*詳細と最新情報については、別頁、「土地収用法改正を考える」法学セミナー9月号 政野敦子〔水源連事務局〕をご覧ください。

3) 自民党の公共事業抜本見直し

検討会への対応

建設省は1日、自民党の公共事業抜本見直し検討会で、10年以上にわたって事実上進展していない事業として、ダムなど直轄事業7カ所と水資源開発公団の開発事業1カ所、都市基盤整備公団のビル建設事業1カ所の計9件を報告しました。

建設省が報告したのは、計画が建設段階に達しながら事実上休止状態の木曾川導水事業（愛知）、実施計画調査の段階で止まっている印旛沼総合開発（千葉）、清津川ダム（新潟）、荒川第2調整池総合開発（埼玉）、城原川ダム（佐賀県）、高遊原地下浸透ダム（熊本県）、猪牟田ダム（大分県）の直轄事業計7件と水資源開発公団の思川開発（栃木県）の導水事業。都市基盤整備公団分には、みなとみらい21（横浜市）

の商業・業務用ビル建設事業が入っています。

自民党の公共事業抜本見直し検討会は見直しをする事業の要件について検討を重ねているところです。去る8月3日には川辺川ダム問題で現地の仲間が「自民党の公共事業抜本見直し検討会」座長である谷津政調会長代理との会談をおこなっています。この検討会の本音が来年の参議院選挙や知事選挙対策にあることは見え透いていますが、水源連としても全国のダム問題の惨状を同検討委員会に説明する機会を持つべき用意を行っています。8月18日に別掲の要請書を送付委した。

4) 中山正暉建設大臣 (当時) 発言への対応

中山建設大臣 (当時) の第十堰住民投票の会に対する一連の発言への抗議・要請文 (資料参照) を34団体3名の方から賛同を得て6月24日に簡易書留・速達で提出しました。

6月26日 (月) には、建設省記者クラブに、抗議・要請書を提出したことと本文を配布しました。

「抗議・要請書」には6月21日に大阪の演説会でおこなった「魔女狩り」発言についても触れました。

なお、「第十堰住民投票の会」は6月19日に日弁連に「人権救済申し立て」を行っています。

中山大臣の一連の発言は公共事業に対する批判を封じ込めることを狙いとしています。そのためには人権をも認めない、という姿勢です。このような発想は中山氏個人だけでなく、建設省の根底にも流れています。

本「抗議・要請書」に対する中山氏からの回答は8月6日現在届いていません。この問題は人権上はもちろんのこと、異議を唱える国民への建設省の姿勢として見逃すことはできません。このような状況を受け、中村敦夫参議院議員が7月28日に質問主意書を提出しました。

中山建設大臣 (当時) への申し入れ書と中村参議院議員の質問主意書を別項に掲載します

5) ダムと川と住民に関する

東アジアおよび東南アジア地域会議

East and South-East Asia Regional Meeting on
Dams, Rivers and People

June 29- July 1, 2000 会議

タイ北部のウボンラチャタニ県のコンジウムという村で、6月29日から3日間にわたって開催されたダムに関する国際 NGO 会議に、水源連から氏家氏が参加しました。

開催地であるコンジウム村から車で10分のところに、パクムーンダムがあります。メコン川の支流ムーン川に作られたこのダムは、世界銀行の融資を受けて1997年に完成しました。このダムにより魚がムーン川へ遡上できなくなってしまったため、漁民たちの生活の基盤は崩れてしまいました。このため2000人もの村人がダムサイトに掘って立て小屋の抵抗村を作り、1年近くにわたって住み込んでダムの水門開放をタイ電力公社 (EGAT) に求めています。タイにはこの他にもダム反対運動が数多くあるが、今一番焦点となっているパクムーンダムの近くで会議を開くことになりました。

会議には14カ国から60名の参加者が出席した。アメリカとノルウエーとオーストラリア以外は全てアジア諸国からの参加。参加者はみなそれぞれの国でダム問題に取り組んでおり、NGOの職員がく、また、フィリピンやマレーシア、韓国、タイからはダム影響住民も参加しました。

参加国の中で、日本には2つの側面があります。国内のダム運動は、各国と共通の側面が多く、水源連代表の氏家氏はこの範疇に属します。もう一方は、ODA等によってアジア各国に開発資金を投下してダム建設を進める支援国としての側面で、ODA問題に取り組んでいるメコンウオッチの仲間とアジア開発銀行 (ADB) に取り組んでいる NGO の仲間が参加しました。

ダム問題に関して日本にはこの2種類の問題があることを実感できたことは私たちにとって大きな収益です。水源連の力量に応じて、この2種類の問題に対

応していかねばなりません。

別頁、氏家氏の報告文を掲載します。

6) 11月25、26日金沢で

水源連総会と全国集会

今年の水源連総会と全国集会は金沢市(辰巳ダム予定地)で11月25、26日に開くことになりました。以下、おおまかな予定を記します。

月日 11月25日(土)～26日(日)

会場 石川県青年会館(金沢市常磐(トキワ)町160番地)

電話 076-252-0666

《150名の会議可能・机付き。宿泊50～60人で仮予約》

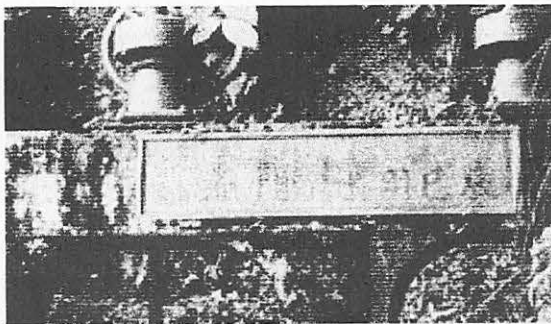
《夜の懇談会は、15人くらいの部屋に分散して可能》

《宿泊費などは後日連絡します》

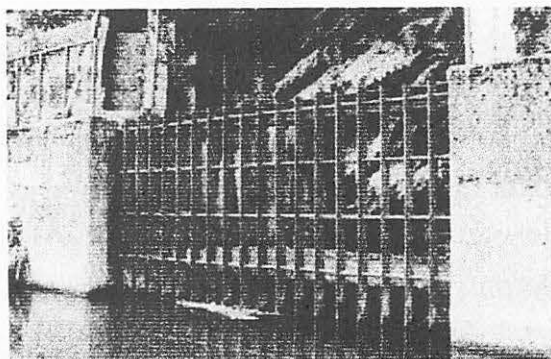
この会場は浅野川中流の小高い場所にあり、見晴らしは良好。金沢市内を一望でき、金沢の治水を考えると鳥瞰できます。

大まかな日程。

- 25日(土)午後 現地見学(集合時間場所等未定)
いくつかの班に分かれて説明を聞く。(バスをチャーターして辰巳用水取水口から兼六園まで)



辰巳用水取水口の名盤



辰巳用水取り入れ口

- 25日夜 辰巳ダム問題全国集会(内容未定。以下はたたき台)

- 26日(日)午前(正午まで) 水源連の総会

総会では、昨年からの宿題である①ダム中止後の生活再建措置について、②ダムに関わる財政問題について、③大規模公共事業見直し機関について、④新河川法に基づく河川整備基本方針の進捗状況について、と今年度の新たな問題である⑤係争中のダム工事を中止させる法的手段(土地収用法改正への対応も含めて)について、の5つを主なテーマとして用意しています。

辰巳ダムは金沢市の犀川に予定されている多目的ダムですが、石川県の評価監視委員会は住民からの異議申立てにより5つの付帯条件をつけ「県の事業は理解できる」としています。辰巳ダム予定地は兼六公園の水を取り入れる辰巳用水の取水口を水没されることになり、文化財保護の意味でも反対運動が行われていますが、治水・利水両面からもまったく必要性がないダムであることを「兼六公園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会」が明らかにしています。

総会と全国集会についての詳細と参加募集については後日御知らせしますが、皆さん、今から11月25、26日を水源連総会・全国集会の日として確保しておいていただきたく思います。

*別頁の辰巳の会渡辺寛さんの文参照

7) 全国の状況

全国の水源連関係団体は活発な活動を続けています。詳細は各地から送られてきた報告・新聞記事等の資料を掲載しますので、参照して下さい。

1. 川辺川ダム

建設省は球磨川漁協の同意を得られていないことから、99年度内の川辺川ダム本体工事着工を見送りましたが、2000年度内の本体工事着工と2001年度予算確保に向け、漁協内部のダム推進派に並々なら

ぬテコ入れをしているように見受けられます。

熊本県の潮谷知事は当初、川辺ダム事業について「環境アセスを実施するべきである」との発言をしました。しかし最近では建設省が本年6月に発行した「川辺川ダム事業における環境保全の取り組み」について、「環境と水没住民に考慮がされている」ということで推進役に回りつつあります。

川辺川ダム事業における環境保全の取り組みには多くの側面からの「取り組みとそれによって予測される成果」が記されていますが、私たちが提起している問題に対して適確な対応をしたものとは到底いえないものです。

来年度予算編成期であること、利水裁判の判決が9月に出ること、自民党が「公共事業抜本見直し検討会」を設置していることなどから、現地の仲間が8月2、3日に政府交渉、自民党交渉などを行っています。

2. 第十堰

5月22日、中山正暉建設大臣がこれまで「第十堰住民投票の会」と交わしてきた約束を反故にすること、徳島市内での運動の混乱を狙った、差別発言をしました。(4. 中山正暉建設大臣(当時)発言への対応を参照下さい)

徳島工事事務所は「第十堰住民投票の会」を自分たちのペースに乗せることを目的に、「第十堰住民投票の会」との話し合いをすべて拒否しています。

8月2日、「第十堰住民投票の会」は建設省河川局長(高村公太郎氏)と話し合いを持ちましたが、河川局長は責任ある立場にあるにもかかわらず、肝心な部分についてはすべて、「四国地建に任せてある」の一点張りでした。

3. 長良川河口堰

三重県を被告した「長良川河口堰公金支出差止訴訟」で、名古屋高裁は7月に一審判決を取り消し、津地裁に差し戻す判決を出しました。

長良川河口堰は、水が有り余る木曾川流域では不要の存在です。開発した水源のうち、水道の方は愛知県と三重県が県営広域水道に河口堰の水源の一部を無理矢理使う事業を行いました。工業用水道の方は使用

する企業が全くなく、河口堰の水源は全量が宙に浮いたままになっています。しかし、河口堰の水源開発負担金は両県に容赦なくかかってきています。そこで、両県は、一般会計から工業用水道事業会計への繰り入れを行って、県民の税金で負担金を支払ってきました。今後の分も含めると、この繰り入れの総額は三重県、愛知県とも300~400億円以上という巨額の金額になります。

しかし、独立採算性が定められる工業用水道事業会計に県民の税金を繰り入れるのは違法ですので、両県の住民は、今後の公金支出の差し止めと支払い済みの公金の返還を求める住民訴訟を起こしました。ところが、今年1月に津地裁は、「三重県の一般会計から工業用水道事業会計への支出は、県内部の公金の振り替えに過ぎず、公金の額は減らない。住民訴訟の対象にならない。」とし、門前払いの判決を行いました。

自治体の会計制度を何も理解しない無茶苦茶な一審判決でしたが、さすがに二審では、「違法な会計間の繰り入れ行為は、公金の減少を来すものであるから、住民全体の利益を害するものである」として、審理をつくすようにと、津地裁に差し戻しました。

当然の判決ですが、同じような公金支出差止訴訟は徳山ダムについても岐阜県を被告として進められており、今回の判決の影響は大きなものがあります。詳しくは?? P村瀬さんからのレポート参照

4. 黒部川の宇奈月ダムと出し平ダム

排砂ゲートを持つ出し平ダム(関西電力の発電用ダム)の排砂が黒部川と富山湾の魚介類に致命的な影響を与えてきたことはよく知られています。この出し平ダムの下流に宇奈月ダム(建設省の多目的ダム)が昨年度に完成しました。このダムも排砂ゲートが設けられているので、出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂を今年度から行うことになりました。当然のことながら、出し平ダムの今までの排砂によって大きな被害を受けてきた漁業者団体と自然保護団体は、この連携排砂に強く反対しています。建設省等にその中止を申し入れるとともに、排砂の影響について自主調査活動を開始しました。

5. 思川開発

思川開発事業については今年に入って大きな動きがありました。一つは、ダム等審議委員会に倣って事業者(水資源開発公団と建設省)が設置した思川開発事業検討会で、(事業者の思惑と外れて)多数の委員から事業の中止、凍結の意見が出されたことです。「思川開発事業を考える流域の会」の働きかけが功を奏しました。もう一つは、導水される側の大谷(だいや)

川の地元である今市市が導水反対の意向をあらためて表明したことです。今年1月に国は今市市を懐柔するため、同市に対して（水源地域対策特別措置法の対象地域外であるにもかかわらず、）水源地域対策特別措置法を準用する意向を示しましたが、今市市は取り合わず、3月に思川開発についての独自の調査結果を発表し、思川開発の様々な問題点を指摘しました。

窮地に追い込まれた水資源開発公団と建設省は7月に、大谷川からの導水を柵上げにして南摩ダムの建設を先行する方針を発表しました。しかし、南摩ダムの貯水予定量のうち、大谷川からの導水量が6割を占めるわけですから、大谷川からの導水なしでは思川開発そのものが成立しません。成立する見通しのない事業を強行しようというのですから、無茶苦茶です。それほど事業者は窮地に追い込まれたと言えるでしょう。思川開発は今、大きな山場を迎えています。

6. 渡良瀬第二貯水池建設事業

3年前に中断された渡良瀬第二貯水池建設事業の審議委員会が今年度中に再開される動きがあります。第二貯水池は利水と治水の両方の目的がありましたが、このうち、利水目的については既設の第一貯水池の水質問題を到底解消できる見通しがいいことから（建設省は第一貯水池の水質改善対策としてヨシ原浄化池を建設してきているが、その浄化効果がほとんどない）、建設省は治水目的だけの第二貯水池（容量500万立方メートル）の建設をもくろんでいます。

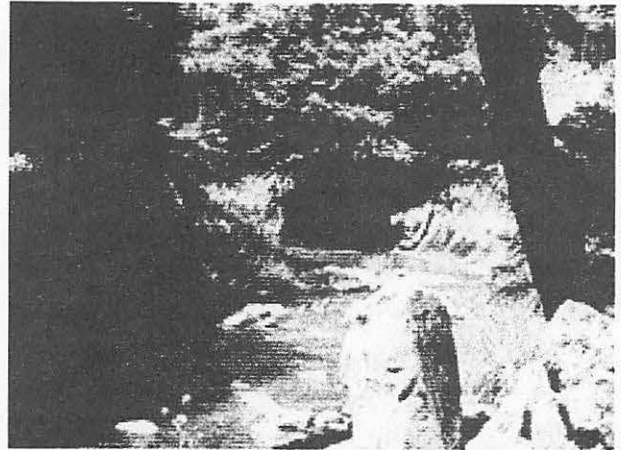
これに対して、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」は第二貯水池建設計画に強く反対するとともに、そのような開発計画を葬り去るため、建設予定地である第二調節池を中心に、遊水池を野外博物館としてその自然を保全するエコミュージアムプランを昨年発表し、その実現を図る活動を進めてきています。

そして、今年から新たに、霞ヶ浦でアサザプロジェクトを進める飯島 博氏の協力を得て、「渡良瀬未来プロジェクト」に取り組み始めました。これは、今後10年間はチュウヒの繁殖、20～30年後はマガヤやオオヒシクイの越冬、30～40年後はコウノトリの生息、40年後以降はコウノトリの営巣を目標として氾濫原の生態系を再生していくという遠大なプランで、エコミュージアムプランを大きく発展させたものです。地域の学校教育も進めて、将来の遊水池の自然を守る担い手を育成していくこともこのプランに含まれています。

このプランの実現が大きな輪となって広がれば、第二貯水池の建設計画は自然に消えていくのではないかと思います。

7. 足羽川ダム

足羽川ダムの代替案としてダム計画が近畿地建から出されています。この計画は池田町の部子川にダムを作り、洪水時は足羽川上流や水海川などからこのダムに導水するというものです。現在、ダム建設の可能性を調べるため、部子川ではボーリングによる地質調査が行われています。



部子川の風景



部子川右岸のボーリング調査

部子川も水海川も少し大きな小川、という程度の川です。部子川はその左岸が森林で右岸には道路が沿い、すぐ山になっています。部子川はその流れそのものが親水公園的要素をもった川です。

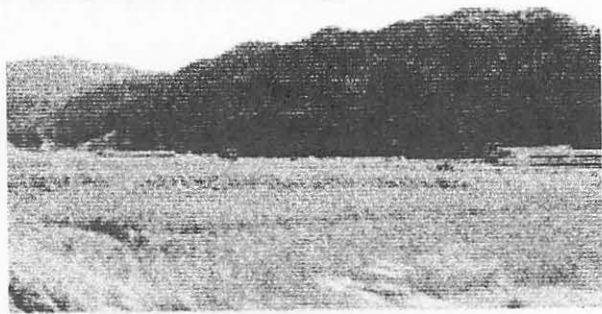
水海川の流域には田圃や畑が広がり、のどかな田園風景をかもし出しています。この田圃に水を供給しているのが水海川です。今回の代替案ではとりあえず治水が目的とされていますが、調査の結果、ダム建設可能と判断されたときには利水も上乗せするといわれ

ています。水海川流域の住民は、ここから水を持っていかれては農業を続けられなくなる、として代替案に反対しています。

代替案は足羽川ダム計画に比べ、その事業費が2倍になること、逆に集水面積は小さくなることなどから、水源連事務局としてはこの代替案は実現性がまったくなく、美山町が足羽川ダム計画を受け入れざるを得なくなるまでの時間稼ぎをするためのダミーと考えています。

「足羽川にはダムは不要」という事実認識を大きな世論となるように、様々な形態の運動が必要な状況です。

*別頁、美山町ダム反対期成同盟の声明文参照



水海川の周辺

地域のニュース

課題を歩く

2000衆院選に寄せて

>3<

こう評した状態が長く続いていた足羽川ダム計画に昨年、一つの大きな動きがあった。ダムサイトの位置を従来の美山町から池田町に移し、水没区域を大幅に減らす案を建設者が提示したのだ。公共工事に関しては、批判がある一方で不況の中、待望論もある。地元を歩いて強く感じたのは、情報公開が十分なため、住民が疑心暗鬼に陥り、こりや対立を生むという各地の大規模公共工事にみられる典型的な状況はなかった。【横田 信行】

候補案手続き着々 池田町内に不安感

まだ肌寒さが残る4月29日夜、池田町役場の町開会センターで、十数人が集まり小さな会合が開かれた。テーマは足羽川ダム計画に関し、今年度中に町内で現地調査を行い、来年度中に美山町での現計画とど

候補案手続き着々 池田町内に不安感

このほか、「国のやることにはついていけない」と逆らえないと願っている人が多い。「周辺の建設費は2億6000万円ものプロジェクトをいらいらという」と言っている。といった発言が相次ぎ、町内の現状をうかがわれた。 会合を企画した町議の清水憲夫さん53は、候補案の公表か

反対根強い美山町 計画「復活」を警戒

一方、当初の予定地である美山町、町内の道路わきのあちこちに立てられた「ダム絶対反対」の看板は、根強い反対の意思をうかがわせる。 藤田三三町長は、候補案への言及は避けたいが、計画自体は

一方通行の情報公開

不信招く構造変わらず

「前日まで行くと言っていたのに、4人も当日に断りの電話を打って、今後の行方不安感を抱く住民が企画した。」

ら調査受け入れが決まる経緯をめぐり、建設費、町や議会対応について、住民の立場に立った情報公開が欠けていることに疑問を感じたという。候補案を提案

については「議会はダム反対決議を2回（97、98年）して、この事実を尊重し、情報公開と候補案の二者択一について

おり、「代替地の確保は無理だろう」と自信は持たない。現計画と候補案の二者択一について

中、これを受け、近畿地方建設局が昨年11月には、ダムサイト建設予定地を同川支流の部子川（池田町）とする候補案を発表した。

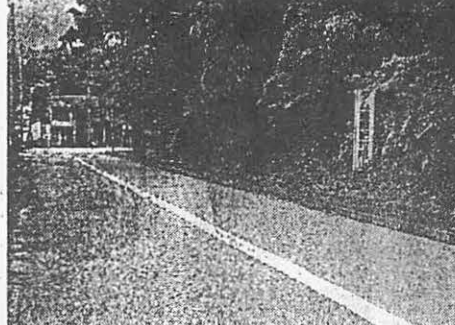
足羽川ダム計画の将来は依然、不透明だ。密着で行われる交渉をいかにガラス張りにしていくか。拙速決定に流れることなか、貴重な国民の税金を合意を得たうえで、一部の利権集団に流さず、効率よく活用していくか。国、政治家、地方自治体に科された問題は極めて重い。

足羽川ダム計画

「前日まで行くと言っていたのに、4人も当日に断りの電話を打って、今後の行方不安感を抱く住民が企画した。」

足羽川ダム計画 1963年に予備調査を開始し、94年に事業決定。当初の計画は、洪水調節と工業用水の供給などを目的に美山町の蔵作、東天田地区の間の足羽川に高さ78mの重力式コンクリートダムを建設するといふもの。

事業に透明性、客観性を果たせるため栗田幸雄町長や美山、池田町長を交えた事業推進委員会が再検討。97年に「足羽川にダムは必要」とし、ながらも「水没区域が極力少なくなるよう努力すべき」との意見を付けて建設者に西



新たな候補案が浮上し、今後の展開が注目される足羽川ダム計画。当初計画の水没予定地には、今なお住民の強い意思を示す「ダム絶対反対」の看板が立つ美山町西河原

「ダム問題の法制度に関する研究会」の経過

事務局

今まで「ダム問題の法制度に関する研究会」を6月、7月、8月と3回開きました。この研究会ではすでにお知らせした三つのテーマについて議論を進めています。各テーマの主旨と、今までの研究会で行われた議論は次のようなものです。会員の皆様も以下の議論をお読みの上、是非、ご意見を事務局の方にお寄せください。

テーマ1 「ダム中止後の生活再建措置について」

〔主旨〕

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむえをえず同意したところも少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っており、現段階でのダム反対運動に同調できないことが多い。

ダム反対運動が地元の人々と対立するようでは、その運動の行く末は決して明るいものではない。この状況を打開し、地元の人々とともにダム建設を中止に追い込むためには、ダム建設の中止後も、ダム予定地の生活再建措置を極力継続できるような法制度の枠組みを考え、その整備を図る運動を展開することが必要である。

〔議論の内容〕

(1) 生活再建事業の継続

◆中止がきまったダムの予定地では、不透明のところがあるにせよ、生活再建事業を実施する方向で検討が行われており、すべてではないにせよ、生活再建事業は継続される可能性がある。

◆しかし、事業の継続については次のように検討しなければならない課題がある。

◇継続すべき事業の内容はどのようなものにするのか。生活再建・地域振興事業といってもその中身は道路事業等が多く、必ずしも生活再建に結びつくものではない。

◇水源地域対策特別措置法並みに国庫補助の優遇措置を行う手立てが必要である。その場

合、過疎地域活性化特別措置法などの既成の法律による位置づけを行えばよいのか、或いは新たな立法が必要になるのか。

◇元受益者（下流都県等）の費用負担を継続する方法も必要ではないのか。その方法として、基金事業として、元受益者の費用負担を継続することはできないか。

(2) 水没補償の継続

◆移転補償全体を継続するというのではなく、生活再建に係わる移転補償に限定して（広大な土地所有者に対する補償は対象外にして）、名目を変えて補償を行う道はないか。

◆例えば、移転予定地の一部を元受益者（下流都県等）が保養地や水源涵養林地域などにして買い取り、それに対して国が一定の割合を負担するような制度をつくることはできないか。

◆ダム予定地の住民がダム中止で得られなくなった利益を補償する新たな立法を行う場合、次のような問題がある。

◇ダム予定地のみを対象とすることによる不公平さ、矛盾をどうするか。

◇ダムを中止した場合の過失責任論がどこまで言えるのか。

(3) ダム予定地が受けた今までの精神的・経済的損失に対する補償

◆ダム予定地や河川予定地に指定されたことによる精神的・経済的損失の受忍限度が争点になる。

◆全国で補償を求める裁判を起し、判例を積み重ねていくことが必要かもしれない。

テーマ2 「係争中のダム工事を中止させる法的手段について」

〔主旨〕

徳山ダムや苦田ダムでは、ダム水没予定地内の土地所有者に対して、土地収用法に基づく強制収用が行われようとしている。土地所有者は、「ダム建設に合理性・公益性がない」として土地収用法に基づく事業認定処分の取消を求める訴訟（被告：建設大臣）を起している。しかし、係争中であるにもかかわらず、ダム本体工事がそのまま続けられているため、数年のうちにダム本体が完成し、ダム建設の是非を問

うことが困難になるのは必至である。これでは、何のための事業認定取消訴訟なのかということになってしまうので、係争中のダム本体工事を執行停止させる法的手段を検討する必要がある。

〔議論の内容〕

◆本体工事を中止させるためには、行政事件訴訟法に基づく執行停止を求める訴訟を新たに起こす必要がある。

◆しかし、この訴訟も、事業認定取消訴訟と同程度の審理期間を要するため、たとえ、執行停止が得られたとしても、ダム工事を中止させる手段にはならない。そして、実際に現状においては執行停止を勝ち取れる可能性がきわめて低い。

◆むしろ、裁判所が執行停止の判断をすることが可能となるように、公共事業の評価システムの法的な整備を行って、その関門を通らない事業であることを明確にしていくことが必要ではないか。

◆土地収用法の改正を議論する建設省の「土地収用制度調査委員会」では、『事業認定については公聴会を開いて関係者の意見を聞き、情報公開に努めることが必要で、土地収用委員会の場に事業の妥当性に関する議論が持ち込まれないようにすべきだ』という意見が強く出されている。これはまさしく事業認定のあり方の問題であり、住民側から「公共事業の評価システム」を提案する必要がある。（別掲政野論文参照）

◆このように「公共事業の評価システム」を確立することが執行停止の道を開く手段になるのではないか。

テーマ3 「ダム等の公共事業の評価システムおよび見直し機関」

〔主旨〕

国等ではダム等審議委員会や、公共事業再評価システムによる事業評価委員会が設置され、ダム等の公共事業の評価が行われてきているが、それらの委員会はほとんどの場合、事業の推進にお墨付きを与える機関になっている。そして、それらの評価に住民が参加できる余地は皆無か、また、あったとしてもそれは公聴会で陳述する程度で、きわめて形式的なものにとどまっている。ダム等の公共事業

の是非を公正に評価するためには、必要な情報が公開され、住民が事業者や専門家たちと十分に議論を行うことが可能となる制度が必要である。更に、それに基づいて事業の是非を公正に評価する見直し機関が設置されるべきである。このような評価システムと見直し機関をつくるための法制度の枠組みについて検討を行う。

〔議論の内容〕

(1) 見直し機関について

◆見直し機関を各省庁とは独立した委員会（国家行政組織法第3条による独立行政委員会）として設置することが今まで検討されてきたが、これには二つの面で非常にむずかしい問題がある。

◇第一は、国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、独立行政委員会という行政機関の一つが他の行政機関（建設省等）の行政裁量の是非を判定することが可能かという問題である。

◇第二は、行政の簡素化が世の中の流れであるのに、独立行政委員会という新たな行政組織を設置することが可能かという問題である。事務局のスタッフも入れると、この組織はかなりの人数になることが予想され、似たような他の行政組織を廃止するようなことでもない限り、そのような組織を新たに設置することはむずかしい。

◆見直し機関がたとえ設置されても、それはあくまで両刃の剣であって、委員の人選によっては、逆にダム事業の推進にお墨付きを与えることにもなりかねない。現在の政治情勢ではそのような見直し機関になる可能性の方が高い。

(2) 公共事業の評価システム

◆私たちが求めているのは、委員会の設置そのものではなく、ダム事業等に対する異議申立てを受け付けて、情報の完全公開のもとに、住民側が事業者と十分に議論することが可能となるような制度ではないか。

◆現実性を考えれば、見直し機関の設置よりも、住民が関与できる公共事業の評価システムの実現を図るべきではないのか。

◆公共事業の評価システムは欧米の環境影響評価制度をベースにして考えるべきである。

◆そのような公共事業の評価システムとして次のような案がある。

◇対象事業

現在行われている公共事業再評価システムでは、「事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業」などの要件に該当するものがすべて対象となっているため、対象事業数が多すぎて形式的な再評価になっている。そこで、要件に該当する事業のうち、住民側から異議申立てがあった事業を選択して入念な評価を行うようにする。

◇公共事業評価委員会

公共事業評価委員会は事業者（各地方建設局等）の内部に設置し、委員は一定の基準を設けて事業者が選任する。

ただし、i、iiを必須の条件とする。

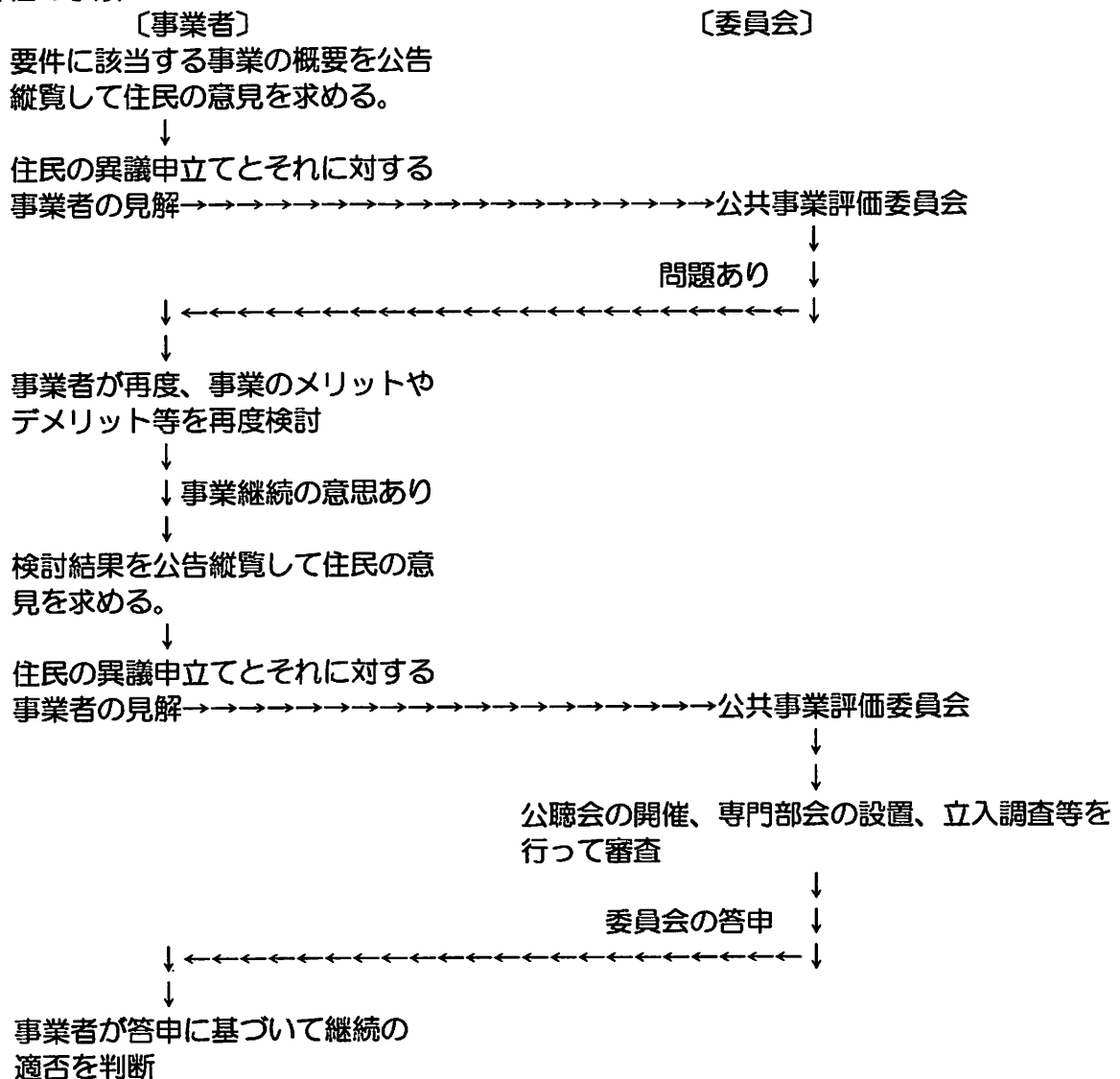
i 会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。

ii 委員および専門部会の委員に対して異議申立てを行った住民は質問権を行使できる。

◇公聴会

住民がただ陳述するだけの公聴会ではなく、欧米では常識的な双方向の公聴会とし、評価委員会の主催のもとに住民側と事業者が十分な議論を行う公聴会とする。

◇評価の手順



2000年6月24日

建設大臣
中山正暉 殿

水源開発問題全国連絡会（代表 矢山有作）
ほか、後記の団体・個人

徳島市民そして全国民を愚弄する発言の撤回と 謝罪を強く求めます。

1. 事実経過と申し入れ団体・個人の見解

貴職は徳島市民と全国民を愚弄する行為・発言を4度もおこなっています。

その1 1月24日のテレビでの対応

平成12年1月23日の住民投票において徳島市民の大半が第十堰の可動堰化計画反対の意思を表示しました。その翌日、貴職はテレビ各局に出演しました。いずれの局においても、貴職はキャスターからの質問や第十堰住民投票の会代表の姫野氏からの発言に対して対応することなく、本件には関係のないことを延々と話し続けていました。

特に姫野氏の発言に対して貴職は耳を貸そうともせず、極めて意識的に大きな声を出しっぱなしで、結果的にはテレビ視聴者には姫野氏の発言内容が聞きとれない状態でした。

公共のマスコミ媒体上での建設大臣という公人としての貴職のあの対応は、民主主義の原則から外れたものといわざるを得ません。

このような対応は国民を愚弄するもの以外の何物でもありません。

貴職の言動からは、第十堰の可動堰化計画反対の意思表示をした徳島市民に対する適切な対応を行う姿勢を貴職が持ちあわせていないことは明白です。

その2 2月2日の対応

平成12年2月2日に第十堰住民投票の会との面談で、貴職は次の3点を約束しました。

1. 住民投票の結果を尊重する。
2. ゼロから話し合いをスタートさせる。
3. 徳島で住民との公開討論をする。

しかしそれらは現在に至るも実現されていません。

約束を守ることは公人としての義務です。

この2月2日、貴職は「今日、皆さんとあっているのは私の好意によるもの」という趣旨の発言もしています。

建設大臣が第十堰住民投票の会の面談に応じることがなぜ「私の好意」となるのでしょうか。

国政の主権者たる国民の声を大臣が直接聞くことは、公人としての義務であり決して「好意によるもの」であってはなりません。このように本末転倒した発想が為政者にある限り、日本の民主主義は言葉だけのものになってしまいます。

その3 5月22日の発言

貴職には「第十堰住民投票の会」との約束を果たす姿勢がないことを現わしたのが、平成12年5月22日の一連の発言です。

以下、5月23日朝日新聞記事の一部を引用します。

「市民団体の一人を名指しして、『新左翼で逮捕歴のあるものがある。日本の国をつぶそうと思った人となんで話しをしなければならないのか。』」

この発言を含め、5月22日の一連の発言には、次の問題があります。

1. プライバシーの侵害で、人権蹂躪である。
2. 発言内容に事実無根のことが多く、いわば「でっち上げ」、「冤罪」により当該者を社会的に分断しようとする意図がはたらいている。
3. 貴職なりに「スキャンダル」と判断した事柄を口実に、「第十堰住民投票の会」との約束を反故にする意思を顕在化した。

更に貴職は「この発言はプライバシーの侵害である」という批判を受けると、「こんなことを記事にしたマスコミに責任がある。私は噂があることを言っただけ」と責任逃れに徹しています。

その4 6月21日の発言

貴職は6月21日、大阪市内での演説会で上記5月22日の発言に関する批判に対し、「公共事業を全部邪魔してやろうと思う人たちが運動に加担していることを見抜いたから、政治家として挑戦している。これは魔女狩りだ」（朝日新聞6月22日の記事引用）と発言しています。

この発言には次の問題があります。

1. 「公共事業を全部邪魔してやろうと思う人たち」とは具体的にどの団体、個人をさしているのか。まったく実体のない、「でっち上げ」である。
2. 「政治家として挑戦している。これは魔女狩りだ」との発言は、これからも公共事業に対して批判している者のプライバシーを調べ上げ、それを公表する意思のあることを表明しているものである。
3. 「公共事業に対して批判することを全面的に否定すること」を目的とした全国民へのフェシズム的挑戦である。

2. 貴職への要請

1. 5月22日の貴職の発言が、政治家としての発言であるのか、建設省を代表する者としての職責上の発言であるのかを明白にすることを求めます。
2. 上記4つの貴職の行為・発言について、その全てが徳島市民のみならず全国民を愚弄するものであることを認識し、発言の撤回と徳島市民と全国民に対する謝罪を速やかにおこなうことを求めます。
3. 「第十堰住民投票の会」と2月2日に約束した3項目の即時実現を求めます。
4. 貴殿が現在把握している「公共事業を全部邪魔してやろうと思う人たち」の具体的個人名もしくは団体名を明記することと、そのために用いた調査手法を明らかにすることを求めます。
5. 「魔女狩り」について、その内容を明確にすることを求めます。
6. 以上、5点について貴職が記者会見を設定して言明することを求めます。

7. なお、発言の撤回と謝罪がされない場合は、貴殿が建設大臣を辞任されることを求めます。
8. 以上の要請に対する回答を6月30日までにFAXで下記宛てに頂きたく思います。

なお、本要請文と貴職からの回答については水源開発問題全国連絡会のホームページ等で公開させていただきます。

水源開発問題全国連絡会連絡先

東京都千代田区平河町1-7-28-W201 堀田正人

電話 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

水源開発問題全国連絡会以外の申し入れ団体・個人名

Wind TWA	岩畑正行	新月ダム建設反対期成同盟	前木地区代表	吉田一義
足羽川ダム阻止全国地権者同盟	代表 酒井與郎		廿 地区代表	小松 正
美しい球磨川を守る市民の会	代表 出水 晃	廃棄物処分場問題全国ネットワーク		
思川開発事業を考える流域の会	代表 藤原 信		事務局長	大橋光雄
霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議		日の出の森・水・命の会	代表	中西四七生
	事務局長 飯島 博	日の出の森、支える会	代表	三輪 啓
環境ボランティアグループ ままはぶん		日の出の森・トラスト運動	代表	三輪、大橋、標
	事務局 真野京子	福井県美山町足羽川ダム反対期成同盟		
球磨川から全てのダムをなくして鮎の大群を呼び			会長	小田中 守人
戻す会	代表 原 豊典	楨尾川ダムの見直しを求める連絡会		
黒部川ウォッチング・富山ネットワーク			事務局長	南 泰子
	代表 桂木健次	松倉川を考える会	事務局長	鎌鹿隆美
兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会		真名子ダム建設反対星野村協議会会長		松永雅男
	会長 中井安治	水土と緑を考える会	代表	町田武士
ごみ・環境ビジョン21	代表 江川美穂子	八ッ場ダムを考える会	代表	樽谷 修
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会		よいしょ きとうむら	代表	近藤英敏
	代表 中島 康	吉野川・東京の会	事務局担当	村山嘉昭
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会		渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会		
	事務局 渡辺 誠		代表世話人	高松健比古
ゴユンババ・EPR研究室	代表 安濃一樹	三島 悟（北川かっぱの会）		
相模川キャンパインシンポジウム	代表 岡田一慶	藤田 恵（木頭村 村長）		
三多摩・自区内処理を実現する市民プロジェクト		保屋野初子（ジャーナリスト）		
	代表 服部美佐子			
市民の時代を創る群馬の会	代表代行 山崎 紫生			
ストップ・ザ・苦田ダムの会	代表 矢山有作			
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す郡市民の会				
	代表 池井良暢			
東京の水を考える会	連絡責任者 堀田正人			
徳山ダム建設中止を求める会	代表 上田武夫			

2000年8月18日
自由民主党
政調会長 亀井静香様

水源開発問題全国連絡会
代表 矢山有作

公共事業見直しについての要請

貴党が「公共事業抜本見直し検討会」を設置され、精力的に活動されていることに敬意を表します。

私たち水源開発問題全国連絡会は、治水・利水などからみてもはや必要性が無く、様々な災いをもたらすダム建設等の水源開発事業に対して反対運動を行っている、各地域の市民団体の全国ネットワークです。同封のリーフレットを参照下さい。

「事業の必要性」を最優先に

貴党の「公共事業抜本見直し検討会」が見直しをするにあたって、その判断基準には「事業の必要性」を最優先していただきたいと思えます。

建設省は1995年から『ダム事業の評価システムの試行』を実施し、13の事業について『ダム等審議委員会』を発足させました。渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）以外は各審議委員会から最終答申が出されていますが、答申のほとんどは、当該県の知事の意向に沿ったものでした。特に「推進」の答申を出した『ダム等審議委員会』は、その事業の必要性について科学的な調査・審議をすることなく、知事の意向に沿って、事業推進にお墨付きを与える結果になりました。

多くの地域住民が当該事業に疑問をもち、特にその事業の必要性について問題を提起しました。しかし、ほとんどの『ダム等審議委員会』はそれらの疑問・問題提起を真摯に受け止めることなく、「事業推進」の答申を出しました。その最たるものが、川辺川ダム事業、吉野川可動堰建設事業（第十堰改築事業）、苫田ダム事業、徳山ダム事業です。

建設省は『ダム等審議委員会』に次いで、『公共事業再評価システム』に基づいて「見直し」を行っているとしています。しかし、この『再評価システム』は、事業者、すなわち各地方建設局の中に設置された再評価監視委員会に、地方建設局があらかじめ自らの評価を付した数十の事業リストを提示し、せいぜい2～3回の委員会の会合で再評価の結果を求める、という代物です。『再評価システム』は委員会が実質的な審議をする時間が保証されていないばかりか、地域住民の意見を聞くことや科学的な調査・検討を行うこともありません。『ダム等審議委員会』よりも更に悪いシステムといわざるを得ません。

ダム問題の事例

以下、各地で賛否両論があり問題になっているダム事業の事例として、川辺川ダム事業、吉野川可動堰建設事業（第十堰改築事業）、苫田ダム事業、徳山ダム事業、足羽川ダム事業について、その概要と問題点、および貴党への要望を記します。

1. 川辺川ダム建設事業について

利水面の受益予定者とされる農民の過半数が受益辞退の訴訟を起しており、同事業の利水の目的は完全に破綻しています。治水面でも基本高水流量が過大で、ダムの代替手段の方がはるかに優れていることが住民サイドから具体的に示されています。また、球磨川漁協は「ダムができると鮎などの水産資源に壊滅的打撃が出る」として、ダム建設に同意を与えていません。このような状況であるにもかかわらず、建設省は本体着工を目指して球磨川漁協の切崩しを図っており、地域社会に混乱を引き起こしています。

今、最も必要なことは、農水省および建設省が本事業計画の破綻を認め、ただちに事業を中止すると共に、五木村の立村基盤整備と五木村住民の生活基盤整備、五木村民に強いてきたこれまでの精神的・物理的苦痛に対する補償を五木村および五木村民との合意の下でおこなうことです。貴党の心ある判断を期待します。

2. 第十堰改築事業について

多くの住民がその必要性に疑問を呈し、徳島市議会で制定された条例に基づく住民投票の結果は、圧倒的多数（91%）が「可動堰化反対」でした。その状況に焦燥感を持った建設大臣は住民投票制度を否定する発言や個人のプライバシー暴露などを行い、建設省等は道理をわきまえない事業推進の多数派工作と事業反対派への妨害工作を行っています。

「第十堰可動堰化」についての住民投票の結果は、可動堰化を必要とする論理に対して住民側が専門家集団の協力も受け、しっかりとした科学的裏付けを根拠に構築した論理を背景にしたものです。建設省が公正な住民投票の結果を尊重し、当事業計画を白紙撤回するよう、貴党から申し入れることを求めます。

3. 苫田ダム建設事業について

建設省は水没予定地の居住者や地権者の存在を無視し、一切の話し合いもないまま、本体工事を強行しています。これは、ダム完成という既成事実を造ることによって、反対派住民や地権者をおさえつけ、苫田ダム容認の世論を創り出そうという、強権的な手法であります。

<治水面について>

苫田ダムは治水上必要がありません。基本高水流量が異常に過大に設定されており、既定の治水計画に基づく河道整備が行われればダムが不要であることが科学的に立証されています。

また、建設省の計画では吉井川の治水は苫田ダムを含む上流ダム群による、とされていますが、苫田ダム以外のダムについては未定とされ、一切明らかにされていません。吉井川治水計画は未定ダムに治水を依存する欠陥計画です。

<利水面について>

更に利水上でも苫田ダムは不要です。苫田ダム利水容量の約3分の1は引き受け先がない上に、受水予定の市町ですら水需要が減少していることから、苫田ダムは利水上も必要がないことが明らかになっています。

<貴党への要望>

苫田ダム等審議委員会は実質審議を何ら行っていないこと、奥津町あげての反対運動が岡山県からの執拗な行政圧迫で苫田ダム建設への同意を余儀なくされたこと、上記のとおり苫田ダムには必要性がないことなどを考慮し、建設省は同事業を白紙撤回するべきです。

苫田ダムの事業認定について係争中であるにもかかわらず、建設省は土地収用法をかけてダム建設工事を強行しています。

以上のことから、貴党は建設省に対し、係争中の事業凍結を緊急に申し入れるとともに、苫田ダム建設事業について、事業中止を申し入れるべきと考えます。

4. 徳山ダム建設事業について

水資源開発公団と建設省は水没予定地地権者に対し強制収用手続きをかけ、事業認定取消の係争状態を無視したまま、本体工事を強行しています。

<利水面について>

同事業に関わる利水の需要予測は実績と乖離した架空の予測です。木曾川水系の水資源開発は他水系に比べても明らかに過剰であり、使わない、使うあてのない水源の開発分担金を一般会計から違法に支出している状態です（愛知県・岐阜県・三重県）。ここに徳山ダムという水源を開発しても使い道はなく、ただ地域住民に多大な負担を負わせるだけです。

さらに最近、建設省の調査で、揖斐川のダイオキシン濃度は全国的にみても非常に高いことがわかりました。おいしくて安全な地下水でまかなわれている地域の水道をダイオキシン入りの危険でまずい水に変えて大きな負担を背負わせるというのは、まさに住民の生命と財産を危険にさらすものです。

利水の必要性が希薄であるが故に、徳山ダムの第一目的は利水ではなく治水になっていますが、治水目的であるならば、本事業は水資源開発促進法に基づく「水資源開発公団を事業者とする」事業とはいえません。

<治水面について>

治水面での効果についても科学的根拠がないことは明らかです。基本高水流量が過大に設定されています。河道整備で十分に治水に対応できます。徳山ダムの集水面積が揖斐川の流域面積に比し

てきわめて小さいため洪水調節効果が小さく、建設のあてのない他のダム群を前提としている揖斐川治水計画は欠陥計画といわざるを得ません。

<大型猛禽類の保護について>

『大型猛禽類の保護については、専門家の助言に基づき十分配慮する』と公団は言明しました。しかし、公団からの依頼を受けた自然保護協会が専門家として調査結果を分析し、「当面、事業を中止して再調査をおこなうこと」を提言したにもかかわらず、公団はそれを無視して本体工事を強行しています。

<貴党への要望>

建設省は以上のことを事実として捉え、自らが出した事業認定を即刻取り消すとともに、この事業主体としてもはや水資源開発公団は相応しくないことを認めるべきです。

以上のことから、貴党は建設省に対し、係争中の事業凍結を緊急に申し入れるとともに、徳山ダム建設事業について、事業中止を申し入れるべきと考えます。

5. 足羽川ダム建設事業について

当事業の審議委員会答申で「現計画は犠牲が多く不適切」と指摘されています。しかし、建設省は、何らの根拠もないまま答申に記されている「足羽川にダムは必要」という一文を基に、現計画との比較対照ということで机上の空論というべき代替案（部子川ダム案）を提示しています。その狙いが「代替案も検討したが現計画しかありえない」という結論付けにあることは疑う余地がありません。このように時間を引き延ばすことだけを目的とした建設省のやり方は、水没予定地住民を苦しめ続けさせるだけであり、到底許されることではありません。

<足羽川にダムは不要であるという根拠>

i. 利水面

代替案の検討で建設省は利水目的を除外していることから、利水上の必要性はすでに失われています。

ii. 治水面

建設省が設定した足羽川の基本高水流量はあまりに過大で、異常としか言いようがありません。私どもの試算では基本高水流量は計画高水流量よりも小さく、現在の河道整備計画を進めるだけで十分です。

<貴党への要望>

建設省は足羽川ダム事業計画には必要性がないことを事実として認めるべきです。直ちに、代替案も含め、同計画を白紙撤回するよう、貴党から申し入れることを期待します。

貴党への要請

ダム事業が抱える問題について、五つの事例をあげて大まかな紹介をさせていただきました。全国にはこれ以外にも必要性がないダム事業計画が数多くあり、地域住民にとって大きな問題になっています。「公共事業の抜本的見直しを検討する」と言われるのであれば、マスコミに大きく取り上げられている事業のみではなく、思い切って対象を広げて再検討されることを要望いたします。上記五つの事例をはじめ、同封のリーフレットに記載されている事例（建設省補助事業も含む）を、是非、再検討の遡上にのせ、関係住民や私どもの声を直接お聞きいただくことを要請いたします。

貴党が実践されようとしておられる「公共事業の抜本的見直し」に私たちは敬意を表するとともに、これを実りあるものにするためにも、私たちの要請を真摯に受け止められることを期待します。お忙しいとは存じますが、本要請に対して御回答下さるようお願いいたします。

水源開発問題全国連絡会連絡先
〒102-0093 東京都千代田区平河町一の七の一のW二〇一
リバークラブ内 堀田正人
電話 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

吉野川第十堰改築事業をめぐる中山正暉前建設大臣と

建設省徳島工事事務所長の言動に関する質問主意書

参議委員議員 中村敦夫

本年一月二十三日に徳島市で行われた吉野川可動堰建設に関する住民投票は、投票率五五・〇%、建設に反対が九一・六%、賛成が八・四%という結果となった。

これを受け、中山正暉前建設大臣（以下「建設大臣」という。）は、二月二日、建設大臣室を訪れた徳島市民に対し、初めに可動堰ありきではなく、どうすることが吉野川にとって最善であるのかをゼロから考えたい旨の発言をし、建設大臣自らが徳島を訪問して住民との間で話し合いを行うことを約束した。しかし、建設大臣は五月頃、「第十堰住民投票の会」の中心メンバー（以下「住民投票メンバー」という。）に逮捕歴があることを公言し、これを理由として住民との対話を拒否した。また、建設大臣は、五月二十三日の参議院国土・環境委員会において「私が欠陥議員だと言われて、最初にけんかを吹っかけられたんです」と答弁し、私怨を晴らすべく住民投票メンバーへの打撃を与える明確な意図をもって、過去の経歴を暴露したことを示した。

行政権は、内閣総理大臣と国務大臣（以下「大臣」という。）とで構成される内閣に属しているため、大臣の職にある者には、個人情報を含めて様々な行政情報が集中する。この事件のように、大臣が行政に批判的な立場にある私人の個人情報を公表することが日常化すれば、市民が行政に対して意見や批判を表明することが困難となり、日本国憲法の根幹を大きく揺るがすことになる。憲法九十九条は、大臣の憲法尊重擁護義務を定めており、大臣の日本国憲法に反するような発言を、同じく憲法尊重擁護義務を有する国会議員として看過することはできないと考える。

以上の観点から、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一 行政機関が逮捕歴の有無等を理由として、法令等の根拠や合理的な理由なく、特定の個人や団体に対して利益や不利益を与えたり、約束を不履行とすることは、憲法十四条で定める法の下での平等に照らして認められないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 最高裁判所判決（一九八一年四月十四日第三小法廷判決）によると、人の名誉、信用に関わる事項をみだりに公開されないことは法律上の保護に値する利益であるとして、公務員が個人の犯罪経歴等を第三者に漫然と報告することは違法な公権力の行使に当たると判示しており、判例としても確定している。政府は、このことを承知しているか。

三 二で示した最高裁判所判決から、建設大臣が「個人の犯罪経歴等を第三者に漫

然と報告した」ことは、「違法な公権力の行使」に当たると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 大平一典建設省徳島工事事務所長（以下「徳島工事事務所長」という。）が、建設大臣の発言が発覚する以前から住民投票メンバーの過去の経歴について情報を取得し、これを各所で第三者に告げていたと聞いている。徳島工事事務所長は、その情報をどのようにして入手したのか、内閣の責任の下で厳正な調査の上、経緯を明らかにされたい。また、調査期間や体制など、調査形式の概要に関しても併せて示されたい。

五 徳島工事事務所長の行為が事実であれば、これも「違法な公権力の行使」に当たると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

六 政府は、国権の最高機関である国会において、常に万事遺漏のないよう誠実かつ慎重な姿勢で答弁していると認識しているが、どうか。

七 建設大臣は、住民投票メンバーの過去の経歴を大学の同窓会関係者から聞いたと五月二十三日の参議院国土・環境委員会で答弁している。この件に関して、建設大臣は、関係行政機関に事実関係を照会・確認したのか。照会・確認したのならば、照会の時期・内容や関係行政機関等の保有する個人情報提供の有無などの経緯を明らかにされたい。確認していないならば、国民の個人情報という行政として重大な取扱いを必要とすることに関して、不明確な伝聞情報に基づいて大臣が国会で答弁したことを認めることになり、国権の最高機関である国会を軽視するにも甚だしいと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 建設大臣は罪名や逮捕が二回にわたることなど住民投票メンバーの過去の経歴を詳細に把握しており、同窓会関係者からの伝聞で知ったという建設大臣の答弁は、非常に不自然である。むしろ、四で指摘した徳島工事事務所長の行為などから、行政機関等が組織的に同人の経歴を調査していたと強く疑わざるを得ない。建設大臣が住民投票メンバーの過去の経歴に関する情報の入手した経緯について、内閣の責任の下で厳正な調査の上、明らかにされたい。また、調査期間や体制など、調査形式の概要に関しても併せて示されたい。

九 国家公務員が、合理的な理由や法令等によらず、逮捕歴等の行政機関が専有する個人情報を第三者に対して明らかにすることは、国家公務員法第百条に違反する行為であり、懲戒処分に該当し、同法百九条で定める「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金」という罰則の適用もあり得ると考えるが、どうか。

右質問する。

ダム暴走のメカニズムを衝く

長良川河口堰建設差止訴訟 (元) 原告
村瀬惣一

’98年堰本体完成、’98年4月から上水の供給と債務の償還開始、これにて一件落着！。この段階で反河口堰運動の継続⇒決着はあり得るのか。この訴訟は、そのかいとう、即ち用水供給の停止⇒ゲート解放による環境の復元と債務償還不能⇒事業の清算への導火線にするのがネライなのである。

3県知事を相手とする一般会計から企業会計への繰入れ差し止め（岐阜県は徳山ダム）の住民訴訟は、鉄壁の官僚体制への反撃なのである。

先行していた三重県では1月27日、津地裁が却下（門前ばらい）判決—だが名古屋高裁での控訴審では差し戻し判決を得、再度事実審理からやり直すことになった。三重県では最高裁へ上告したが、高裁判決がくつつがえることはあるまい。

名古屋高裁判決

7月13日

訴訟人 成田正人ほか9名
訴訟代理人 在間正史弁護士
被控訴人 三重県知事 北川正恭
三重県出納長 松岡美知男
判決主文 1、元判決を取り消す
2、本件を津地裁へ差し戻す
裁判官 笹本淳子
鍋木重明
戸田 久

理由（要旨）

①国家財政の場合は財政法2条3項において「収入」および「支出」は会計間の繰入れを含むと規定するが、地方公共団体にその規定はない。だが同様に解するのが相当である。②被控訴人らは、本件支出は同一地方公共団体内部の会計間における公金の移動にすぎず、県に財産的損害を与えないと主張する。が、一般会計は住民の税金によって賄われるに対し、特別会計は当該公営企業の経営収入によって賄われる。③従って公金支出の可否を問う住民訴訟は許されるべきである。

—以上の通りであるから、本件訴訟を却下した元判決は取り消しを逸れず、これを原審に差し戻す。

売れない水なのに債務と追加投資

長良川河口堰は’73年事業実施計画告示、’88年6月起工、’94年3月本体完成、’95年4月上水の供給と債務の償還開始。総事業費1500億円、受水県の債務（厚生、通産の負担を除き、金利5.33%を加えた額）は下記のとおり。

	愛知県	三重県	名古屋市
上水	222億円	220億円	155億円
工水	500億円	355億円	

河口堰に設定される水利権は秒22.50m³（日量）194.4万m³
上水 2.86（24.7万） 2.84（24.5万） 2.00（17.3万）
工水 8.39（72.3万） 64.1（55.4万）

—用途がないのに—

（上水）愛知県は知多半島の4市5町（50万人）へ供給する。旧水源は木曾川の犬山と馬飼、計日量20万m³。だが馬飼だけで上水、工水の合計供給能力は139万m³、実績は70万m³平均だから切替えは不要。なのに導水の為に328億円の追加投資までしている。

三重県は当初中勢の2市7町（29万人）への供給を計画した。日量8万m³の新規需要というが過大、しかも6万m³の自己水源を伏せている、そのうえ、工水の余剰が4万m³。中勢だけではさばき切れず北勢へも給水する。北伊勢工水に40万m³の余剰があるのに！追加投資は中勢754億円、北勢374億円、計1128億円。

両県とも、河口堰を正当化するためにムリをしているのだ。名古屋市では導水せず、債務だけ負担する。この方が賢明か。

（工水）全量の2/3を占める工業用水の販路は皆無。で、両県は債務償還に充てるために、’98一般会計に下記の金額を計上した。

愛知県 33億5000万円（貸付金）
三重県 20億3000万円（出資金）*新聞報道では20億8000万円
—だが—地方財政法第6条は「地方公営企業で政令に定めたものについては、その経理は特別会計を設けてこれ行い —中略— 当該企業の

経営に伴う収入をもってこれに充てなければならぬ」と規定する。一般会計からの繰入れが認められるのは性質上採算困難な事業、または災害等特別な場合に限られる。料金収入の見込めない事業に手を出すことは禁じられているのだ。ここを攻撃すれば無用のダム（堰）建設を止められる！

3県で監査請求 ⇒ 住民訴訟

ということで始めたのが下記の監査請求→住民訴訟である。代理人は旧差止訴訟の在間正史弁護士。

	監査	回答	請求者	訴訟	原告	代表者
愛知県	98.7.10	98.9.8	35人	98.9.14	34人	伊藤達也
三重県	98.11.26	99.1.25	12人	99.2.16	10人	成田正人
岐阜県	99.1.6	99.2.8	43人	99.3.1	43人	上田武夫

（注）岐阜県の訴訟は徳山ダム。同ダムは本体未着工だが、岐阜県は工水2540億円×0.111＝282億円の30％＝84億円を先払いしている。これを不当とする訴訟だが、賠償請求額は時効の関係で34億7000万円とした。

論争を回避した津地裁

次に両者の判決をみる。

県の支払い義務は利水権の代償（被告）

長良川河口堰は治水、利水を目的として、木曾川水系水資源開発基本計画（フルプラン）に組み込まれた事業であり、この工水分はH7年3月23日、知事と企業長との間の資金負担に関する協定に基づく庁内におけるカネの移転行為である。原告との争いのうち①新フルプランには水需要の見通しに誤りがあり、且つ工業用水道の用に供しない時には費用負担はないと主張するが、フルプランは閣議決定に基づくプロジェクトであること、および工業用水道は水源開発から給水との間に乖離があるものであるから、その故をもって支払い義務無しとするのは失当である。②フルプランは国の高度且つ広範な裁量権下に決定された計画であり三重県が主体的に決定するわけではない。③支払いの開始は総理大臣と建設大臣の定めるところである。④原告は本件支出を「出資」ではない（水利権の獲得は）県の資産の増加であるから「出資」なのだ。その旨議会議決も得ている。

同意したから債務が発生するのだ（原告）

工業用水道は地方公営企業であり、その経理は特別会計。一般会計の会計主体は知事、財源

は税金だが、公営企業の会計主体は企業長、財源は料金収入。両者は、明確に区別すべきとさだめられている。以下被告の主張に反論すると、①被告は、フルプランは国家プロジェクトだと言うが、水資源公団は、費用負担をする者の同意を得た事業を実施する機関であり②本件堰は計画時においてすでに工水の需要は見込まれていなかった。

③現に三重県においても河口堰の工業用水供給事業は存在せず、給水可能の予想は立っていない。④一般会計から企業会計への繰入れは性格上、採算困難な事業、または災害時に限られるが本件はいずれにも該当しない。

どの途、庁内のカネの移動なのだ（判決）

ところが、地裁判決はなんとも奇妙な理由で訴えを却下している。すなわち「住民訴訟とは、地方公共団体の執行機関または職員の財務会計上の違法な行為が住民の利益を害することを予防または是正することを目的とする制度であるが」「本件の場合、公金を一般会計から企業会計へ移したものであり、いずれも三重県という同一法人内での公金の移動であるから、住民訴訟の対象たり得ない」というもの。ならば地方財政法6条はどうなる！（裁判官は小川悦男、増田周三、西村康一郎の3氏）この判決が高裁で否定されたわけだ。

ダム暴走のメカニズムを衝く

反河口堰（ダム）運動の中で、閣議が所管の省庁へ再検討を指示したことはない。議会が中止を議決したこともない。閣議の議案書は予め各省庁の事務次官会議で合意したペーパーであって、首相官邸製ではなく、予算は - 内閣直属の機関ではなく - 大蔵省。その骨格とデテールは同省主計局と各省庁との事務折衝の段階で固まってしまふ。内閣も議会も機能せず、ローテーションの早い大臣の指導力に期待もできぬ。加えてダムの場合、水資源公団は公共企業体ではなく、起債で事業を進め、債務を受水県へ転嫁するトンネル会計だ。このことが無用のダム建設を助長している。

唯、県がその事業の効用と債務のバランスから受容を拒否した場合のみ、公団は断念を迫られる。ただし、知事は1/2は天下り官僚、議会がオール与党では中止の前例は希だが。それがこの一両年不況の中でようやく、不要論が陽の目を見るようになった。即ち、県が鉄壁の官

長良川河口堰
支出差し止め

名古屋
高裁

住民に訴訟の権利

破棄差し戻し判決

長良川河口堰をめぐる、三重県が一般会計から建設費負担金を支出するのは地方財政法に違反するなどと訴え、同県桑名市の市議員十人が北川正徳知事らを相手取り、支出の差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決が十三日、名古屋高裁であった。借本淳子裁判長は「県の支出は住民訴訟の対象となる」と述べ、「請求は住民訴訟に適さない」と

請求を却下した一審・津地裁判決を取り消し、審理を津地裁に差し戻し判決を言い渡した。差し戻し審は今回の判決に拘束されるため、三重県側が上告しなければ、県の支出に違法性があるかどうかについて実質的な審理が始まる見通しだ。市議員らは「改めて河口堰の是非も問いたい」としている。

一般会計から工業用水道特別会計への支出行為も地方自治法上の「公金の支出」に当たると認定。「違法な会計間の繰り入れは税金を減らし、住民全体の利益を害する」と指摘した。そのうえで「住民にはその予防や是正を求める住民訴訟を越えず権利がある」と述べた。

僚体制のアキレス腱なのである。ここへ反撃を集中し、債務の支払不能へ追い込む。地方公営企業法43条以下は、財政の再建を要する企業について県が再建計画を立てて国の承認をを求めることで、起債および債務の利子のうち3.5%を越える部分につき、国の補給を受けられるとある。一般会計からの繰り入れ阻止は、不採算ダムをここへ追い込むこと、あわせて次のダム暴走に歯止めをかけることをねらいとする。我が国の裁判所の現状、樂觀を許さないが、借金まみれの公共事業への批判の高まりの中、希望をもって本件訴訟を進めたいと思っている。

長良川河口堰(三重県桑名市、長島町)の運用が一九九五年七月に始まり五律が過ぎた。建設省は「洪水の防止に役立てている」と強調する。しかし、工前から指摘された生態系への影響を懸念する市民は高まっていく。確保した水が死ねず、地元自治体の財政を圧迫することもはつきりしてきた。長良川河口堰は、いままも公共事業のあり方を問うている。(社会部・伊藤 賢一、小沢 晴子)

長良川河口堰 運用開始5年

治水効果を強調

今年十一月、堰上流の長良川流域(岐阜市)が堰について考える勉強会を開いた。関係する二十流域では、運用後初めての動きがあった。自然派の岐阜県議でもある松野幸四郎議員は「この流域の急増を指摘した。アユは川で育ち海に下り、成長して川に戻る。この五年間で同流域のアユの漁獲量は約八十パーセントに減った。その時期が遅れて小細化するため、市場価格が落ち込み、漁獲はさらに激しい。運用前に一人あたり平均百万円もの補償金ももらったが、被害は甚大だった」と松野組合長という。

新規需要見込めず 「水余り」財政圧迫

加えて、利水効果もたらわれなかった。堰で確保した毎秒二一・五トンの水のうち使われているのは、長良川、三重湖で計三・九トンだ。名古屋は取水施設もできていない。堰に見合う新規需要がないのだ。千八百四十億円の河口堰事業費のうち、約九百億円は「利水分」として堰完成後、水質開発公団へ二十三年ローンで支払う。利子を含めると約千四百億円になる。返済は、水を売ったお金でまかなうはずだったが計算が狂った。

長良川河口堰をめぐる動き

1960年1月	長良川河口ダム構想発表
73年7月	事業認可
76年9月	岐阜県安八町で堤防決壊
82年4月	建設差し止めを市民が岐阜地裁へ提訴
88年3月	河口堰本体工事に着手
6月	「長良川河口堰建設に反対する会」が発足
7月	起工式
90年12月	国会議員259人が建設一時中止、320人が推進の署名を提出
94年7月	岐阜地裁が差し止め請求を棄却。名古屋高裁へ控訴
95年3月	円卓会議開催。第三者の学識者を入れ、反対・推進両派、地元自治体、建設省などが参加
6月	建設省がダム審議委員会の導入を発表
7月	河口堰の運用開始
97年12月	新河川法施行
98年9月	支出差し止め訴訟で名古屋高裁が控訴棄却
12月	津地裁が門前払いした三重県の支出差し止め訴訟で、名古屋高裁が差し戻しの判断
2000年7月	

「水余り」は工前からの指摘があった。それだけに愛知、三重両県の住民が「使っていない河口堰の建設費を、県が一般会計で負担するのは地方財政法違反だ」と、両県をそれぞれ訴えていく。三重県分については名古屋高裁は今年十一月十三日、「既に済まさない」と門前払いした津地裁の判決を破棄し、差し戻した。住民側の主張を認めなければならぬが、水利をめぐる法廷論争に道を開いた。

「むだ」の徴収に

長良川河口堰は、研究者やジャーナリスで作る「二十世紀環境協会」が九八年に実施したアンケートで、「むだな公共事業」の第一位にランクされた。公共事業を考へる象徴的な存在になっていることをうかがわれた。

住民投票で揺れる吉野川可動堰(徳島県)の市民グループは、反面教師として、長良川河口堰の現勢を直視して批判し、市民レベルの連携を進む。建設省にも教訓を残して、同省は九七年に住民対話や環境監視を盛り込んだ新河川法を施行し、部分的に中小ダムの中止、休止も打ち出した。河川審議会の管理部会に昨年、日本自然保護協会、日本野鳥の会も特別委員に加えるなど、柔軟路線を進めている。特別委員になった日本自然保護協会の旗山一穂事務部長は「計画段階から市民のかかわりが重要だと、役所も意識し始めた」と、まだ古いダム計画などに固執している部分もあるが、想像も出来なかった変化だ」と話す。

法律は現状に呼応し、問題解決をするためにも関わらず、行政主導の立案は、最初から限界に突き当たっている。全体的な骨格の問題に表面的に治療効果のないばんそうこうを張るようなものだ。総合的な解決を望むのであれば立法府に望みをかけるしかない。そこにおいて、本来、問われなければならぬであろう論点は以下の通りである。

①事業の計画段階で、十分な情報公開と住民参加を確保し、公益性、必要性、妥当性、優先性を議論する仕組みを確保する。高齢化し、税収が減る社会で、ハコモノと、年金や医療といったソフトな公共事業を六五〇兆円の赤字を返しながらどう選択するか、住民自身が決めるべき時代である。

②現在、公益性の議論の中に入らない自然環境の価値を考慮できるようにする。

③行政手続法定時に立ち消えてしまった「計画確定手続」を盛り込む。これは、あらゆる公共事業の計画段階で厳重に住民参加をさせて議論をする制度だ。入り口を厳重にする代わりに、出口の効率化を図ることになるので、慎重な検討が必要である。

④自然環境への影響だけに絞った環境

影響評価法を、戦略的アセスメントに大改正して、社会的な影響その他すべてを評価に入れる。

⑤事業認定に対する取消し訴訟を起こした場合、行政事件訴訟法の中で裁判所が執行停止を判断するための要件を整え、国民にとって意味のある裁判運営を実現する。

これらすべての論点を総合的に検証し、議論できるのは国会しかない。しかも既存の委員会での通り一遍な法案審議では対応できない。縦割りを廃した特別委員会を設置して、専門家や当事者、関係者をそろえて公聴会を開き、一つひとつを丁寧に勉強しながら、審議を進める必要がある。具体的な法改正メニューはその後で決めるべきだ。その意味でも、今回建設省が進めている法改正はあまりに局所的であり、縦割り行政の弊害がそのまま現れている。政府提案による法改正の弊害と言ってもいい。

行政主導の政策立案の課題

今回の改正の流れは、「土地収用制度調査研究会」で作られている。建設省建設経済局長の「私的研究会」としながら、知る人がみれば明らかに改正の

ための常套手段だ。担当官をおき、公人を含む二〇名もの研究会メンバーを集め、大々的かつ組織的に進める。法的根拠なしに行うものだから私的研究会というしかないだけだ。言葉は悪いが、「無法地帯」で私的な枠組を装って正式な法改正の流れが作られる。

さて、建設省によれば、研究会メンバーは、大学教授一名、環境など市民団体三名、マスコミ二名、自治体一名、行政OB二名、弁護士一名、土地鑑定一名、収用委員一名、事業者一名などとなっている。これらの人は必ずしも、土地収用法の専門家でもなければ、私たち国民の側で、国家権力を左右する法律の検討を負託したつもりも権限も与えたつもりもない。第一、研究会は非公開で開かれ、誰がメンバーかも非公開である。成田空港問題で収用委員達が襲われるなどした経緯が背景にあるからだと言われているが、まったく筋の違う話だ。一般国民は論点が出揃う段階で意見を出す機会すら与えられていないにも関わらず、建設省は自治体などにアンケートで現場の声を上げさせていることも分かっている。誰が何を言っているかがなされるのか、政策過程がまったく明らかにならない。研究会では、第三回の九月にはすでに「制度見直しの基本的な方向性の検

討」をするとある。最終回の一二月の「制度見直しの骨子案の取り決め」までには、他の省庁との調整もほぼ終わりになっていると予想できる。これでも一年一月から始まる通常国会への提出準備完了である。

一事が万事、このようなパターンでなされるのが政府提案による法改正作業の現状であろう。これでは法律は国民の感覚には近づくかない。

今回、この改正に際して、国会はどのような力が発揮できるか。二〇〇一年に始まる国土交通省を監視すべき立法府の力が試されるとも言える。また、ダムや道路や廃棄物処分場などを巡って政府批判を強める国民や、トラスト運動や住民投票運動など様々な手法で声を挙げ、一定の成果を収めてきた人々がどう議員達に問題を提起できるか、そして議員達がそれをどう受けとめるかにかかってくる。公共事業を巡る世論の闘いが佳境に入ってきた。

(まさの・あつこ)

用語解説
トラスト運動…共有地運動、一坪運動など様々な呼び方が混在する。自然の豊かな土地の保全や公共事業阻止を目的に用地や立ち木を共同で購入する運動手法。

る近藤ゆり子さん（徳山ダム建設中止を求める会）はこう語る。

「事業の公共性に対する疑問を広く議論し、第三者によって客観的に審査する場を作る前に、収用法自体の改正を先行させるのは本末転倒ではないでしょうか」

徳山ダムは木曾三川の一つ揖斐川の最上流に水資源開発公団が昭和四六年に計画したダム事業で、完成すれば丸ごと水没する徳山村は同六二年に廃村となった。高度成長の終焉とともに水需要が頭打ちとなり、下流に完成された長良川河口堰の水さえも余った状態で、徳山ダムから水を最も多く買う予定だった名古屋は、すでにその半分以上を不要であるとして正式に返上する一方で、ダムの水より安全で安価な地下水が豊富な自治体までが水を買うことを想定してなお進められている水資源開発事業である。公共性が乏しいとして事業認定の取り消しを訴えた裁判が続行中であると同時に、周辺住民を中心とした一六名の地権者を相手に現在まさに収用委員会の審理が進む中、事業は着々と進められている。

岡山県で進められる建設省の苦田ダム事業でも同様の事態が展開している。トラス運動を進めながら、事業認定取消し訴訟と収用委員会双方に取り組

む矢山有作さん（ストップザ苦田ダム代表）は、土地収用法と裁判制度との関わりを強く問題視する。

「事業認定の取消し裁判を認めながら、事業がそのまま続行される今の法制度には矛盾がある。公益性を問う裁判を認めるのであれば、裁判中は事業を止めるべき。時間がかかり事業が長期化するからダメだと言うなら、裁判所、原告、被告が精力的に集中して裁判を行ない、一年なり二年なり期限を区切るなどして裁判の運営を変えればいい。裁判技術の問題だ。そこを是正しないで、公聴会で聞いてやるから収用委員会はさっと済ませろというのは法制上の問題を悪化させるだけだ」

苦田ダムは、吉井川の歩いて渡れるほどの最上流に位置し、岡山県奥津町の豊かな米どころを沈めることとなる。昭和三二年の計画で水を買う予定だった自治体の一つ、倉敷市が事業から手を引いて論議を呼んだ。議会、首長一体となって反対をしていた奥津町行政への岡山県による強引な補助金カットなど異常な反対運動つぶしがあり、公共事業として疑問視せざるを得ない経緯もある。地権者二二〇名のうち、約四二〇名が、事業認定取消し訴訟の原告となっている。

静岡空港にしても、①オオタカや貴

重な植物の存在など環境面の公益性、②一九九九年に財政危機宣言をした一方で、二千億円の事業支出を職員給与カットなどで乗りきろうとする静岡県政と、一七八万人から一〇〇万人へ下方修正された需要予測への疑問、③空港予定地は新幹線トンネルの上にあるという安全性や耐久性への疑問など、まさしく公益性への疑問から起きている反対運動であることを見逃してはならない。

「公共事業」や「公益性」そのものが、根本から問い直されているのである。そこに「岡山県や静岡県からも改正の要望が届いている」（建設省談）として行政の手続きだけが迅速化される法改正が行なわれようとしている。時代に逆行した話である。「公共政策」の名に値すると言えるのだろうか。

対象の拡大化

改正の方針では、もう一つ注視すべきことがある。土地収用の対象事業の拡大化だ。第一回の研究会では、民営化の流れで登場した独立行政法人、指定法人、PFIや、新種の事業として高レベル放射性廃棄物の最終処分場、リサイクル施設などが資料に含まれている。

厚生省は廃棄物処理センターを土地収用の対象にして欲しいと一九九九年秋に建設省に対し要望を出した。廃棄物処理センターは、地方自治体が財団法人や株式会社やPFIと共同で、いわば第三セクターで設立するゴミ処理施設や最終処分場だ。予定地の選定における住民参加や環境影響評価が万全でないまま、建設地の不足解消だけが優先されれば、地権者はもちろん周辺住民からの反発は今以上に大きくなるのではないかと。高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関して言えば、欧米が脱原発へ動きだし、日本でもようやく電力自由化が始まり、大手電力企業本位のエネルギー政策を見直すべき時期に、無条件に対象事業に加えられるなら、エネルギー政策に関心を寄せる人々からの反発を招くであろう。同様に、拡大生産者責任が叫ばれる中、私企業が利潤追求のために商品を開発販売した結果必要となるリサイクル施設にまで公共事業の概念を拡大することは矛盾する。これらはほんの一例であり、公共事業の概念が拡大したという理解で無造作に対象事業に含める方向で進めれば、行政不信は高まるだけである。

国会の出番

公共事業の実施をめぐるトラスト事例調べ（平成10年7月現在）（出典=建設省）

起業者	事業種別	反対目的	反対運動の方法	人数	規模
北陸地建	ダム	事業計画	土地共有	50	個人
中部地建	道路	ルート変更	所有権移転仮登記	14	個人
中部地建	道路	ルート変更	土地共有	76	地域
中国地建	ダム	建設阻止	一坪運動	1,097	全国
四国地建	道路	ルート反対	立木トラスト	160	個人
四国地建	ダム	建設阻止	借地トラスト	約3,000	全国 地方自治体
水資源公団	ダム	事業計画 自然環境保護	一坪運動	48	全国
鉄道公団	鉄道	生活環境保護 自然環境保護	立木トラスト	46	全国
鉄道公団	鉄道	生活環境保護	立木トラスト	32	全国
鉄道公団	鉄道	生活環境保護 自然環境保護	立木トラスト	不明	全国
空港公団	空港	事業計画	一坪運動	1,226	個人
帝都交通営団	鉄道	生活環境保護	一坪運動	260	全国
宮城県	ダム	事業計画	土地共有	82	地域
栃木県	道路	歴史的建物保護	一坪運動	不明	地域
埼玉県	道路	生活環境保護	所有権移転仮登記	12	個人
石川県	ダム	建設阻止 歴史的建物保護	土地共有 立木トラスト	282	全国
長野県	ダム	災害発生危険	立木トラスト	450	地域
静岡県	空港	生活環境保護 自然環境保護	一坪運動 立木トラスト	75 約1,200	地域 全国
愛知県	新住市街地 (万博会場)	生活環境保護	立木トラスト	約1,000	地域
滋賀県	空港	建設阻止 白紙撤回	立木トラスト (約2,300本)	約430	地域 全国
奈良県	道路	歴史的文化的財保護 景観保護 (大和古墳群)	要望書提出	不明	地域 (文化財保存協議会)
横浜市	鉄道	生活環境保護 自然環境保護	立木トラスト	約200	地域
京都市	緑地 (道路)	生活環境保護 自然環境保護	立木トラスト	不明	地域
広島市	ゴミ埋立	生活環境保護 (地下水汚染) 自然環境保護	立木トラスト	1,256	全国
東京都三多摩 地域広域廃棄 物処分組合	ゴミ埋立	生活環境保護 (地下水汚染) 自然環境保護	立木トラスト	約2,500	全国

に役割分担を明確にする。またこれまではまったく明らかでなかった認定の理由を公開する」と建設省事務局は第一回の研究会が終わった時点ですでに述べている。研究会が進む前からすでに方針は決まっているようである。

取用委員会は各都道府県に設置されるが、現場からの訴えはさらに細かい。東京都によれば、多摩市日の出町で起きている二ツ塚廃棄物広域処分場で

のトラスト運動において、五七〇〇万円の土地と物件の取用のために、全国に広がった二八〇〇人を相手に時間、労力と共に一〇億円近い経費が投入されているという。そこで「早く公共事業をするための要望を都として政府へ提出した」という。具体的には、①取用に際する権利関係の確認を立会い署名方式から公示縦覧方式に、②取用委員会の審理は同じ意見については代表

無視される研究会での議論

者による意見陳述方式に、③補償金の支払いは郵便為替などの簡易支払い制度も認めるように（現在は地権者が全国に散らばっていても持参しなければならぬ）。④共有物件の移転補償は全員の合意から、四分の三の合意とすることなど、手続きの簡素化が眼目だ。

こうした動きに関して注目すべきは研究会での第一回目の議論だ。建設省事務局も認める通り、そこでは、土地収用法自体の問題より公共事業のあり方そのものに問題があるという意見が多かったのである。

議事要旨には「公共事業に関する政策評価の問題がクローズアップされてきており、今後は更に進んで事前評価や、第三者による政策評価が問題となってくる」と強引に進めてきた事業を、一遍立ち止まって振り返ってみる

ための法律の整備が必要である。」事業認定の段階があるいはそれ以前の計画策定の段階において、情報公開、参加手続を進めていく必要がある」とどの意見がある。

建設省の認識がいかに世論からズレているかがわかるであろう。

それでは、こうした意見をどのように受け止め、成果を出すのだろうか。尋ねてみた。土地収用法の体系内のも

のは、研究会で報告書を作って提示し法改正をします。体系の中で対応できないものは、建設省主導でなく、座長が受けとめた上、世論がどう受けとめるかということになるでしょう」と課長補佐。つまり法の体系内で処理できるものにとどめ、それ以上については責任をもたないということである。これでは、たとえ研究会メンバーが建設省全体に反映されるべき意見を出しても生かされない。問題の是正は不可能である。

なぜトラスト運動は起こるのか

トラスト運動を展開している側は、この動きをどう受けとめるのだろうか？岐阜県で今年着工された徳山ダムでトラスト運動を展開し、建設大臣による事業認定の取り消し訴訟の原告でもあ

世論から遠い 土地収用法改正を考える

公共事業を迅速に進めるために、建設省により、土地収用法改正が議論され始めた。しかし、建設省が問題とすることと世論が問題とすることの間には、大きく深い溝がある。

ジャーナリスト
政野淳子

ある公共事業そのものへの批判や公益性への疑問が持ち込まれ、負担がかかっているというのが改正の一つのきっかけだ。
それならば、公共事業といわれるものの公益性や優先性を計画策定段階に遡って総合的に是正しなければならぬにも関わらず、たまたまシブアナ形でひずみが出た土地収用法の改正のみにとどめようとしているのが今回の建設省の動きである。

手続きの迅速化

「土地収用制度調査研究会」の事務局である建設省建設経済局総務課長補佐は、今回の改正の最も大きな論点は、事業認定と収用委員会の手続きの役割分担だという。研究会の議事要旨にも、「権限外であるにもかかわらず、収用委員会の審理においては七〇八割が事業計画の妥当性についての批判に終始しているのが現状であり、本来の任務である土地の範囲であるとか、補償金額であるとかについての審理に要する時間は極めて少ない」とある。

そこで、「反対論者の意見を事業認定の前に十分に聞き、その代わり収用委員会をすっきりと済ませるといふよう

建設省が土地収用法の改正作業に入った。五月に建設経済局長の私的研究会として「土地収用制度調査研究会」を設置し、一二月までに四回開催して報告書を出すという。不要な公共事業への批判から広がったトラスト運動などへの対応や、公共事業概念の拡大が背景にあり、その答えとして、手続の迅速化と土地収用の対象の拡大という二つの方向性が明らかになっている。政府提出法案にありがちな縦割り対応である。

公共事業と土地収用法

土地収用法は昭和二六年に制定され

た。憲法第二九条「財産権は、これを侵してはならない」(第一項)が、「正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」(第三項)財産権の公共の福祉のための制限に基き、公共事業を進めたいが地権者などが土地買収などに応じない場合、正当な補償金を定めて収用し、事業を円滑に進めることを事実上の目的としている。

収用の手続きには、①建設大臣または知事が土地収用を行なう事業を認定し、②補償額の妥当性について収用委員会を開いて審理するという二段階がある。引渡し合意に至らない場合、行政代執行による強制取得を許す。俗に「強制収用」と言われるのがそれだ。

制定から半世紀、昨今、新規のダム、道路、橋、港湾などの整備の必要性が薄れ、人々は、これ以上のハコモノの公共事業が本場に「公共のため」なのかという根本的な疑問を強く抱き、税金の使い道、住民参加、情報公開、自然環境の保全といった新しい観点から個々の事業を見つめなおしている。

同時に、不要であると考えた公共事業を阻止する有効な手立てがないまま、土地などを所有することによって事業を阻止しようとする運動が広がっている。ところが、事業の公益性を議論する場合は収用の手続きに入ってもなおない。結果的に、本来、補償額を話し合う場である収用委員会にその権限外で

ダム問題基礎講座②

基本高水流量と計画高水流量 〈その2〉

・・・ 苦田ダムを例にとって・・・

前号で基本高水流量や計画高水流量の意味と、それらとダム建設計画との関係を解説しました。基本高水流量は 100年とか 150年とかに 1 回の確率で来ることが想定される最大洪水流量です。洪水調節を行うダムが計画されている河川の場合は、基本高水流量をダムで受け持つ分と河道で受け持つ分に分けます。後者は河川改修で対応する分で、これを計画高水流量と言ひ、その流下が可能となるように堤防の整備や河床の掘削が進められていきます。すなわち、

$$〔基本高水流量〕 = 〔ダムの洪水調節量〕 + 〔計画高水流量〕$$

の関係になり、ダムが必要でなければ、〔基本高水流量〕 = 〔計画高水流量〕となります。

ここで重要であるのは、基本高水流量が大きく設定されれば、河川改修で対応する計画高水流量を基本高水流量が上回って、洪水調節ダムが必要となってくることです。実際に、基本高水流量が洪水流量の実績と比べて過大な値に設定され、そのために、本来は不要なダム建設計画が進められている例が多々あります。

今回と次回は苦田ダムの建設が計画されている岡山県吉井川を例にとって、基本高水流量が果たしている役割とその虚構を検証してみましょう。

1. ダム計画の進行と符合する基本高水流量の倍増

吉井川では中流部の岩戸（和気町）が治水計画の基準地点になっています。岩戸の基本高水流量と計画高水流量についての過去の経過は次のとおりです。なお、基本高水流量という概念ができたのは、昭和39年の河川法改正からのことで、それまでは、計画高水流量だけでした。

昭和27年 吉井川水系改修事業の計画高水流量 5800立方メートル/秒

(39年 河川法改正)

40年 吉井川水系工事実施基本計画

基本高水流量（計画高水流量） 5800立方メートル/秒

(40年代 苦田ダム計画が進行)

48年 吉井川水系工事実施基本計画の改定

基本高水流量 11000立方メートル/秒

計画高水流量 7500立方メートル/秒

上記のとおり、昭和47年までは基本高水流量は計画高水流量と同じ値、すなわち、ダムなしで（河川改修だけで）洪水に対応できる治水計画でした。ところが、48年の工事実施基本計画の改定により、基本高水流量が一挙に倍増して11000 立方メートル/秒となり、数字上は苦田ダムとその他の洪水調節ダムが必要となりました。理由は、それまでの計画が既往最大洪水流量をベースにしていたのに対して、48年の改定計画は150年に1回の洪水流量を想定したものに変わったということです。

しかし、いかに150年に1回とはいえ、11000立方メートル/秒という大洪水が本当に来るのでしょうか。その疑問に対する回答は2.以降で述べることにして、上記の経過において注目すべきことは苦田ダム計画の進行と相まって、48年に基本高水流量の倍増が行われたことです。それまでの吉井川治水計画では苦田ダム等のダム群は不要ということになっていたのに、48年の改定でダムがなくては洪水に対応できないという計画に変わったのです。これは、苦田ダムをつくるための治水計画の改定であったことを示唆しています。

2. 基本高水流量 11000立方メートル/秒の異常さ

前号で述べたように、基本高水流量は、i. 100年とか 150年に1回の最大降雨量（計画降雨量）を統計計算、ii. 過去のいくつかの洪水に計画降雨量を当てはめて洪水流量を計算（洪水流量の引き伸ばし計算）、iii. 各洪水についての最大流量の計算結果から基本高水流量を選択、の手順を踏んで求めます（雨量確率方式）。このうち、iは客観性がありますが、ii、iiiは恣意的な要素が多々あります。

吉井川の場合、iiでは過去のたった5つの洪水だけについて計算しています。通常は10以上の洪水について計算するものですから、随分手抜きの計算が行われました。ここで取り上げたいのはそのことよりも、

ii の計算そのもののおかしさです。計算の手法の問題点は次回に回すことにして、その計算結果と実績値との乖離を見てみましょう。

図1の実績値○は年最大洪水流量が出た時の降雨量とその流量との関係を示しています。また、同図の計算値▲と△は計画降雨量(285mm/2日)と、それを過去5洪水に当てはめて求めた最大流量との関係を示しています。実績値○は降雨量と最大洪水流量との間にある程度の相関関係がみられます。ところが、五つの計算値のうち、三つ(10000立方メートル/秒以上の▲)は実績値○とはかけ離れた場所に位置しており、実績と比べて異常に大きい流量が求められていることが分かります。その計算値の最大11000立方メートル/秒が基本高水流量として採用されています。計算の手法を吟味するまでもなく、同図は基本高水流量の算出において随分と無茶な計算が行われたことを如実に示しています。

実績と乖離した計算を行って、それがあたかも科学的な計算であるかのように装い、ダムがなければ、大洪水に対応できないとするのが河川管理者の常套手段なのです。

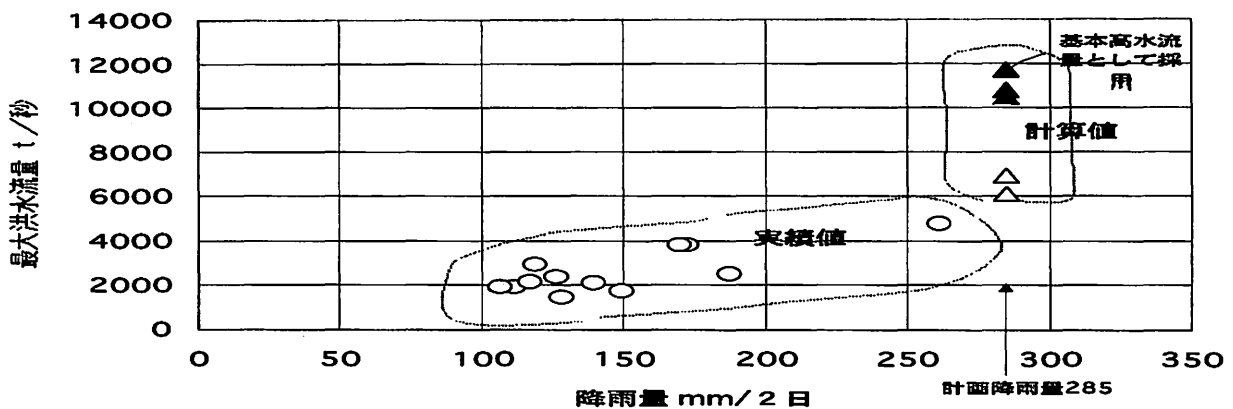


図1 吉井川の雨量と洪水流量 (実績は1961-1972年)

3. 苫田ダムは必要か？

図2の棒グラフは過去の実績洪水流量(年最大流量の観測値)の頻度分布です。実績洪水流量と比べて、基本高水流量11000立方メートル/秒が異常に大きい値であることは同図からも明らかです。前号で述べたように、100年とか150年とかに1回の洪水流量が本当は何立方メートル/秒であるかは、この実績洪水流量から統計的に直接求めることができます(流量確率方式)。

吉井川(岩戸)について150年に1回の洪水流量を流量確率方式で求めると、約6700立方メートル/秒になります。これは図3に示すとおり、基本高水流量11000立方メートル/秒よりかなり小さく、更に、河川改修で対応する計画高水流量7500立方メートル/秒をも下回っています。このことは、河川改修さえ計画どおり実施すれば、150年に1回の洪水に対応できることを意味しています。

要するに、吉井川においては河川改修さえ計画どおり実施すれば、大洪水に対応できるのであって、苫田ダムの必要性は皆無なのです。(続)

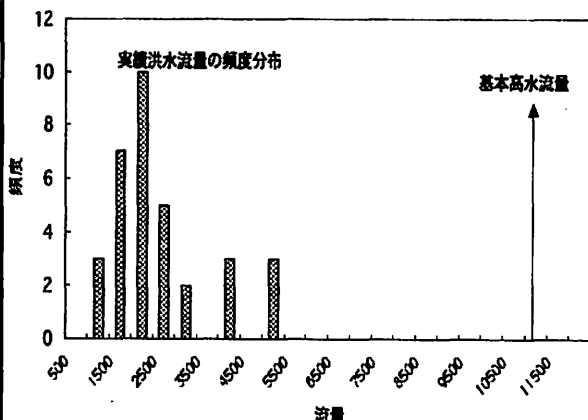
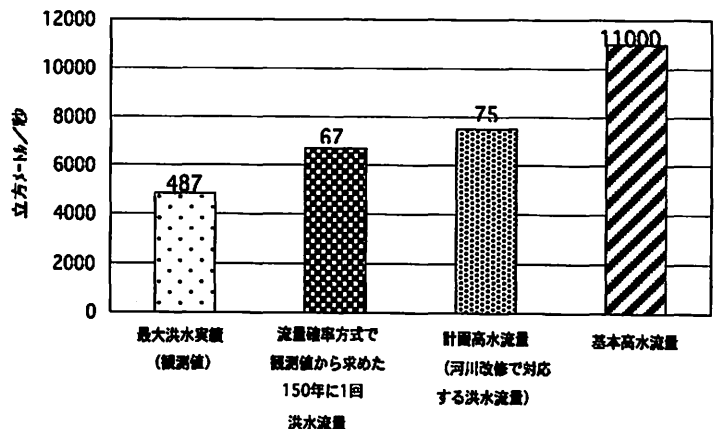


図2 吉井川の洪水流量の実績と基本高水流量(実績は観測値のみを示す)

図3 吉井川の洪水流量



足羽川ダム建設計画撤回白紙化要請、決意を明書白

昭和四十二年に建設省の足羽川ダム建設計画発表以来すでに三十五年が経過した。この間、私たう美山町ダム及対期成同盟会は、左記理由のもと、始終一貫、ダム建設阻止貫徹に、必死の陣情、抗議運動を展開し今日に至っている。

- 一、県郡から僅か二十工料の地兵でのダム建設は全国的にも 例がなく、水不足も全くなし。
- 一、金山約八割の人工林と豊田な広葉林によって大洪水災害の危険性はなし。
- 一、地域一帯は崩れ易い花崗岩の風化地層でダム建設で一帯に金山山崩れが発生する。
- 一、約一千年の歴史を重んじる地区民は過疎に關係なく、県下に誇り文化財を守り抜いている。
- 一、毒ガス原料を採掘した鉱山跡の危険、並に地震活断層が集中する危険地帯である。

足羽川ダム建設事業審議会委員会はダム建設見直しの中に、私たう地区民の及対理由を熟知され、最終答申の中へ現計画地は不適当と判断された。建設省は速やかに現計画の中止、又は白紙化されてこそ委員会に委ねた意義あることを完全に無視している。

更に昨年十一月発表された却子川ダム代替候補案を現地調査確定の段階で足羽川ダム計画地と比較検討し、最終判断すると示したことは、更にダム審議会委員を全く経視行為であると共に、切実に訴へ続けて来た我々、われと下流市町村団体に對して計り知れない侮辱した発表である。

約四年前、当時の亀井建設大臣は我われとの会談の中で「ダム問題は建設省が国家目的下やる事業ではない、地元と地域全体で考へる事が重要であり、その前提なくして建設省が先走る必要はない」と明言された。

地元地区民を無視し統一方針に計画を押し進めて来た近畿地方建設局の官吏行政を速やかに是正され、ダム審議会委員会の答申内容の現計画地は不適当と判断と尊重して足羽川ダム建設計画を即刻中止発表されるよう要請する。

(県、中、高へ)

ダム審議会委員会の答申の前文に足羽川ダムは必要云云は建設省に對しての事なる既處痛々分りである、我々は解釈している。

因つて多くの県民並に地区民は約三十五年間、敷しく攻防が続いた足羽川ダム
計画は終末を迎へたものと認識が深まっている。

足羽川ダム建設に因つて福井市は日量三万トンの飲料、農工用水を
要請していたが今後の人口減少、産業状況から軌道修正、その必要性は全く
なく有つた。

更に福井市は本年に入り地下水を飲料水として全国に販売する計画が
大きく報道され、我われ関係地区民は愕然とし、憤りを感じざるを得なへ。

今後ダム建設の促進は二度とあつてはなうなへ。市当局の猛省を促したい。

今や国々の緊迫した財政難突入の折、各党も世論も大型公共事業の
見直しが大きく叫ばれる中、与党の責任者はダムこそ早急に見直しへまで
あり、すでに百数十ヶ所の見直しと数拾ヶ所の中止を決定していると言ふた
ダム審議委員会で不当と判断された足羽川ダム建設計画こそ
早急に見直しされるべきであり、県、市、地区、一丸となつて最善の努力される
ことを心から要請する。

尚、県が中心になり制定された五拾億円基金制度の廃止。

福井市を始め近隣四町の足羽川ダム建設促進同盟会の即時解散。

私たちが美山町ダム反対同盟会は過去五拾数年間、足羽川ダム計画の
不当性、必要性、危険性も必死に訴へ続けて来た。私たちはダム問題が
障害となり、地区の悪化、豊かなくなるなど作りか大きく名乗れている。しかし
私たちは怯む事なく、心豊かな平和郷を目指して努力を重ねる現在である。
近畿地建が今まで同様、一方的に計画と進められようとも私たちが同盟会の命かけの
反対決意は不変である。

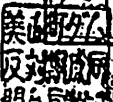
時代の交転と認識され、速やかに足羽川ダム建設計画の白紙化、中止と
決定されるよう特段の配慮を心から要請する。

平成十二年七月一日

福井県足羽郡美山町横越

美山町ダム反対同盟会会長 小田中守人

会員一同



近畿地方建設局長

福井県知事 栗田章雄

福井市長 福井哲夫

殿

吉田ダム住民訴訟の状況

1. 協力感謝金返還請求訴訟
 - ◇1987(昭和62)年6月 岡山地裁に提訴 原告21名
 - ◇1996(平成8)年12月 判決。請求棄却、口頭弁論43回
 - 広島高裁岡山支部に控訴、控訴人12名
 - ◇2000(平成12)年6月22日 第6回口頭弁論
2. 県広域水道企業団、出資金、貸付金賠償請求訴訟
 - ◇1999(平成11)年5月 岡山地裁に提訴、
 - ◇2000(平成12)年2月 第4回口頭弁論
 - 4月、5月、小法廷での準備手続き 争点整理のため

3. 事業認定取消請求事件
 ◇2000(平成12)年5月17日 岡山地裁に提訴、原告422名

土地収用法

第二〇条 建設大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消すことができる。

一 事業が第三項の事業でないこと
 二 事業が第三項の事業であるにもかかわらず、当該事業の施行に必要と認められるものではないこと
 三 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用を促進し、または土地利用の向上を図るに資するものであること

◇事業認定の違法性を裁判で争っている間にも、強制収用手続きは進み、工事は進んでいくという今の法律は全くおかしいのです。こうしたことを変えていくのも世論の力です。(「やめよ!徳山ダム」の編集者近藤のり子さん)

【編集後記】

◆吉田ダム事業認定の取り消し訴訟が、5月17日提起された。
 公共性も必要性もない吉田ダムを正面からとらえた住民訴訟がはじまった。この裁判の原告団に地権者の3分の1を超える422人も参加したのは大変なことだ。
 ◆建設省吉田ダム工事事務所は、ダム建設工事に伴う用地補償協議と称して、土地共有者の地権者宅を訪問したり、電話で日程の問い合わせをしている。訪問先での彼等の手口の一には、土地を提供者に返してあげてください。土地提供者は、返された土地は、町に寄付すると言っている。など、土地提供者を使って地権者の心をくすぐる戦術を採っている。
 ◆元々土地提供者と土地共有者の間には、贈与・売買契約が結ばれており、土地を返

す、返さないというような関係ではない。
 ダムを阻止する手段としての土地共有である。建設省は、百も承知していても地権者を切り崩すことで、強制収用への地ならしをしているとしか思えない。
 ◆建設省の対応も、長野知事時代の強圧的手法から、ソフトタッチな手口へ変わったが、背後では強制収用のアイクチをつきつけている。人間の尊厳をふみにじってはばからない長野知事時代と本質的には変わらない。
 ◆土地共有運動は、百害あって一利ない吉田ダム建設の阻止が原点だ。莫大な税金の無駄遣いと巨大な産業廃棄物の出現を防止し、本流にダムのない吉井川の清流と豊かな自然を守るには、この原点を忘れてはならない。(N)

P.4

原告団422人が岡山地裁へ訴状提出

5月17日午前10時、岡山地方裁判所玄関前に、多くの報道陣が待機する中、原告団団長の矢山有作さんほか13人が集合しました。そして、代理人の大石和昭、石田正也、則武透の三人の弁護士とともに、地裁へ422人の委任状を添え、訴状を提出しました。

公共事業のあり方を問う 原告団の記者会見

10時30分から、裁判所近くの岡山弁護士会館で、原告団の記者会見がおこなわれました。会見には、矢山有作団長、谷川正彦副団長、横田悦子副団長、武田英夫事務局長と代理人の大石、石田、則武三人の弁護士が立ち会いました。
 席上、矢山さんはこれまでのたたかいのなかで、吉田ダムは百害あって一利ないことが浮彫りとなった。治水、利水でも必要がない。そのうえ、環境を破壊するダムに莫大な費用をかける必要がない——ことを前提として今回の裁判は、①公共事業のあり方②地方自治とのかわり③人間の生き方にかかわる問題として、歴史的な裁判としたい。と決意を述べました。

事業認定取消請求事件とは 大石弁護士の説明

代理人の大石和昭弁護士が、吉田ダム事業認定取消訴訟の要点について説明しました。冒頭大石弁護士は、岡山県内をはじめ、全国28都道府県から地権者の3分の1を超え

る422人も原告団参加者があったことに敬意を表すると述べました
訴訟相手は建設大臣と岡山県知事

事業認定取消請求事件は、建設大臣及び岡山県知事に対して、吉田ダム建設工事及びこれに伴う工事に係る土地収用法第20条の規定に基づく事業認定は、これを取り消す、というものです。

収用法20条の認定は違法

収用法第20条の事業認定の要件は、次の点で認められない。従って、違法であるというものです。

①事業目的である治水の必要性が認められない。吉井川の洪水防御は、吉田ダムのみでは不可能であり、上流ダム群により初めて可能となるものであるから、吉田ダムの根拠が不明である。とくに、吉井川中流域は、河川改修が遅れている。洪水防御には、河川改修河道整備を急ぐ必要がある。

②吉田ダムの利水開発は、岡山市や津山市らの市町村の水道事業の経営を悪化させ、地方財政に大きな負担を与えるものである。

③ダム建設は、自然環境を破壊し、貴重種であるクマタカ等の大型猛禽類の生息を困難にする。

④吉田ダム建設予定地の地質構造は、ダム建設には、危険であり、不適切である。

吉田ダム建設の事業認定は、こうした重要な点を考慮、評価しておらず、収用法20条に違反する違法な事業認定処分である。と述べました。大石弁護士は、最後に今回の訴訟は、歴史に残る裁判としたい。と決意を表明しました。

支える会新規加入のお願い

年会費：個人1口2千円 団体1口5千円
 郵便振替：1350-5-63937
 加入者名：吉田ダム住民訴訟を支える会

P.2

吉井川

吉井川よ 生命の川よ 子や孫を育む ふるりの川よ。天地の恵みを選び流れよ永遠に。

事務局 岡山市春日町5-5 (岡山地区区内) ☎(086)232-3741
 ホームページ: <http://www3.ocn.ne.jp/~pokorin/damu/tomata.htm>

吉田ダムを正面から問う裁判 土地の強制収用取消訴訟

不必要な吉田ダム建設の事業認定取り消しを求めて、起業者である建設大臣と岡山県知事を相手に、地権者からなる原告団422人は、5月17日岡山地方裁判所に提訴しました。
 吉田ダム構想から43年、この間、県は行政圧迫や礼束攻撃で強引にダム建設をすすめてきました。そして、昨年6月水没

地区内の居住者、地権者を無視して、ダム本体工事に着手し、今年の3月土地の強制収用に係る事業認定を告示しました。
 今回の「事業認定取消訴訟」の裁判は、こうした地元の人も話をせず、一方的に地方自治を無視してきた国・県の行政のあり方と莫大な税金を使う吉田ダムの公益性と合理性を、正面から問う裁判となります。



中央原告団代表・矢山有作さん

歴史的な裁判に 公共事業の実態を抉り出す

5月・原告団を結成

引きつづき参加を求める

吉田ダムを土地収用法の適用対象事業とする認定は違法だとして、水没予定の土地共有者を中心に、5月14日その取り消しを求める行政訴訟の原告団が岡山市の勤労者福祉センターで結成されました。



結成総会では大石和昭弁護士が訴状の内容にふれながら、「吉田ダム建設事業には公共性がない、ここに焦点を当てた裁判にしたい」と訴えました。また原告団長に選ばれた矢山有作さんは「訴訟のあり方、人間と自然の関わり方を問う歴史的な裁判にしたい」と力強く決意表明しました。

40数年にわたる吉田ダム阻止の運動にとって、まさに正念場となるたたかいです。なお、当日までに原告団に参加申し込みをしたのは420人ですが、引きつづき原告参加を求めていくことを確認しました。矢山さん以外の選ばれた役員は次の通り、副団長：谷川正彦、横田悦子、崎本敏子、事務局長：武田英夫

敵団結して 立闘へ

きれいな水・豊かな自然を

1957年11月、吉田ダム建設計画を新聞報道で知ってから、奥津町は町をあげて反対運動に立ち上がりました。これに対し、県や国は、問答無用と3人の町長が辞任せざるを得ないような地方自治蹂躪の行政圧迫を加え、他方、水没予定地内の住民に対しては、人間の尊厳を踏みにじるような礼束攻撃で、ダム容認を強制し、終に、94年8月奥津町地域復興計画と引き替えに、町にダム建設を認めさせました。この暴挙こそ、逆に吉田ダムの必要性のなさ、公共性のなさを証明していると思います。

私たち原告団は、一致団結して事業認定取消訴訟をたたかい、吉田ダム阻止を勝ちとるとともに、強権を振ってまで、人の生活と自然を破壊してはばからぬ土建国家日本の公共事業の実態を抉り出す歴史的裁判にする決意です。

きれいな水と豊かな自然の保全に関心をもちの皆さんの御支援を心からお願い申し上げます。

吉田ダム建設事業の
 事業認定取消訴訟原告団
 団長 矢山有作

P.3

苦田ダム 「土地収用法の適用は違法」 地権者420人提訴

岡山県真庭市で建設中の苦田ダムが土地収用法の適用に違法だとして、建設者側を訴えたのは、地権者約420人が七日、建設大臣を相手取って、東京地裁に提訴した。岡山県真庭市で建設中の苦田ダムが土地収用法の適用に違法だとして、建設者側を訴えたのは、地権者約420人が七日、建設大臣を相手取って、東京地裁に提訴した。

苦田ダムは、計画が明らかになってから四十二年たった昨年六月、本体工事に着手した。だが、予定地の約四百四十七万のうちの約五・三万が未買収。一部を、反対派の住民が約千二百六十人が共同して売却を拒んでいるほか、一世帯が予定地内に住んでおり、売却に同意していない。

苦田ダム土地収用法適用取り消し訴訟

昨年六月に本体工事を始めた苦田ダム(真庭市)が、改めてその公益性を問われることになった。今なお買収用地を共有して建設反対運動が続く中、土地収用法に基く適用対象事業の認定分の取り消しを求める行政訴訟が七日、岡山地裁に起こされた。原告団は反対派の地権者約四百二十人。「苦田ダムのあり方をだし、国の公共事業への姿勢を問いたい」と訴えた。一方、事業を進める建設者側は「事業認定は公益性、必要性を適正に判断した結果」として事業を続ける方針。

原告団「公益性、合理性ない」



治水・利水に疑問

提訴後、原告団は岡山県南方二丁目の岡山弁護士会館で記者会見。原告団長で「ストップ・サ・苦田ダム」の会、代表の矢山有作さん(左)が、建設者や真庭市、町や地元住民を圧迫しながら、事業を強引に進めてきたと指摘。今後、地方財政や自然環境とのかわりも含めて問題点を明らかにしていくと説明した。

支障する大石和昭弁護士は、訴訟の争点は事業そのものの意味だと強調。「苦田ダム事業に公益性、合理性がないことを科学的に証明して」と訴えた。原告団長は「苦田ダムは治水・利水に疑問を抱かせるものがある」と述べた。

国「適法かつ適正」

提訴を受けて建設者側は「適法かつ適正」として、二〇〇四年のダム完成を目指して必「訴訟はまことに残念。必要な手続きを取り、計画的な用地取得を進めていく」と強調した。

土地収用法 公共事業のために土地を強制的に取得することに基づき、要件を定め、土地の取得を認める。土地の取得は、事業認定、収用裁決の2段階の手続きが取られる。建設者は、土地を収用する公益上の必要があることを判断し、事業認定を申請すれば、事業認定を受けることができる。事業認定後は、土地を強制的に取得できる。

訴訟の争点 ダム建設の意義 問い直すものに

土地収用法に基づく適用対象事業の認定取り消し行政訴訟の争点は、同法の適用要件とされる公益性も合理性があつたかだ。原告側は公益性がない根拠として治水では河川改修などの治水対策の方が有効だとしている。

原告側は、地元住民だけでなく、下流域の住民のことも考えていることが分かってきた。「公共事業のための公共事業」は認められない。真庭市に住んでいない岡山市清心町、自営業中山田鶴子さんも原告団に加わった。「住民を無視した行政の強引なやり方が行き過ぎた。土地の強制収用。真庭市だけでなく、住民みんなの問題だ」と話した。

木部委員は提訴について「訴訟の当事者でなく、コメントする立場ではない。事業認定自体には問題はない」と受け止めていると話した。

効で、ダムの効果は少ない。水の必要はない。新規利水の必要はない。貴重種も含め多様な生物が生息する自然環境に悪影響がある。建設予定地の地盤は地震災害が起きる恐れがある。以上を挙げていこう。四丁の理由は、ダムを建設する意義を問い直すものになりそう。

2000年7月28日
苦田ダムに反対する土地共有者の会
代表 由比浜 省吾

私たちはあくまで苦田ダム事業に反対である

全国で大型公共事業への批判が高まるなか、苦田ダムを巡っても、建設省と反対派住民との公開シンポが継続して開催されるなど、苦田ダムを巡る議論が行なわれている最中である。

また、苦田ダムの事業認定の取り消しを求める裁判も始まったばかりである。

しかし建設省は、昨年、本体工事を強行し、今年3月には事業認定をした。さらに、最近「共有者」への強権的な戸別訪問を行っている。

こうした、建設省の態度は言語道断であり、ただちに中止・撤回を求めるものである。

記

1. 苦田ダム建設計画は、全ての面で無駄であるばかりでなく、有害である。ただちに計画を中止すること。
2. 建設省職員による人権侵害につながる土地共有者への戸別訪問に抗議するとともに、今後は中止すること。
3. 現在、「苦田ダム事業認定取り消し」を求める裁判が始まり、苦田ダムの公共性を巡る議論が戦わされようとしている。裁判の結果が出るまで「事業認定」を取り消すとともに、本体工事を中止すること。

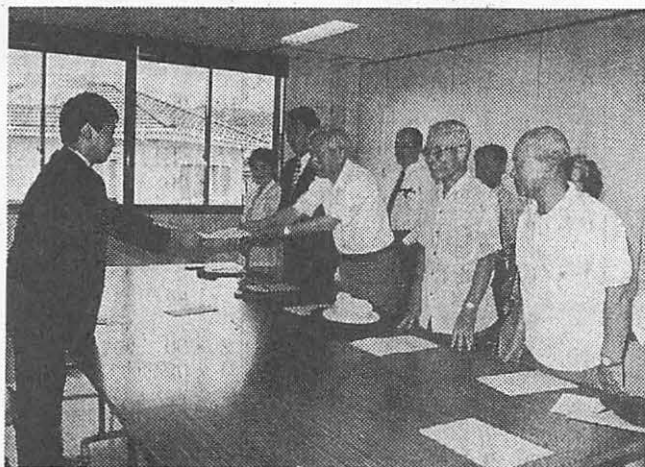
以上

奥津町の苦田ダム建設に反対する地権者らが二十八日、津山市小田中の建設省苦田ダム工事事務所の塚原浩一所长に「あくまで苦田ダム事業に反対」とした申入書を手渡した。

「苦田ダムに反対する土地共有者の会」の由比浜省吾代表ら十一人が同事務所を訪れ、今日三日付で赴任した塚原所长に改めてダム建設反対の意思を示し、建設中止を求めた。

由比浜代表が、「治水、利水効果の両面からも疑問だ。計画自体に無理があった」としたうえで、▽苦田ダム建設計画は、すべての面で無駄であるばかりでなく有害だ▽人権侵害につながる土地共有者への戸別訪問に抗議するとともに中止すること▽事業認定取り消しを求める裁判の結果が出るまで本体工事を中止せよ—などとした申入書を手渡した。

苦田ダム
0.7.29
地権者
塚原事務所長へ
「津山朝日」
反対を申し入れ



塚原所长（左）にダム反対の申入書を手渡す地権者ら

読み上げ、塚原所长に手渡した。

また「ストップ・ザ・苦田ダムの会」の矢山有作代表は、「土地共有者に土地譲渡を言うなら先に、強制収用が明らかかな事業認定を取り消すべきで、本末転倒だ」と抗議した。

塚原所长は、「工事は予定通り進める。戸別のお願いは迷惑がかららないように配慮し、続けていかざるを得ない。事業認定には、あくまでも協力していただけるよう誠意をもってお願いしたい」となだめようとした。

川辺川ダム問題の現状

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

西田 陽子

●球磨川漁協、川辺川ダム推進派が補償交渉委員会設置を求め臨時総代会開催へ

球磨川漁協の同意が得られないため、建設省は昨年度の本体着工を断念しましたが、漁協の中の一部のダム推進派は、執拗に球磨川漁協に対して「理事全員の解任」と「補償交渉委員会」の設置を求めて臨時総代会の開催を要求してきました。しかし、良識派の理事・監事は「ダムによる損害は漁民一人一人であるので、個人の財産権を侵害するようなことを一部の組合員だけしか出席しない総代会では決められない」ということで開催を拒み、監事も理事の姿勢を支持してきました。

大蔵省の概算要求の期限を8月に控え、建設省も川辺川工事事務所のみならず、九州地方建設局から担当者が出向いたり、流域の市町村長で構成している川辺川ダム建設促進協議会（会長・福永浩介人吉市長）が何度も漁協に赴き、建設への協力を要請し、さらに漁協内部の推進派は力づくで反対派を切り崩そうと躍起になっていました。

その結果、8月11日の臨時理事会では反対派だった2人が臨時総代会開催賛成に廻り、遂に9月1日に臨時総代会の開催が決定してしまいました。

建設省がこの時期、建設推進に躍起になるのはわかりますが、ダム建設で損害しか被らないはずの漁民がダムを認めるような「補償交渉委員会」の設置に躍起になり、いかにも「ダムを早く造ってくれ」と言わんばかりの行動を取ることは理解に苦しみます。これは、漁協の役員ではなく、漁協に入り込んだ利権に群がる人たちがいるということの証しです。

本来ならば水産振興を目的とする熊本県漁政課は、ダム建設は水産振興に逆行するはずであるのに、ダム推進派の肩を持ち、「理由はどうであれ、総代会請求の手続きが合法であれば総代会を開くよう」臨時総代会開催の勧告を出し、それを推進派が利用して反対派理事への糾弾の材料に使ってきました。8月8日に反対派理事らが熊本県漁政課を訪れた際には、水産庁

から「補償交渉の締結にあたっては、全員の同意を得るように」という通達が出ているにもかかわらず、県漁政課は「水産庁の通達は尊重するが、そのような指導はしない。漁民同志で話し合うように」と述べるなど、水産庁通達を軽視した発言を行いました。8月2日には東京で漁業権、主に「補償を受け取るものは誰か」について建設省のヒアリングが行われ、この中で建設省は矛盾をさらけ出してしまいました。もし、補償を受け取るものが漁協であるなら、補償は漁協の赤字補填に使われようと構わないし、配分についても出資金に従って配分されるはずですが、実際はそうはなりません。補償金は漁民の漁業との関わりによって配分されるのです。建設省も補償金の算出は「漁民の被害を調査して」と認めたにもかかわらず、その点を突かれると、「意味がわからない」「担当が違う」と逃げ、矛盾を認めようとせず、参加者には建設省の無責任ぶりがよく理解できた筈です。

球磨川漁協の一部の理事、総代、組合員の国家権力に対する戦いはまだまだ続きます。他県から稚アユを買って放流することを拒み、地元の天然アユのこだわり放流を続けてきたこの球磨川・川辺川の漁民を支え、市民も協力しながら川を守っていきたいものです。

●川辺川利水裁判、判決間近！

「川辺川ダムからの水はいらない」と対象農家4000戸のうち2000人以上の農家が農水大臣を相手取り96年から熊本地裁で争われている「川辺川利水裁判」は3月10日に結審し、判決が9月8日に迫っています。原告団では「公正な判決を求める要望書」と「農水大臣に国営川辺川総合土地改良事業変更計画の中止を求める要求書」の署名活動を展開し、1万人以上の署名を熊本地方裁判所に提出しました。また、裁判に加わっていない受益農家からも土地改良事業に「参加の意志はない」とする辞退届が相次いで出され、その数は539人になり、川辺川土地改良事業がいかにも不要な事業であるかがおわかりだと思います。

判決前夜／門前／東京／現地集会は以下の予定になっています。是非みなさまのご支援をお願い致します。

【判決前夜集会】9月7日(木) 18:30～
熊本市青年会館

【判決門前集会】9月8日(金) 9:20～
熊本地方裁判所前 ※判決は10:00から

【裁判報告東京集会】9月8日(金) 18:30～
文京区民センター

※農水省前では終日宣伝行動を行います。

【現地報告集会】9月10日(日) 18:00～ 人
吉カルチャーパレス

●本の紹介

岩波ブックレットNo.516

誰のための公共事業か

--熊本・川辺川ダム利水裁判と農民--

高橋ユリカ著

定価440エン+税 ISBN-00-009216-2

発行：岩波書店 2000年8月18日発売

川辺川ダム・利水事業をめぐる対象農家4000軒の過半数を超える2000人以上が原告団に参加して起こした裁判。この裁判を通して、農水省構造改善局が計画している無駄な土地改良事業がいかにか強引に進められようとしているかが明らかにされました。裁判にいたるまでの経緯や、多くの農家の具体的な陳述などが盛り込まれたルポルタージュになっています。熊本の皆さんの努力によって、川辺川利水裁判が、全国の土地改良事業見直しのきっかけになるのではないのでしょうか。

●建設省・環境保全報告書に多くの市民団体が抗議

建設省が「環境アセスに準じた調査をしている」として公表した『川辺川ダム事業における環境保全への取り組み』に対し、数々の市民団体から意見書や質問書を郵送。8月5日に専門家を交えて開かれた「市民による『川辺川ダム環境保全報告書』検証会」において調査項目の漏れや疑問点が多数指摘され、批判が続出しました。市民団体では連名団体を募り、合同で建設大臣などに再調査を要望することになりました。

●潮谷熊本県知事と環境アセスメント

当選直後に「川辺川ダムに環境アセスメン

ト」発言をした潮谷熊本県知事ですが、発言後すぐにトーンダウンしてしまいました。建設省が発表した環境保全報告書に対しては自ら九地建に赴き、川辺川ダム事業における環境調査の継続と保全対策を要望し、項目の中に「球磨川漁協と話し合うこと」や「環境保護グループにクマタカ調査の説明をすること」などを謳うなど、前知事と比べれば画期的な申し入れを行いました。しかし、その後建設省が「(クマタカに影響を与えると予想される)原石山の採取を最小限に押さえる」という回答に「満足」と答えるなど納得できない面もあります。潮谷知事に対しては引き続き川辺川ダム問題を知らしめ、働きかける必要があります。「市民派」の知事だけに、世論を盛り上げ、知事をその気にさせることが重要です。

環境アセスメントを求める国会請願は目標を10万人とし、引き続き活動を継続中です。是非ご協力をお願い致します。

tel&fax 096-349-8090 e-
mail:yokon@ab.mbn.or.jp 西田陽子

●クマタカ調査グループ、建設省と継続的な情報交換に。

1996年から川辺川ダム予定地周辺のクマタカ調査を続けてきた熊本県クマタカ調査グループは8月7日に川辺川工事事務所を訪れ、建設省の調査との食い違いについて情報を交換し合うことを確認しました。当初、建設省は調査グループとのクロスチェックを否定していましたが、急遽こういうことになった背景には潮谷知事の要望(上記参照)があるとの見方もあります。建設省が民間の調査グループとの協議に応じるのははじめてということで画期的な試みです。(財)自然保護協会の横山隆一常務理事は「どちらの判断が望ましいのか世の中の人に決めてもらう」と述べています。

==== Citizens for Saving the
Kawabe =====

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る

県民の会

862-0926 熊本市保田窪2-3-57

tel&fax:096-349-8090

県民の会HP

<<http://kawabe.technologic.co.jp/>>

漁業補償で論議

8/3 日 熊

市民団体と建設省 意見分かれ平行線



川辺川ダム建設に絡む漁業補償問題などをテーマに開かれた意見交換会—東京・永田町の国会議員会館

川辺川ダム建設に反対している「子守唄の里・五木を育（はぐく）む清流川辺川を守る東京の会」代表・大石武一元環境庁長官は二日、東京・永田町の国会議員会館で、同ダム建設に絡む漁業補償などについて意見交換会を開いた。

漁業補償問題に詳しい熊本一規・明治大教授をはじめ中村敦夫参院議員ら国会議員四人、建設省、球磨川漁協組合員ら計約二十人が出席した。

熊本教授は「共同漁業権は入会権と同じで組合員個人に属し、漁業補償も漁協ではなく漁民個人が受け取るべきだ」と主張。これに対し、建設省側は「漁業補償は共同漁業権の消滅に対するもので、共同漁業権をもつ漁協が対象になる」と反論。一時間半余り論議したが、平行線のままだった。

漁業権の強制収用問題もテーマに挙げていたが、時間切れで意見交換できなかった。個人の立場で出席した塚本昭司・同漁協理事も「八代市」は「漁業補償一つとっても、入り口で食い違っている。それなのに、なぜ建設省は強制収用などという言葉を出してくるのか。漁協との信頼関係ができていない」と同省への不満を訴えた。

8/8 西日本

クマタカカ保護の情報交換の場常設

でも初め。

建設省川辺川工事事務所と熊本県内のクマタカ調査グループは七日、同県相良、五木両村の川辺川ダム建設予定地周辺に生息する絶滅危く種のクマタカ保護について、互いの調査データを突き合わせながら情報交換する場を継続的に設けることと合意した。日本自然保護協会によると、建設省と自然保護団体が、ダム事業をめぐるクマタカなどの猛禽類保護について継続的な情報交換を行うのは全国

川辺川ダム

自然保護団体と建設省

この調査グループは、自然観察指導員や日本野鳥の会の会員など十三人で構成。日本自然保護協会と合同で、四年前から川辺川ダム予定地周辺のクマタカカの情報交換を続けている。

川辺川工事事務所は六月、クマタカ調査の結果を発表したが、ダム予定地近くの「原石山」（ダムの骨

共有データを全国初

金尾健司・同事務所長は「情報交換の場でデータの不備が出れば、調査のやり直しもあり得る」と柔軟な姿勢を示す一方、原石山の変更の可能性は否定。日本自然保護協会の横山隆一常務理事は「事実（調査データ）を共有したうえで、どちらの判断が正しいかを世の中に問う形になるだろう」と話している。

材を削る山）の役割をめぐり、「クマタカカ重要なえさ場」と重視する民間調査グループと「クマタカカ行動圏の外縁部で影響は小さい」とする同事務所との間で見解が相反した。情報交換では、どちらの分析が正しいかが焦点となる。

球磨川漁協

ダム容認派が総会開催請求

建設省の川辺川ダム計画（熊本県相良村）をめぐり、川辺川の漁業権を持つ球磨川漁協のうち、

八代市部会、下球磨部会を中心とするダム容認派の組合員が七日、ダム建設に伴う漁業補償交渉委員会設置などを議題とする臨時総会開催を同漁協に請求した。請求に必要な正組合員（千七百五

十九人）の五分の一以上が、開催権のある理事会、監事会が拒否。このため七月から署名集めをしてきた。定款では、請求が受理されれば、二十日以内に臨時総会を招集しなければならず、理事会の判断が目目される。

川辺川ダム 漁業補償だれに？ 組合内対立 根底に法律論

反対派 「漁業権は漁民の総有」 我妻教授説

建設省が進めている熊本県の川辺川ダム建設にからんで、流域の球磨川漁協内部で、ダム賛成派と反対派の対立が激しさを増している。ダム本体着工への最後の関門となった建設省との漁業補償交渉をめぐって、賛成派が「漁協内の多数決で決める」と主張すれば、反対派は「漁協には補償問題を定める権限はない」と抵抗。双方の主張の根底には「漁業権はだれのものか」という、法曹界でも見解の分かれる問題が横たわっており、両派の攻防は簡単に決着しそげない。

裁の「漁協のもの」との判断で補償問題を押し切り例を援用し、総代会の多い考え。

「入会的性質」が焦点に

建設省が進めている熊本県の川辺川ダム建設にからんで、流域の球磨川漁協内部で、ダム賛成派と反対派の対立が激しさを増している。ダム本体着工への最後の関門となった建設省との漁業補償交渉をめぐって、賛成派が「漁協内の多数決で決める」と主張すれば、反対派は「漁協には補償問題を定める権限はない」と抵抗。双方の主張の根底には「漁業権はだれのものか」という、法曹界でも見解の分かれる問題が横たわっており、両派の攻防は簡単に決着しそげない。

漁業権は、もともと山林の入会権と同様に、村落共同体が一定の水域で排他的に漁業を営む権利だった。明治時代の旧漁業法で専用漁業権として継承され、戦後の現行漁業法で共同漁業権という名称になった。問題は、新旧漁業法で漁業権の法的性質が変わったのかどうかという点。我妻氏は一九六六年、大

阪地裁で争われた泉大津漁協の補償金配分をめぐる裁判で「共同漁業権の入会的性質は不変」とする鑑定書を出し、判決を決定づける基礎になった。我妻見解では、共同漁業権はあくまで村落共同体を構成する漁民総有の権利であって、漁協に与える形式を取るの近代法上の擬制にすぎない（総有説）。従

一方、総代の中で優勢なダム賛成派は、理事の解任と補償交渉委員会の設置を目指して、臨時総代会の開催を要求している。こちらは「漁業補償を受けるのは

「入会的性質」との判断を援用し、総代会の多い考え。

一方、最高裁は八九年、大分県白川漁協の補償金配分訴訟で「共同漁業権は漁協に帰属する」との判断を示した。最高裁判決によれば、共同漁業権は入会的性質を失っており、漁民の漁業を営む権利は、法人格を持つ漁協の構成員という地位に基づく（社員権説）。漁業補償を受けるのは漁協であ

賛成派 「組合員地位に基づく」 最高裁判例

自民検討会に 反対派が陳情

建設省が熊本県五木、相良両村で進める川辺川ダム計画に反対する市民グループや漁協関係者が三日、東京の自民党本部で同党の公共事業本見直し検討会の谷津義男座長（政調会長代理）に会い、地元で根強い反対運動がある実情を伝え、谷津座長は「川辺川ダムには、関心を持って」と述べたという。

谷津座長と会ったのは、「清流球磨川・川辺川を未来に手護す流域都市市民の会」や「川辺川水訴訟原告団」の関係者のほか、球磨川漁協内でダムに反対している理事ら八人。自民党側に実情を訴える場を設け

るよう求め、実現した。市民らは、ダムの主な目的である農業利水と治水について、「農家の多くが水はいらないと、計画に反対している」「ダムは満水時に放流されると、かえって洪水の原因になる」などと主張した。市民らによると、訴えに

対して、谷津座長は「川辺川については、（熊本県に）住む知人から同様の話を聞いている」などと述べたが、見直し対象に含めるかどうかは明言しなかったと話した。

川辺川ダム

熊本県の球磨川流域で起きた大水害を機に一九六六年、治水ダムとして計画された。後に農業利水などが加えられた。総貯水容量一億三三〇〇万立、九州第二のアーチ式ダム。すでに工事用道路や、工事区間の河川の水を流す仮排水路などは完成しており、漁業補償問

題が片づけば、本体工事にかけられる状態。水没する五木村の中心部を移転させる代替地の造成工事もまもなく完成する。農業利水をめぐっては、受益農家の多くが「高い負担金を払ってまで水は要らない」と裁判を起こしており、九月に判決が言い渡される。

り、配分方法も漁協の議決で決められる。後から出た最高裁判例が我妻見解を否定した形になるが、実務上、社員権説では説明のつかない矛盾が指摘されている。典型例が、漁協が合併した場合。A、B、Cの三漁協が合併してD漁協が誕生したとすると、三つの共同漁業権はD漁協に引き継がれる。その場合、D漁協がAの共同漁業権を放棄しようとして、多数決で押し切ることができ

る。この場合、Aの共同漁業権はA漁民だけの権利だから、BやCが口を挟む余地はないが、社員権説ならD漁協全体の議決で決められることになる。現実には、そういうことが大分県臼杵市で七〇年に起こった。セメント工場への進出を受け入れるため、四漁協の合併でできた臼杵市漁協が、旧漁協の一つが持っ

ていた共同漁業権の一部放棄を漁協全体の賛成多数で決めたのだ。利害関係を持つ集落の一つ、風成地区を中心に、セメント工場進出反対運動が盛り上がった。世に「風成闘争」として知られる。漁業権放棄の決議が無効であると主張する風成漁民の訴えは、七一年に大分地裁、七三年に福岡高裁で認められ、工場進出は立ち消えになった。

水産庁は、九三年に漁協合併助成法を改正し、合併後の漁協が共同漁業権を放棄するには、旧漁協単位での同意が必要なることを明文化した。それはとりもなおさず、八九年の最高裁判例にもかかわらず、実態として共同漁業権が入会的性質を失っていないことを示している。

これまでダム建設に伴う漁業補償で、漁業権の性質が争いになることはほとんどなかった。最終的に補償金を拒否する者がいなければ、全員が同意したことになるからだ。球磨川漁協の漁業補償問題は、今後の成り行き次第では裁判に発展することも予想される。「漁業権とは何か」という古典的な問題が、全国注視のホットな現場で改めて問い直されようとしている。

進む公共事業の見直し

公共事業の見直しを進める自民党は8日、事業の中止基準を決定した。計画発表から34年、球磨郡相良村に建設予定の川辺川ダムにも、この「荒波」が押し寄せるのか。降ってわいたような自民党の見直し論議に、建設省や県、ダム見直しを求める市民団体には不安や期待が交錯している。

東京・永田町。同党本部八階で連夜のように、「公共事業本見直し検討会」(座長・谷津義男政調会長代理)が開かれて

いる。検討会は八日夜、「原則中止とする公共事業」について①事業採択後、五年たっても未着工②事業採択に向けた調査に着手後、十年たっても未採択③完成予定から二十年たっても未完成④省庁の再評価制度で休止(凍結)を決定しなどの基準を決定した。

「対象外」と一笑

鳥根県の中海干拓や徳島県の吉野川可動堰(せき)が議題に上るなか、両事業と並ぶ大型公共事業の川辺川ダムにも注目が集まるが、どの基準にも当てはまらない。

同ダムは昭和四十一年に計画発表。五十一年に基本計画を策

「基準外」川辺川ダムに影響は一

議論の行方に不安と期待



川辺川ダムの建設予定地と仮排水路トンネル
=7月20日、相良村藤田

中止迫る
市民団体

県と
建設省

長期化と負担増懸念 世論の盛り上げ決意

定(事業採択)し、五十六年の完成予定だった。その後、平成十年まで二度にわたり計画変更し、完成予定は二十年に。結果として今回の基準外となった。しかし、事業費は当初の約七・六倍の二千六百五十億円に膨れ上がった。

建設行政に詳しい同党議員は「川辺川ダムが見直し対象になるわけがない。当初計画から三十数年たつとはいえ、継続してきた事業。地元の強い要望もある」と一笑する。

谷津座長も「今の段階では一切議題に上っていないと明言。ただ今後、検討課題として論議される可能性までは否定しない。自信の中にも焦り

これに対して、建設省幹部は「県知事が凍結を口にした中海干拓、住民投票で徳島市民が反対した吉野川可動堰との違いを強調。川辺川ダムは省として見直しが必要と考えていない」と断言する。

九州地方建設局(九地建)の望月達也河川部長は「移転補償を見直すわけにいかない」(望月部長)

や代替地造成、道路の付け替えなど本体以外の工事は完成に近づく。現在進行形の事業。と説明するが、現場の工事事務所サイドでは「自民党内でどんな議論があっているのか、全く分からない」と不安ものぞかせ

本休替工のかきとなる球磨川漁協との補償交渉には入れないまま。昨年度初めて予算化された本体工事費の五億円は繰り越され、本年度分と合わせて十億円は未消化。来年度予算概算要求が今月末に迫る中、「時間を無駄に費やし、これ以上事業費を見直すわけにいかない」(望月部長)

九地建によると、同事業の進捗率は事業費ベースで五五%。十年度までに投じた事業費は千三百一十億円を超える。

県負担分は約五百八十億円、半分近い二百八十五億円が支出済み。しかし、財政健全化に取り組んでいる県にとって、事業費が今後増えるようなことになれば、困とシビアな議論をせざるを得ない」と県地域政策課。建設省には「速やかな実現と負担の縮減、環境への最大限の配慮を強く求めている」と話す。

一方、三日に自民党本部で谷津座長にダム中止を要望した市民団体のメンバーは「感触はよかった。地元事情はよく通じたと思う」と評価する声と、「結局、自分たちで勝手に判断基準をつくり、予算配分を見直す形式的なもの」との冷めた見方に分かれる。

ただ、「これまで敵としか見えなかった自民党と話をし、地元の反対を示せたのは大きい。粘り強く運動を続ければ、何とかなるのでは。今後、県レベルでも多額の費用がかかることを知ってもらい、事業見直しの世論を盛り上げたい」と決意を新たにしている。

徳山ダム問題の現状

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

1. 「無駄な公共事業の中止」・・・徳山ダムが焦点に？

＜もうできない、バラマキ公共事業＞

600兆を超える財政の借金を抱え、無駄な公共事業に投資し続けることは将来の世代を破滅に追い込むことになる。このことは国民一般の共通な認識となった。これまで、無駄な公共事業をなりふりかまわず推進してきた自民党ですら、公共事業の見直しを言い出した。現時点で着工されていない事業、凍結中の事業は、中止へと大きく踏み出すこととなるだろう。

しかしこのことは、止めたくない事業を強引に押し進めるためであるとも言える。現段階では、全戸移転・廃村となって久しい徳山ダム建設事業は、「何があっても進める事業」にリストアップされていることだろう。8月末の概算要求では、これまで以上に大きな予算要求を行う可能性が大きいと思う。

とはいえ、岐阜県のような「自民党完勝」県で、自民党が「無駄な公共事業見直し」を言い出したことの波紋は小さくない。これまで、徳山ダム事業の推進を唱えるのに「理由」など必要なかった。「すでに決まったことだから」で十分、決まったことに文句をつける者は、権威に逆らうことを自己目的化している不逞の輩、「共産党だ」と切って捨てておけばそれですんでいた。だが「(一般的には)無駄な公共事業は見直すべきだ」ということが是とされる状況では、「徳山ダムが無駄ではない、必要な事業である」と立証する必要に迫られる。(たとえ間違っていようとも)確信をもって「徳山ダムは必要だ」と考えている人はほとんどいない。「よらば大樹の陰」で推進を唱えていたにすぎない人にとっては、居心地の悪い状況になったといえる。

＜民主党の動き＞

7月27日、民主党のネクストキャビネット(NC)社会資本整備担当大臣の前原誠司衆議院議員の一行が徳山ダム建設予定地を視察し、私たちからのヒアリングを行った。これをふまえて、8月8日、民主NCは徳山ダムの中止を念頭においた凍結を求める方針を決定した。この決定が全党的なものになるためには地元県連

との調整が必要とのこと。梶原拓岐阜県知事の与党としての民主党岐阜県連は予想通りプーイングを行っている。しかし徳山ダムが目的を喪失した事業であることは明らかである以上、いつまでも後ろ向きな「推進論」を唱えることはできないであろう。

＜対決の焦点は徳山ダム？＞

自民党が「無駄な公共事業の見直し」を言い出し、実際「お荷物」になった事業を止める決定を始めている。中海干拓に続いて、吉野川可動堰も正式中止となるであろう。川辺川も9月の利水裁判の判決を経て、中止に向けて大きく動き出すと思われる。

新聞報道はいささか揶揄的に「民主党はお株を取られた」と評している。民主党と自民党が真っ向からぶつかりあうことになるのが「徳山ダム」なのかもしれない。

徳山ダムは「着工してしまったから後へは引けない」という理由だけでなく、県知事が強硬な推進派であることが止まらない大きな理由の一つである。民主党NCは徳山ダムの凍結と同時に長良川河口堰のゲートをあげることを方針としたが、この両方ともに梶原知事は絶対に容認できない。梶原知事は来年2月の4選を目指している。民主党がこれまで通り、梶原与党に乗りたいたのだとすれば徳山ダム凍結は大声では言えない・・・しかしそれでは公共事業の利権配分を積み重ねることで成り立ってきた「政治」を変えることはできない。「徳山ダム対決」になってこそ、政治のありようを変えることができるはずである。

2. ダイオキシン入りの水を飲まされたくない

建設省が7月21日に発表した昨秋の一級河川水質調査で、揖斐川ダイオキシン濃度の高さが実質的にワースト1であることが明らかになった。

(建設省HPの「川と水のページ」

<http://www.moc.go.jp/river/press/000721bindex.html>)

地点名	水質1回目	水質2回目	底質
揖斐川岡島橋	0.082	0.11	0.62
揖斐川福岡大橋	0.52	0.80	19
阿武隈川伏黒	0.96	0.37	0.24
淀川伝法大橋	0.087	0.093	22
室生ダム県営取水口	0.10	-	29
室生ダムダムサイト	0.10	-	34
揖斐川宍道湖	0.11	-	25

単位：水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

水質1回目=8月末~9月初め 2回目=9月末~10月半ば

参考のため揖斐川福岡大橋より水質または底質で高い値が検出された地点も載せた

日本の水質基準では1 pg-TEQ/L。「これを下回っているから良い」と建設省は言う。底質については基準がない。

日本が採用するTDI（耐容1日摂取量）は体重1 kgあたり4 pg。行政側はこれを単純に当てはめて「体重60 kgならば300リットルも摂取しなければ上限にならないから大丈夫」と言うだろう。しかしアメリカの環境保護庁のRisk Specific Dose Estimate（100万分の1レベルの発ガンリスクに基づく評価）では、体重1 kgあたり0.01 pg以下に抑えるべきだという値が示されている。これによると0.80 pg-TEQ/Lの水は、体重60 kg大人だと750ミリリットルの摂取が上限、体重6 kgの赤ちゃんだと75ミリリットルが上限である。赤ちゃんのミルクを溶かして与えることができない汚染された水ということになる。

こういう値については、極端だとか神経質だとか言う人がいる。しかし日本では一つ一つの基準が甘いために、日本人のダイオキシン摂取の総量は世界的にみて大変多くなっている（4 pg/kgの3倍あまりを摂取しているという調査がある）。深刻な健康被害が具体的に表面化するまでは「大丈夫」と言い続ける日本の行政の恐ろしさは、水俣病、薬害エイズを経てもまだ変わっていない。

徳山ダムを推進する側は「洪水の危険！」

「生命と財産を守る」「人の命か鳥の命か」と言う。しかし実際には人の命、とりわけ若い命、これから生まれる命を危険にさらしてまでダムを作りたいのだ、ということが、こういうことからよく分かる。

3. 裁判・収用委・これからの運動

<徳山ダム裁判>

事業認定取消訴訟（行政訴訟）：建設省は徳

山ダム事業の合理性を全く立証できないでいる。岐阜県・大垣地域の人口が20年間に2割以上も増加するという常軌を逸した仮定に頼らなければ必要性を説明できない。それも事業認定時（98年12月）の「2018年の必要量」のバックデータとして出した数字の資料作成時が99年11月という不思議さ。ダム建設に合わせて需要予測を作るという手法が見え透く。

工業用水違法支出差し止め訴訟（住民訴訟）：長良川河口堰「だからいったじゃないの」裁判・三重県版の控訴審で、「損害はない」などと言い放った津地裁の一审が取り消された（三重県は上告）ことによって、こうした訴訟を入り口論でごまかすことができなくなった。岐阜県側も実質審理を覚悟する一方で、引き延ばしにかかるようである。

<収用委員会>

岐阜県収用委では、徳山ダム裁判（住民訴訟）の被告梶原知事の代理人である端元弁護士が会長を務めるという実に「分かりやすい」構造である。収用委とは事業内容を審理するところではないから（これは事実）、補償金額についての中立性があるだけで良いというのだ。7月、端元氏の収用委員人任期切れに伴う再任人事案件が岐阜県議会に出された。私たちは事前に県議会各会派にこの人事案件に反対するように要請した。その結果、民主党6名と共産党1名が反対した。与党である民主党が人事案件に反対をしたのは、驚くべき成果というべきであろう。

これまでの3回の収用委員会では、実質的な審理はさせていない。そもそも開くべきではないというのが私たちの主張だからだ。次回では鮮明に中断と凍結を迫る。読者で地権者の方は、是非今のうちに意見書を出してほしい。

<これからの運動>

「高いお金を出してダイオキシン入りの水を買う不合理」を訴えていく。とりあえず、県・市レベルで行政や議会に働きかけるとともに、市民への情報の浸透を図る。

「本家」民主に危機感

「徳山ダム」「長良川」見直し提案へ

自民が公共事業見直し

大型公共事業の見直しをめくり、自民、民主両党の綱引きが始まった。自民党が大規模公共事業見直しを相次いで打ち出したのに対抗して、民主党は、徳山ダム(岐阜県)建設の凍結と長良川河口堰(三重県)の運用改善を提唱。十九日には菅直人政調会長が松江市に足を運び、中海干拓(鳥根県)をテーマにシンポジウムを開く。総選挙で公共事業見直しを公約に掲げた民主党としては「本家はうちなのに、自民党にお株を奪われかねない」と、公共事業に代わる地域振興策も含めて新機軸を打ち出したい考えだ。

ようにと運用改善を求めることとした。九月以降は、個別の事業の中止や凍結を唱えるだけの

でなく、その後の地域経済の立て直しや環境保全策も検討する。十九日の中海シンポジウムでは、菅氏が地

元の漁協関係者らと漁業振興策などについても意見交換する予定だ。民主党は公共事業が肥大する背景には「役所ぐるみで業界からカネと票を集め、税金を食い物にする自民党の体質」(菅氏)があると指摘してきた。来年の参院選をにらみ、秋の臨時国会などを通じて公共事業をめぐる「政治とカネ」の問題にも切り込む方針だ。

民主党は、選挙公約に中海干拓や吉野川可動堰(徳島県)など四事業の中止・見直しを掲げ、自民党の「ばらまき体質」を責めた。ところが、自民党の「公共事業抜本見直し検討会」は両事業をはじめ長期未着工事業などの見直し作業に着手。すっかり「お株」を奪われた形だ。

自民党の検討会の動きについて、民主党はこれまで「自民党も我々の主張の正しきによりやく気がついた。お手並み拝見だ」(鳩山由紀夫代表)と、たかを汚濁や生態系破壊を防ぐ一

くくっていた。が、矢継ぎ早に見直し策が打ち出されると「公共事業予算の総枠を抑えな」と意味がない(菅氏)と言いつつも、次第に守勢に回るようになった。

十日の民主党ネクストキャビネット(次の内閣)では、巻き返し策を協議。水資源開発公団が計画する徳山ダムについては「当初の利水目的は不要になった」として、建設をいったん凍結すよう求める方針を決めた。長良川河口堰は「水質汚濁や生態系破壊を防ぐ」

7/27 朝

揖斐川水質は基準内

建設省中部地方建設局は二十一日、一九九九年秋に実施した管内一級河川の水質、底質のダイオキシン類の実態調査結果を発表した。底質は、調査した六河川八地点のうち、岐阜県海津町の揖斐川福岡大橋付近で一ヶあたり一九・七グラムという高い値が検出された。全国四十八地点のうち五番目に高い値だったが、中部地建は「底質調査については環境基準がないが、特に問題ない」と説明している。

揖斐川の福岡大橋付近は、水質のダイオキシン類も一ヶあたり〇・八〇ピコグラムと高い値が検出されたが、環境基準の一ピコグラムは下回った。このほかの地点でもすべてでダイオキシン類が検出されたが、環境基準を下回った。

7/9 朝

県議会

徳山ダム訴訟で知事代理人 端元博保氏を 収用委員再任

県議会は六月定例会最終日の六日、任期満了を迎える県収用委員会の端元博保

会長を委員に再任する議案を賛成多数で可決した。端元会長は、藤橋村の徳山ダム建設に反対するグループが県を相手に起こした住民訴訟で梶原拓知事の代理人を務めている。県収用委では同グループが所有する未買収建設用地について管理が進んでいることから、公正さを問う声があった。議案は県政民主連の五人と共産党の一人が反対したほかは賛成多数で可決。端元会長は七年前から委

員を務めている。ダム反対派の「徳山ダム建設中止を求めると」(上田武夫代表)のメンバーは六月二十八日、各派派に端元会長を委員再任に同意しないよう求めた。

「求める会」事務局の近藤ゆり子さんは「明らかに中立性を欠いており、まず『収用ありき』の委員会の実態をよくあらわしている」と批判した。

民主、見直し要求へ

県連側には戸惑いの声

長良川河口せき
徳山ダム

民主党は十日、ネクスト
キャビネット(次の内閣)
会議を開き、三種県長岡町

の長良川河口せきと、揖斐郡藤橋村の徳山ダム事業の見直しなどを求めていく方針を決めた。長良川河口せきは遅くとも三年以内にゲート进行全面開放し、その後にせきの存続が撤去の最終結論を出すとし、徳山ダムは事業を凍結、再検討すべきだとしている。こうした方針に対して、同党県連(山下八洲夫県連代表代行)からは「既に事業はスタートして県民の支持を得ており、地元の実情が反映されていない」と戸惑う声も出ている。

運用開始以来、約五年が経過した長良川河口せきについて、ネクストキャビネット社会資本整備担当の前原誠司衆院議員(京都)は、▽藻類の大量発生による深刻な水質汚濁が発生▽水余り状態が生じており、河口せき事業そのものの見直しが必要▽農業用水の給水路整備で、せきを開放しても塩害の恐れは少ないなどと指摘。水質汚濁や生態系の破壊を防止するため、

干潮時や水質汚濁時などに一定時間、ゲート開放する柔軟な運用が必要だとした。また、徳山ダムに関しては、利水、発電、治水の三つの目的について検証。特に治水対策は、ダムによる治水という発想を見直し、森林保全での山の保水力充実や堤防強化など、多くの方法を組み合わせたいとス

こうしたネクストキャビネットの方針に対し、民主党県連は、同ダム事業などについて推進の立場を示しているだけに、戸惑いの表情を見せている。山下県連代表代行は「徳山ダム建設事業は県連や県民の大部分が同意している上、公共事業として既に着工しているプロジェクト。また、河口せきのゲート開放は、閉めることの影響だけでなく、開けた場合の影響も当然考えるべきだ」と述べ、党中央の方針に疑念を隠さない。山下代表代行

は「党中央やネクストキャビネットのメンバーに県内の状況をあらためて説明し、地元への理解を求めている」と話している。同問題では、前原議員が先月二十七日、長良川河口せきや徳山ダム建設現場などを視察。記者会見で、ダム建設事業の凍結を求める意向を明らかにしていた。ダム事業などの促進を固

に求めている県水資源課では、「民主党が決定した方針の詳しい内容は分からないので、コメントは差し控えた」としている。国民の批判に堪えられない」として、可動せき計画の継続は困難との認識を伝えた。

知事は「現在、建設省の懇談会などで合意形成に努力している。いきなり中止や白紙撤回の結論は問題だ」と慎重な議論を要望したが、この後の記者会見で「(現計画の継続は)非常に厳しい状況と受け止めている」と述べた。

吉野川可動せき

白紙撤回を要請

自民が徳島
県知事に
計画継続困難と説明

自民党の公共事業抜本見直し検討会(座長・谷津義男政調会長代理)は十日午後、見直しの検討対象に挙

げている徳島県・吉野川可動せき建設問題をめぐって徳島市内で内藤壽穂知事や建設推進、反対両派代表と意見交換し、可動せき方式を白紙撤回して地元で代替案を検討するよう求めた。現地視察の結果などを踏まえ、八月下旬にまとめる中止対象事業のリストに結

論を明記する。住民グループとの意見交換の中で、検討会側は可動せきにこだわらずに「幅広く工法を検討してはどうか」と提案。反対の声を念頭にこの案で強行すれば

この結果、①採択後五年経ても未着工②完成予定年度から二十年経過しても未完成③調査期間が十年過ぎても未採択④政府の再評価をめぐり「具体名を含む中止対象事業数を公表」(亀井氏)する取組みだ。

民 公共事業見直し急ぐ

自 中止リスト28日に策定

自民党の公共事業抜本見直し検討会(座長・谷津義男政調会長代理)は二十八日に予定される中止対象事業のリスト策定に向けて作業を進めているが、関係議員の巻き返しが予想され、どこまで思い切った見直しになるかが焦点となってきた。検討会は建設、農水、運輸三省の再評価基準よりも厳しい見直し基準を独自につくる方針を決定。

谷津座長が十日、中止を含めて検討対象に挙げた徳島県・吉野川可動せき予定地を視察。亀井静香政調会長ら与党政策責任者も二十一日、二十二日に同所と隣根県中海本庄工区の干拓事業の現場を相次いで訪れる。

これを踏まえ、二十八日をめどに「具体名を含む中止対象事業数を公表」(亀井氏)する取組みだ。

辰巳ダム問題とは

◆2000年1月22日：近畿ダム問題連絡会で話した内容◆於：大阪労働センター

兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会（辰巳の会） 渡辺 寛

（辰巳の会HP <http://www2u.biglobe.ne.jp/~saigawa/>）

■金沢の地形

ダム問題とか治水とかは、土地勘がないと、よくわからない。金沢市は南東に山。北西に日本海。全体になだらかな傾斜になっている。この傾斜に2本の浅野川、犀川が流れている。北のほうは浅野川、南にあるのが犀川。

浅野川は女川と呼ばれ、犀川は男川と言われているが、流れの様子や上流部の景観は対照的です。犀川は、深い渓谷を作り、ダムを作りやすい地形があり、大小5つのダムがあります。

この崖に沿って、江戸時代の初期に作られた辰巳用水が金沢城や兼六園に水を送っているのです。上流部は4キロの水トンネルになっています。

浅野川は全体的に緩く、ダムを作る場所がないので、本格的なダムはない。この地形上の特徴は、金沢の治水を考えるキーポイントですので、頭に入れておいて下さい。

■ナギの会のこと

私は、もともと自宅の近くに30年ほどまえに干拓された河北潟をベースに、水草でレッドデータブックにも載っているミズアオイの調査や繁殖、それと日本では絶滅寸前といわれていて、石川県内では既に絶滅宣言をされているオニバスを田圃の下になっている用水を掘り起こして種を探し、発芽させて復活させよう、という問題意識で活動しています。

本来なら、今年の秋には種が見つかる予定だったのです。全労済からの助成も受けていて早くオニバスの種を掘り出すのに焦っていたのですが、辰巳ダム問題に引っ張られて、オニバスはまた1年延びてしまいました。

■辰巳ダム反対運動との出会い

辰巳ダム反対運動は、20年の歴史があります。全国的にも知られておらず、金沢市民でもおそらく、最近の動きの中で、改めて「まだそんな話があったのか」と驚く方も多かったのです。実は、私も最近までそんな一人でした。

辰巳ダム問題には、辰巳用水という文化財が絡んでいます。ダムを作れば、江戸時代の初期に作られた水トンネルが壊されるという問題です。だから県も慎重でしたし、金沢市民も賛成という雰囲気は昔からなかったのです。

また、この辰巳ダムの予定地は、多くの市民にとって、子供の頃からの憩いの場所です。きれいな渓谷美を持つ場所で、金沢市の中心から車でほんの15分も走れば着きます。私も反対運動の方たちとはつきあいがありました。金沢の治水とか、生命と財産を守

る」ということもあり、どうも積極的に関われなかった。

つきあい程度では悪いなとは思っていたのですが、もう一つの理由は、正直言ってダム問題は雨量とか、流量とか、数字が出てきたりして良く判らない。いつかじっくり調べて考えたいという思いはありました。

■資料集め、情報公開請求

昔から反対を唱えている先生から、少しづつ資料を集めました。それを見ながら感じたのは、その資料の中に、自分たちの声明とか陳情書とか要望書、新聞のコピーはたくさんありましたが、県の主張とか、ダムに関する基礎的な資料が全くないことに気が付きました。

これでは、辰巳ダム問題そのものを考えることはできないな、と思いました。資料がないなら自分で集めるしかありません。そこで、県の情報公開窓口を訪ねて、辰巳ダム計画の資料を請求したのが、私が辰巳ダムに関わる発端でした。1998年の9月、1年4カ月前です。

私が自分でも偉らかったと思うのは、単なる辰巳ダム計画のパンフレットをもらうのではなく、国の助成を受けた計画ならば、当然大臣認可があるはずだからと、元の資料を請求しました。当時はそれほど問題意識もなく、「1から見たい」程度の意識で、窓口の方に相談して、「すべてを見るにはどうすれば良いか」と聴いて請求したのです。①建設大臣への認可申請書 ②ダム計画書 ③大臣の認可書 ④部内の稟議書、伺い書 の4つで、辰巳ダム計画や申請当時のことが判るだろうと思ったわけです。

この時、ついでに文化財保護審議会が「辰巳用水破壊もやむなし」という結論を昔出していたので、当時の文化財保護審議会の議事録と、当時作成されたアセスメント報告書を請求しました。すぐ資料が手に入りました。数字が一杯で、見たことのない漢字とか用語がたくさん並んでいます。これは困ったな、正直そう思いました。

しかし、おかしいなと思ったことがありました。辰巳ダム計画を建設大臣に申請したのが平成1年。認可が3年になっている。辰巳ダムはもっと前に決定しているはずだと思っていましたらか。まあ、暇になったら調べてみよう、と放っておきました。

しばらくして、建設省の指導で石川県でも、公共事業評価監視委員会が設置され、辰巳ダムも対象になるとの報道があり、第1回の監視委員会に傍聴してみました。そこで、県は辰巳ダム事業を説明するのですが、工事着工を昭和58年と言っているのです。

「おかしいぞ。大臣認可もないのに工事着工ができるのか？」そう思いました。

この事に気が付いたのは、私だけだったのです。この日から、忙しくなりました。

■資料と格闘

辰巳ダム計画書を念入りに読み出しました。

河川法の手続きで申請されているので、図書館から河川法関係の本を借りてきて読み出す。まあ大変でした。

河川法の16条という条文に、工事実施基本計画というのができます。工事実施基本計画というのは、資料にも付けておきました。施行規則も載せてあります。これを見ると、ダムを作るにも河川改修をするにも、この計画を持たなければできません。犀川にそもそも工事実施基本計画というものがあるのだろうか。すぐに、資料請求をしました。

石川県の公開手続きは、直接窓口をたずねなくてもファックスでも受けつけるので、自宅から簡単にできます。その日から、家で考えていて、思いつくとすぐファックスをする。読み、考えながら資料請求する。そんなことのくり返しの毎日でした。

計画を見ていると、どうしても判らないことが出てくる。最初は自分で考えていましたが全く手に負えない。

工事実施基本計画のこともそうですが、計画書の中に「妥当投資額」の計算をしている中で「治水、年平均被害軽減額」として、22億円と書いてある。全く根拠なしに突然出てくる。いろいろ探すと、「洪水調節計画説明書」という中で「既往災害額調書」として、昭和38年から53年までの実際の被害総額が一覧表になって出てくるのですが、総額は27億円となるのですが、年平均1億7千万円にしかありません。

実際の被害が1億7千万円なのになぜ、治水年平均被害経験額が22億円なんだ？

こうなると自分で考えても限界があります。分からないことは県に聞くのがいいと、訪ねたのが県の河川開発課。ここなら教えてくれるだろう。

昨年2月10日のことです。ほんの1年前のことです。

ここで、担当者がうまく説明していれば、私も納得していたのですが、担当の課長補佐の彼曰く、「良く分かりませんねえ。なんせ昔の計画だから」と。それだけなんです。

工事実施基本計画の問題も、申請が平成元年。認可されたのが平成2年なんです。こういう計画なしに辰巳ダム以前にいくつものダムができています。おかしい。

「昔はそうになっていたんじゃないですか？」課長補佐はそう言うだけです。

「それじゃ昭和58年の工事着工ってなに？大臣認可がないのに」って聞いても、「分かりません」と言うだけです。本当に知らないのです。

分からないのなら、上司に聞けばいいと思うのですが、役所の人間は、特に肩書きなどがつくると簡単ではないようです。難しい人間関係があって、簡単ではないようでした。

この担当者は、私より3つ下で、人当たりのいい。和やかに話に付き合ってくれましたが問題はいつこうに解明されない。

この人、今まで辰巳の会が県と交渉していた時も、親切な方だったようで女性軍からは人気がありました。

「あの人はいい人だ。玄関まで送ってくれた。課長はいやな人だけど」って。

「急な話ですぐに答えられないだろうから、1週間後に来ますから調べておいて」といくつかの宿題を出して帰ってきました。

■人相が変わっていた担当者

1週間たちました。2月17日。

人のいい課長補佐は、その日は前回と比べると人相が変わっていました。げっそりしていて、まったく元気がないのです。覇気がなく目もうつろ。ほとんど寝ていないという様子でした。

ちょうど県議会が始まっていて、辰巳ダムの質問も出るのだそうです。彼がその答弁書の原稿を作ることになっていて、「もう私は引退だ。ワープロも打てないし……」なんて言うてましたが、激励しながら、「で先週の宿題、どうなりましたか？」と聞くと、「わかりませんでした」って言うのです。これにはこちらが拍子抜けしてしまったですね。

「これから監視委員会にもかけるんでしょう。委員から私みたいな質問が出たらどうするんだ？」「出たら考えます」「あなたが答える問題ではないでしょう？」「課長にまかせば？」「それも出来ないんですよ」なんて調子でした。

ここで、茶飲み話をしていても始まらないので、「この私の宿題は、あなたと私の個人的な話に終わるのはまずいようなので、私の問題点を公開質問という形で持ってきますので、県の見解を文書で下さい」と言って帰ってきたのです。

■公開質問へ

この日から、私は大忙しでした。

公開質問をするのだから、こちらも根拠を明確にして、県がどうしてああいう返事しか出来ないか、ある程度調べておこうと、猛烈に本を読みました。

私、今53歳ですが、大昔の受験勉強以上の馬力がでたのではないかと思いました。

徹夜が続きました。パソコンの前で資料を読み、メモを打ち込み、おそらくご飯も食わずに格闘していたと思います。

河川法など条文の解説とか、河川法関係の本。河川法が裁判になった例がないか、判例を集めたりしました。

■テーマは10以上に

公開質問状を作るために調べたテーマは、辰巳ダム問題だけではなく、かなり多岐に渡っていました。辰巳ダムを県の資料から調べたいという動機から深みにはまって行きました。ざっと当時考えていたテーマをあげますと10以上になります。

- ①工事实施基本計画とはなにか。
- ②明治29年(1896)成立の旧々河川法の成立
- ③昭和40年(1966)の旧河川法改正
- ④用水などの水利権とはなにか。
- ⑤慣行水利権と許可水利権
- ⑥情報公開制度
- ⑦蜂の巣城紛争(熊本・下釜松原ダム問題=ダム反対の初の裁判闘争)
- ⑧文化財保護審議会の役割
- ⑨判例研究・河川管理上の瑕疵(河川被害と治水、法律)
- ⑩多目的ダム法と河川法
- ⑪土地収用法とダム問題
- ⑫1級河川と2級河川、普通河川
- ⑬下流の内水被害と都市計画上の宅地造成の関係などなど。

■記者会見と報道姿勢

県への公開質問ですが、2月22日に持っていきました。回答期限が3月3日の雛祭りとなりました。事前に問題点を解説した文書を報道機関に送っておきましたが、県議会の最中で、しかも選挙前というタイミングも重なって、ほとんどすべての新聞、テレビが取材にきました。しかし、私の公開質問状の内容は、ちょっと意地悪な書き方をしたため、記者の反応はイマイチでした。

ある地方記者は、「工事实施基本計画って、これそんな大きな問題なの？ 県が問題ない、って言ったらあなたはどうするの？」なんて言うのです。

私も意地悪で、「問題が何か、あなたが考えて下さい。私自身は、明確な見解を持っているが、県の回答が来た時点で発表したい」と。

なぜ私がこうした言い方をしたかというと、報道への批判があったからです。今までさまざまな活動とおして、報道機関の限界というか、記者諸君の勉強不足、というより、報道現場をよく知っていましたので、わざと意地悪な問題提起をしたのです。

ちょっと脱線しますが、NHK出版から「ニュースとは何か」という本が20年ほど前に出ています。アメリカ人の著者は、この中で、ハロルド・エバンズというジャーナリストの言葉を引用しています。

「どこかで誰かが押し隠したがつていること、これがニュースだ。それ以外は宣伝さ」実に明解に報道の本質を突いています。

ニュースというおびただしいもののほとんどは宣伝なんですね。行政の宣伝もあれば、市民団体の宣伝もある。どこかの団体が動かなければ記事にもならない、報道もされない。なぜ報道記者が独自に調べ、問

題点を整理し、読者に分かりやすく報道しないのか？昔からの私の報道への疑問でした。

歴史を振り返ってみても、記者が苦勞して調べ、問題を追及してきたものは、社会を変えてきました。アメリカ大統領をも辞任に追い込むことがあるし、時の首相をも辞任に追い込んだことがありました。社会制度をも変えてきたのです。これが報道の役割だと思うのです。

■工事实施基本計画のこと

話を元にもどします。公開質問に対して、地元テレビの1社だけが事前に私の家をカメラマンを伴ってやってきて問題点をわりと正確に把握していました。電話取材で建設省の見解を取ったり、課長へ工事实施基本計画について「それは事前に作らなければならぬものなんですか？」と厳しい質問をしていました。

画面で課長は、困った顔でニヤッと笑い、マイクを避けるような小さな声で、「あ、アトで……。まあ、後ほどお返事しますわ」と言っていました。私はこの課長に「アトデ課長」とあだ名を付けました。

かなり期日を過ぎて、県から質問状の回答がありました。案の定すり替えと意味のない回答でした。

私が、この工事实施基本計画不在という問題を発見したとき、たしか午前3時頃だったと思いますが、突然全身が震え始め、パソコンのキーボードが打てないのです。風邪かな、と思ったのですが、これ武者震いでした。

「ひょっとして、今やっていることは、日本の河川行政に真っ向から楯突いているのかもしれない」と思いました。これは面白いと思いました。

■評価監視委員会で辰巳ダム継続審議

後日、評価監視委員会が開かれ、108件の県関係の公共事業が監視委員会にはかられ、唯一、辰巳ダムだけが継続審議となりました。同時に事業者である石川県に対して「反対運動が長く続けられてるため、市民と十分意見交換を下さい」との条件を付けたのです。本来なら、委員会が独自に市民側の意見を聞き、県の主張と併せて、独自に審議するのが筋だと思うのですが、逃げた訳ですね。

意見交換会とその経過については、辰巳の会のホームページに膨大な資料になって経過がよくわかりますので詳しくはふれません。

当初、市民側に「監視委員会といっても御用機関だ。これに参加することで、計画へのお墨付きを与えるだけだから参加すべきではない」というような意見もありました。しかし、参加する市民側としては、問題はあるとしても、対等に行われることとか、期限を切らないとか、監視委員が必ず複数参加すること、共同の責任で報告文書をつくること、監視委員会での市民側の補足意見の発言も認めるなど、県にとって厳しい条件を認めさせて、この意見交換会への参加を決め、みなさん大奮闘しました。

■県と市民側との意見交換会

辰巳ダム反対の市民はもちろん、疑問、意見をもつ市民と事業者の対等な意見交換会として歴史上初めて行われることになったのです。土木コンサルタントの中さんは、技術者として意見を述べ、県の見解を聞くという立場で参加しました。私も行政資料そのものの矛盾について説明を求めるといって参加しました。

ルールは、数日前に市民側から質問項目を県に出し、交換会当日に県が答え、議論するという形で行われました。

第1回の意見交換会のテーマは、「工事実施基本計画問題」です。当時、河川開発課の課長以下、何人も建設省へ出張していました。あとで分かったことですが、この工事実施基本計画の法的問題について指導を仰いでいたわけです。

この問題について、意見交換会で県はこう言いました。

「適切ではないが、罰則規定がないので違法ではない。これは建設省の見解です」こちらは、「建設省の見解というのは分かった。その法的根拠は何か？建設省はどう説明しているのか」と執拗に求めました。県はよほど困ったのでしょう。

「河川局の事務担当者に脈々と流れている思想です」と言いました。

なぜ、建設省は法的根拠を聞かれて、思想だと逃げたのでしょうか。答は簡単です。

全国の河川の多くに工事実施基本計画がないからなのです。法で定められた手続きを踏まずに全国で公共事業が行われてきたからです。

今さら「法的に問題がある。善処したい」なんて言えない。全国のダムや河川工事がみんな違法になってしまいます。だから、この工事実施基本計画不在とダム建設の法律違反問題が本格的に国会で論議されてこなかった。河川法ができてから30年以上たちますが、延べ何千人もの国会議員がいたのに、誰一人として、気のついた人がいなかった。

唯一、例外があります。長良川河口堰着工のとき、長良川で工事実施基本計画がなかった。長良川河口堰は1988年着工していますが、工事実施基本計画がなかったそうです。

当時の北川環境庁長官が、1992年、閣僚懇談会でこのことを国土庁長官に質したけれども、国土庁長官は返答できなかった。北川氏は、長官を降りたのち、議員として決算委員会でこの問題を質問したそうですが、明確な回答をできず今日までできています。よく言われる答弁不能状態ということです。

こうした河川行政の根本問題を、石川県が建設省の指導を得ないで答えられる筈がないのです。私が偶然に発見したこの問題は、大変な問題だったのです。これも資料請求で始めて分かったことで、本来なら永久に表に出てこなかった問題でした。

この「工事実施基本計画」というのは、現在の新し

い河川法では「整備基本方針」と「整備実施計画」という2本立てになって織り込まれていますが、市民側にとって大きな武器になる可能性があると思います。

■評価監視委員会の結論

辰巳ダムについて公共事業評価監視委員会は、事業を認めましたが、委員長は、わざわざ説明をしました。「他の事業107件については、『妥当』という表現を使ったが、辰巳ダムでは『県の事業は理解できる』という表現です。これは『消極的賛成』という意味です」と。

これは5つの付帯条件が付けられたからです。監視委員会の当日、事業継続の結論が出されたため、市民側にはとまどいがありましたが、県の職員も重苦しい雰囲気でした。翌日の新聞は、各社同一論調で「辰巳ダムいばら道」という、付帯条件の重さを報道していました。

条件の一つに「犀川、浅野川一体とした金沢の治水を考えなさい」というのがあります。はじめに金沢の地形を説明したように、二つの川の上流に降る雨で洪水を考えなければなりません。辰巳ダムで洪水を止めていても、浅野川から溢れた水で、金沢市内は大洪水になっている。辰巳ダムを作っても洪水は止められない。犀川のデータに合わせると浅野川にダムがいるし、浅野川のデータに合わせると辰巳ダムは要らなくなります。奇妙な計画になります。簡単に二つの河川を一体にした金沢市の治水なんてできないんです。

また、「辰巳用水の移設をせよ」という条件もあります。辰巳用水は水トンネルですから、山を移動させることになります。簡単ではありません。「生物多様性の調査をせよ」というのもあります。これも簡単ではありません。通常、建設費の1、2割かけなければできないと言われていました。こういうふうに変な条件がつけられました。これで辰巳ダムは事実上止められるかもしれません。県の河川開発課の方たちが重苦しくなるはずですよ。

■文化財保護審議会のこと

私の情報公開で、もう一つ大きな成果と思われるのは、文化財保護審議会の問題です。話のはじめに触れましたが、辰巳ダムが出来ると辰巳用水が水没し壊される。ですから、県はこのダムを作るにあたって、まず最初にやったことは、教育委員会へ働きかけ、文化財保護審議会から同意を取り付けることでした。昭和55年。今から20年前でした。

当時の文化財保護審議会の記録は全部で3つありました。これで全部だということです。この3つの資料をみても、どこにも正規の文化財保護審議会の議事録がないし、「辰巳用水破壊もやむなし」と決めてはいないのです。そういう記録がない。

本来事業者である県とは独立して、文化財の保護について審議すべき文化財保護審議会の委員のみなさんがこぞって、県や教育委員会が召集する会議に出席して、辰巳用水ではなく、辰巳ダム事業について議論し

ているのです。「もっと上流に作ったら、辰巳用水が壊れないで済む」とか、代替案を提案したり、費用を議論している。

また、文化財保護審議会の中に、辰巳用水調査小委員会というものを作るのですが、これも審議会へはかる為の結論を出したときの一回の会議しか開かれていないのです。それも「両論併記で審議会へ報告する」というのが結論だったのです。

それがなぜか、小委員会委員長の高堀という人が、「辰巳用水破壊に逡巡する多数委員に代わって私の責任で決断した」と書いてあるように、文化財保護審議会の当日、小委員会の報告として「やむを得ない」と報告するのです。

当然、会議はもめます。だから議事録がないのです。審議委員になっていた先生の話では、「会議はもめた。結論がでなかった。しかし翌日新聞で、辰巳用水の破壊やむなしと審議会の結論として報道されているのを見てビックリした」。当事者がそう言っているのです。

記録上もこの先生の言っていることが正しいことが分かります。まさに、でっち上げの結論だったのです。教育委員会からの諮問もなければ、意見具申という行為も文化財保護審議会はやっていない。

こうしたことについて、意見交換会で指摘されると、県の担当者は、まったく沈黙。どう答えて良いかわからないように、黙ってしまいました。この文化財保護審議会の結論が、辰巳ダム建設の事実上のGOサインとなりました。

この年から、反対運動が始まるのですが、当時からつい最近まで、正確には「辰巳ダム反対運動というより、辰巳用水愛護運動」だったのです。もし建設予定地が100m上流に変更されていれば、15年前にダムは出来ていたでしょう。

■辰巳用水愛護運動から辰巳ダム反対運動へ

この辰巳用水愛護運動が、ダム建設反対へ変わりました。雨量と洪水の数字を市民が学んだからだと思います。水文学と言われていますが、気象、降雨データ、洪水流量など、今ではどこのダム反対運動でも頭を悩ませている、この難しい問題で、県の主張に矛盾を見つけたからです。だから、「洪水から生命と財産を守る」というダム建設の目的がおかしいから、どうどうとダム反対と云えるようになったのです。

■土地取得、共有地運動

最後になりますが、こうした辰巳ダム問題が全国に紹介され、私など大阪まで来て話すなんてことになった理由は他にあります。県のいい加減なデータの扱いとか、法律的手続き違反などがあるのはもちろんですが、今日のチラシにありますように、共有地の取得があります。反対派が重要な土地を手に入れたからです。辰巳の会が出来ていても反対派の土地はありませんでした。ここに一人の女性が登場します。少し紹介します。

辰巳ダム反対運動の表には一度も登場したことの無い方です。

辰巳ダム予定地近くに生まれ、今では金沢市の日本海に近い所で住んでいますが、彼女は「土地を取得しなければ勝てない」と常々思ってきました。私ともわりと長いつきあいで、よくご主人と一緒に私の家へ遊びに来るのですが、3、4年前、ぶつり音沙汰がなくなりました。

「何をしているのかな、元気かな」と思っていたのですが、彼女、法務局の登記簿を調べていたのです。

3、4年前だったら、もう90%ほどの土地は県に買収されており、残っている土地は、相続でもめていたり、所有者が行方不明とかの「訳ありの土地」で、県も困っていたところばかりだったのですが、彼女、丹念に買収されていない土地を探しました。その一つの土地に、小さかった頃世話になったおばあちゃんの名前を見つけたのです。

訪ねると相続もめていて、こどもが東京など全国に散らばり、おばあちゃんも県から売れ、って催促が来るし困っていたのです。

彼女、反対運動の人達に声を掛けても、誰も乗ってこないで、とうとうしびれを切らして、おばあちゃんに「私が相続の手続き全部する」との了解をもらって、東京の子供の所に何度も出向いたりして、とうとう話をまとめ、その土地を反対派に提供したのです。今、辰巳の会で共有地として話題になっている土地で、原野となっている2筆です。

ある方はこの女性の事を女忍者「くノ一」だと言っていました。自分の動きを県に悟られないために、反対運動の方にも言わず、ひっそり自分一人で苦勞を背負っていたのです。ご主人にも内緒でした。大変な辛抱と努力だと思います。経済的にも大変だったと思います。決して経済的に恵まれておられる方ではなく、土建関係で現場に出るご主人の仕事を手伝いながら、遠出の主張にご主人に付いていく途中にこっそり東京や横浜などに寄り、話をまとめていったのですね。

私も全く知りませんでした。話がまとまってから、「久しぶり」なんて言いながら、昔と変わらない様子で私の家を訪ねてくるのです。ビックリしました。まったく頭が下がります。土地取得にはこうした隠されたエピソードがありましたが、本人の希望もあり極少数しか真相を知りません。辰巳の会では、彼女の努力を明文化したもので残すことを考えましたが、共有地運動の経過の中で匿名でごく簡単に触れてあるだけです。

なお、土地はこのくノ一さんの土地だけでなく、この土地で昔からただ一人で反対運動をしてきたご老人が、なくなる寸前に辰巳の会の会長に土地を提供されました。約100坪くらいの土地があります。これもくノ一さんと同じころ明らかになりました。こうした反対派の土地取得が現在の辰巳ダム反対運動の大前提にあることを理解していただきたいと思います。

パクムン宣言

「ダムと川と人々についての第1回東・東南アジア会議」が承認 ダムの建設延期、既存のダムの撤去、住民への補償への要求

母なるムン川とメコン河
タイ国コンジアム郡
2000年7月1日

ダムによる影響を受けている人々や団体を代表する私たちは、人々の力を強め、直面している不正からの苦難をお互いに支援し合い、そのための結束を表明するため、東・東南アジア12カ国（韓国、中国、日本、インドネシア、フィリピン、タイ、ビルマ、台湾、ベトナム、カンボジア、マレーシア、香港）から、タイのムン川の河口（パクムン）に集結した。

私たちは、現地レベル・地域レベル両方においてのそれぞれの経験を共有し、その結果、誰もがダムに関連する同じような問題に直面していることに気付いた。ダムは川を破壊し、そこに住む人々や村の生活を破壊した。ダムは人々の権利を侵害し、コミュニティや文化を破壊し、環境を破壊した。どれも人々の生存には欠かせないものである。

人々や川の権利と生活を守るため、以下の要求を行う：

1. 現在既にあるダムから引き起こされている諸問題が解決され、被害を受けたコミュニティへの補償がなされるまで、東・東南アジアにおける大規模ダム建設を中止するべきである。さらに、社会的、環境的、文化的に不可逆的な破壊をもたらしたダムは撤去され、川は元通りにされるべきである。
2. 二国間・多国間援助機関はダムへの融資をやめるべきである。開発援助は人の命を奪う目的で使われてはならない。また多国籍企業、民間会社、民間銀行は、人々のためにならないダム建設プロジェクトへの投資をやめるべきである。
3. 大規模ダムによるコミュニティの崩壊に責任を持つ政府、建設会社、コンサルタント、世界銀行、民間銀行、そしてアジア開発銀行は、被害を受けたコミュニティ全てに適切な補償をするべきである。
4. 計画中のダムプロジェクトの実行の根拠と正当な理由に関して、批判的で独立した調査がなされるべきである。また、総合資源計画、需要サイド管理、自然資源の保全が優先されるべきである。エネルギーや水への人々の真の需要を満たすために、安くてクリーンなダムの代替案が保証されるべきである。
5. 十分な説明を事前に受けた被害住民の同意がない限り、開発プロジェクトは行なわれるべきではない。計画されているプロジェクトに関する情報は、適当な時期に透明性を持って一般に、特にプロジェクトから直接被害を受ける人々に対してすべて公表されるべきである。さらに、人々が恐怖を伴わないかたちで自分たちの資源の使用と管理に関する（プロジェクトへの）意思決定プロセスに参加できるようにするため、発言の自由、報道の自由、集会の自由を増やすよう、域内にわたる民主的改革を求める。
6. ダムやその他のプロジェクトによる土着の人々への抑圧はやめるべきである。土着の人々の文化、社会、経済、そして土地への権利が十分に認識され、尊重されることを要求する。

7. 私たちは川や水資源の民営化に反対する。さらに、私たちはビルマのような不条理で抑圧的な政府による川や水資源の管理にも反対する。水へのアクセスは人間の基本的な権利である。川は民間セクターや軍事政権ではなく、人々の手によって管理されるべきである。

これらの要求が履行されるために、東・東南アジアにおけるダムプロジェクトをやめさせ、川に依存して暮らす人々へ川を戻すために、私たちは苦難を現地レベル・国家レベル・国際レベルで統合する事を宣言する。

死ではなく生命のための水を！

Ao Khuan kuen bpai, ao Dhammachat kuen mal

(ダムは要らない、自然を返せ！)

署名

- Asian Regional Exchange for New Alternatives, (香港)
- Assembly of the Poor, (タイ)
- Cambodia Environmental Preservation Association, (カンボジア)
- Church World Services, (カンボジア)
- Coalition of Concerned NGOs Against Bakun Dam, (マレーシア)
- Committee Against the Yongwong Dam Project, Tong River, (韓国)
- Cordillera Peoples' Alliance, (フィリピン)
- Earth Rights International, (タイ)
- Friends of the Earth, (日本：地球の友ジャパン)
- Friends of the People, (タイ)
- Group of Villagers Affected by Hua Na Dam, (タイ)
- Group of Villagers to Protect the Yom River (Kaeng Sua Ten), (タイ)
- Indigenous Peoples Development Centre, (マレーシア)
- Korean Federation for Environmental Movement, (韓国)
- Legal Rights and Natural Resources Center (LRC-KSK/Friends of the Earth-Phils), (フィリピン)
- LRA, (インドネシア)
- Meinung People's Association, (台湾)
- Mekong Watch, Japan (日本：メコン・ウォッチ)
- National Dam Opposition Network, (日本：水源開発問題全国連絡会)
- Sagami River Campaign-Symposium, (日本：相模川キャンペーンシンポジウム)
- Sahabat Alam (マレーシア)
- SOS Selangor, (マレーシア)
- South-East Asia Rivers Network, (タイ)
- Taiwan Environmental Action Network, (台湾)
- TUNOD KSM – Alliance of Indigenous Organizations in Sierra Madre Mountain, (フィリピン)
- Villager Committee to Protect the Lam Dom Yai River, (タイ)
- Villager Committee to Protect the Rub Ror River Basin, (タイ)
- WALHI, (インドネシア)
- WALHI Papua, (インドネシア)
- Wildlife Fund (タイ)
- Yayasan Tanah Merdeka, (インドネシア)

(翻訳：後藤歩／メコン・ウォッチ)

国際ダムNGO会議および タイ・パクムーンダム問題の報告

相模川キャンパインシンポジウム 氏家雅仁

6月29日から4日間にわたって開催されたNGO国際ダム会議に水源連から参加し、その後タイに一月滞り、ダム問題を見聞して来たので報告する。

「ダムと川と人々についての 第1回東・東南アジア (NGO) 会議」

開催地は、タイ東北部ウボンラチャタニー県のコンチャムという村だった。この村はメコン川に面しており、対岸にはラオスが見える。この村から車で約10分ほどのところに、パクムン・ダムという可動堰があり、8月15日現在も大規模な抗議活動がダムサイトおよび首都バンコクで継続されている。水源連の全国大会と同じように、タイ国内のダム問題として焦点化しているパクムン・ダム現地近傍で会議が開催された。(パクムン・ダム問題については後述する。)

主催者はIRN(インターナショナル・リバー・ネットワーク)とSEARIN(東南アジア・リバー・インターナショナル・ネットワーク)の二つの国際NGOだった。経費については、アメリカのオックスファームという財団がパトロンで、旅費や会議費組織、運営事務を負担した。

会議には14カ国から60名の参加者が出席した。アメリカとノルウエーとオーストラリア以外は全てアジア諸国からの参加だ。参加者はみなそれぞれの国でダム問題に取り組んでおり、NGOの職員が多い。また、フィリピンやマレーシア、インドネシア、韓国、タイからはダム影響住民も参加した。

6月29日朝9時過ぎに会議がキックオフした。場所はコンチャムの文化センターで、同時通訳のシステムがそろっていて、格調高い雰囲気だった。まずは会議スケジュールの提案と確認を、主催者のIRNのアピバとSEARINのフィアットが行った。

次に自己紹介。この会議に何を期待するかを一人ずつ述べる。60人もいる参加者が自己紹介したので、1時間半かかった。僕は、友達をいっ



国際会議に参加した人々

ぱい作って、海外でカヌー旅がしたいと、本心を述べたら妙にうけた。

続いて、参加者が国別に分かれてグループで相談してカントリーレポートを作成。日本のダム問題は僕のお仕事で、日本からの参加者の意見をいれながらポスターを作製した。

午前中はタイ、カンボジア、ラオスとベトナム、ビルマ、中国と香港が発表。午後は台湾、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、フィリピンが発表。それぞれ、川の問題点、事業者はどこか、ダム反対運動の強さと弱点を述べるようになっていたが、僕はフォーマットを無視して話してしまった。英語でのプレゼンなんて1年半ぶりなのであがってしまい、ダム計画中止のための住民補償と生活再建等を話し忘れてしまった。発表は、速記者が発表内容をまとめ、すぐにポスターに整理して掲示された。

2日目には、5つの国におけるダム開発問題のケーススタディが行われた。話を聞いている分には、各国ともダム開発問題を抱えており、ダム問題の構造は、どの国にも共通する部分が多い。ほとんどのダムは不必要なダム開発であり、自然や人々の暮らしを破壊する。ダム開発の理由として、日本と同様に、過大な水需要予測や電力需要予測が用いられているケースも多いようだ。

韓国と台湾と日本は、ある程度経済成長が達成されており、自国の資金でダム開発を行っている。このため、ダム問題と反対運動が抱える

状況にはかなり近いものがあり、お互いに活動方法やキャンペーンの進め方などが参考になると感じた。

一方で、タイ、ラオス、カンボジア、フィリピン、マレーシア、インドネシア等は、先進国からの経済援助を受けながらダム開発を進めている状況があり、日本とは異なる構造も抱えているようだ。

参加国の中で、日本には2つの側面がある。国内のダム反対運動は、各国と共通の側面が多く、僕はこの範疇に属している。

日本のもう一方の側面は、ODA（政府開発援助）等によってアジア各国に開発資金を投下してダム建設を進める支援国としての側面で、ODA問題に取り組んでいるメコンウォッチから、福田さんと飯沼さんが参加した。またアジア開発銀行（ADB）に取り組んでいるNGOからは、南里さんが参加した。

日本からの海外資金援助の構造を学ぶため、特別セッションが二つ行われた。

- Japanese official development assistance? (日本のODAとは?)

The Japan Bank for International Development and JICA

(Ikuko Matsumoto, Friends of the Earth Japan, and Kenji Fukuda, Mekong Watch)

- The World Bank and Asian Development Bank (世界銀行とアジア開発銀行)

(Takahiro Nanri, NGO Forum on ADB, Somkiat Khuen Sa, SEARIN)

これらのセッションでは、アジア開発銀行やODA、JICA、JBICなど、日本と被援助国の関係が紹介された。被支援国のNGOにとっては、日本のどの官庁に対して要請等を行うのが効果的かを学ぶのが目的だった。

3日目は、デマンドサイドコントロール（電気の需要者サイドでの省エネ）の大切さや、循環型社会について、マレーシアとタイの学者から講演があった。

その後、今後この会議の出席者がどのようなネットワークを作ってゆくべきか、小グループ（8人程度）にわかれてグループ討議をおこなった。結果を全体会にフィードバックし、まとめとしては、情報交換を密にする、電子メールやインターネットの活用を行う、ただし、機密度が高い情報や、ラオスなど国情が市民運動に厳しい国とのやり取りには注意することが決まった。

主催者側のねらいは、ダム問題に取り組む東

アジア・東南アジアのNGOの国際ネットワークを作ることにあったようだ。もう少し直接的にネットワークを作りたいといってくれたほうが僕にはよかった。

今後のアクションアイテムとして、先に述べた情報ネットワーク作りのほかに、資金を確保した上で、来年度も国際会議を開くことが決定した。来年の会議まではIRNのアピバがファシリテーター（世話人）を努めることになった。

最後に宣言文を採択して会議は終了した。

(宣言文は本文の前に掲載)

「国際会議の感想」

何より驚いたのは、日本のダム建設産業体が東南アジアへダムシステムを丸ごと売りつけて利益を得ていることだった。

ダム建設輸出による金儲けまず、コンサルが、無償で、ダム建設好適地を調査する。「ここにダムを作るとこんな効果がありますよ」と相手先政府関係へダム開発計画を提案する。ビッグビジネスの発掘だから、コンサルは無償で行う。

日本からの資金融資を前提に、相手政府等が建設を決定すると、コンサル・商社・ゼネコン・電力会社など、ダム業界の企業が参入する。たとえば、フィリピンのサンロケダムの場合、丸紅や関西電力（水力発電のコントロールシステムを請け負っているらしい）など、建設会社以外の企業が参入している。

必要性が乏しいダム開発計画を企画し、日本の政府開発援助資金等を使い、相手国に借金をさせて、ダム産業により設ける構造になっている。もちろん、相手国有力者もたっぷりと儲けるのだろうか。

今回の会議参加で、海外でのダム建設による金儲けの構造が分ってきた。これは、原子力発電産業と同じ構造だと思う。米国で商業化された原発は、まず日本に売り込まれた。国内の原発開発・運転を通じ、日本の原子力産業が原発のノウハウを吸収する。オリジナルな技術を加えながら成熟したところで、日本の原子力産業は、台湾やインドネシアなどアジア各国へ原発の輸出を画策している。原発の輸出問題については、ノーニュークス・アジアフォーラムというNGOが、市民運動として活発な活動を展開し

ている。

ダム輸出問題への取り組みの必要性

ダムの輸出問題についても、ノーニュークス・アジアフォーラムのような活動が必要だと思う。メコンウオッチやRIVER! JAPAN、水源連等が話し合いながら、海外へのダム輸出問題に取り組む市民運動を模索する必要がある。日本の企業が金儲けのために東南アジアにダムを輸出し、相手国の農民や漁民の生活・文化、そして自然環境を破壊している。

水没した家の屋根に座り込むバクムーンの住民



その他の感想

僕にとって初めての市民運動国際会議だった。アメリカ、オーストリア、ベトナム、フィリピン等の英語のネイティブスピーカーからの参加者はやはり発言が多い。英語が堪能でない参加者への配慮が必要だと思う。

会議の内容は、各国の情報交換としては役に立った。また、被援助国の運動にとっては、ドナーカントリーである日本は運動の対象として欠かせない相手なので、メコン・ウオッチやADB NGO フォーラムとの交流は大切なものだったと思う。

一方で、国際ネットワークを作る方だが、やはり言語の問題がある。参加者からは、翻訳が大変だという指摘が数多く出た。いったい何のためネットワークなのかということをしっかり抑えていなければ、個別の運動を抱えた上でさらに仕事を抱え込むことになるので、皆が大変になると思った。NGOの専従職員と、プライベートタイムによる市民運動とのギャップもある。

連日、夜遅くまでみっちり詰まったスケジュールで疲れた。が、初日の夜は歓迎パーティー、2日目の夜はスライドとビデオによる各国のダム問題の紹介や報告、3日目のさよならパーティーと、楽しみもあった。宴会では突然ご指名があり、「川は命音頭」を歌い、結構うけた。国際親善には演芸が大切だ。歌い終わると、いろんな人が、自国にはこんなカヌーフィ

ールドがあるから遊びにこいと誘ってくれた。

ただ、ゴージャスなホテルに移動しての晩餐は豪華すぎる。昼飯もそうだったが、必要以上の量のご馳走が出るため、生ごみが大量発生した。自然保護の側面が強い国際会議なのだから、何とかならないものだろうか。

また、4日目には、希望者によるラッシーサイダムへのフィールドトリップがあった。(こちらのダムでも水没農民が抵抗村を築いている。今回のNGO会議に呼応するかのようになり、7月初旬、2年間ダムのゲートを開放し、自然環境等の調査をすることが政府によって決定した。このため、ダムサイトの抵抗村は撤去し、ダムの敷地外へ移転した)。

夜は晩御飯をご馳走になり、民族音楽で踊りまくる。僕は阿波踊りもどき(実は気功のスイショウ)を踊ったところ、現地の人は相撲ダンスといって受けた。また、フォト・エコロジストの村山氏のスライドにより、日本のダム問題を紹介した。相模川、長良川、川辺川、そして吉野川の勝利を報告した。

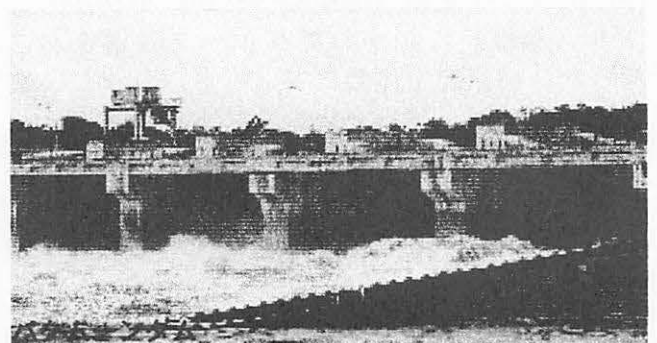
NGOで専従として活躍する人は教育レベルも高く、言葉や戦略に長けている。しかし、僕は実際にダムと戦っている住民のほうによりひかれた。言葉や法律や金に縛られた都会人と、田舎で伝統的な暮らしを行うダム影響住民との間には、何か違いがあるようにも思う。僕自身が泥臭い人間で、田舎暮らし志向のためかもしれない。

「バクムン・ダム問題、

今日現在も続く非暴力的抗議

国際会議後3日間バクムン・ダムの抵抗村に居候した。バクムン・ダムを離れたあと、僕は観光旅行を楽しむ予定だった。しかし、7月12日からバクムン・ダム反対運動(貧民連合)が首都バンコクでの座り込みを開始したため、抗議活動現場を毎日訪問した。

バクムン・ダム問題の経緯



メコン川の支流ムーン川に作られたパクムン・ダムは、世界銀行の融資を受けて1994年に完成した。(資金の半分ほどが日本からのローンだそうだ。)

パクムン・ダムは発電用のダムで、計画では136MW(13.6万キロワット)の発電容量が見込まれていたが、実際にはわずか40MW(4万キロワット)の発電実績しかなく、スーパーマーケット4件分の発電能力と揶揄されている。このわずかな発電のために、伝統的な生活・文化・自然環境が破壊され、失われてしまった。

世界銀行ではパクムン・ダムへの融資を決定する際に、欧米等の委員からこのダムへの投資を疑問視する声もあがっていたようだ。しかし、日本の委員が「このダム計画を中止すれば、今後の東南アジアにおけるダム開発への融資が滞ってしまう」と発言し、日本の委員が融資を強く進めたようだ。パクムン・ダム問題はタイの問題であるが、日本は無関係ではない。

このダム計画は、1977年のフランスとタイ政府による調査・研究にさかのぼる。その後も発電ダムとしてのフィジビリティが検討されている。ダム開発計画とともに住民による反対もあり、また、初期の環境影響調査では4千世帯への大きな影響が問題となり、計画は中止になったこともあるようだ。しかし、結果的にダムは完成し運用されている。フランスとタイが作ったダム開発計画へ、日本が横はりして完成したようだ。

当初の事業者はタイのエネルギー開発庁だったが、後にタイ電力公社(EGAT)へ変更となる。相模大堰建設でもそうだったが、行政本が事業主体となる場合よりも、公社や企業団のような第3者が事業主体になる場合には、情報公開等で抜け道が多くなり、また、無茶苦茶なことを平気で行う傾向があると思う。神奈川県内広域水道企業団は神奈川県の黒い財布だ、と噂されていることを聞いたことがある。

パクムン・ダム完成前のムーン川には、豊かな自然があった。魚は、メコン川からムーン川へ遡上し、産卵・繁殖してきた。日本では想像するのが難しいが、体長数メートル、体重数十キロもの巨大な魚が数多く生息していたのだ。

この豊富な漁業資源に支えられ、パクムン・ダム周辺の住民は漁業に従事してきた。漁民らは、ダム開発によるムーン川の自然環境破壊、漁への影響、住民の生活の破壊を心配し、ダム開発反対運動を続けて来た。しかし、タイ政府は情報公開を行わず、反対運動に対する暴

力的な排除も行いながらダム開発を強行した。

9年前、パクムン・ダム建設現地での5ヶ月に及ぶ座り込みから、反対運動は活発化してきたようだ。漁民らの強い反対に対して、事業主体のEGATは、一世帯あたり年間3万バーツ(9万円)の補償を3年間行くと提示し、合意されたこともあった。ところが、実際に支払われた補償金は、一世帯あたりわずか30~40B(120円ほど)だった。このため、住民らはデモを行うとともに、県庁前で1ヶ月の座り込みを行った。これに対し県知事は1万Bを支払うと約束したが、履行されなかった。

6年前、漁民らはダム現地から県庁まで7日7晩かけて歩いて行き、抗議するとともに、4ヶ月間の座り込みを行った。この抗議活動で政府側はおれ、再び漁民らとの話し合いを行い、一世帯あたり3万Bの現金と、6万Bの協同組合株を支払うことで合意がなされた。本来であれば9万Bの現金による補償だったのだが、また、3年後に漁業が回復しなければ、漁業から農業への転換を政府の責任で行うことも合意の条件となっていた。

4年前、住民への補償を実施するための調査がなされたが、政府は約束を守らなかった。このため、住民は首都バンコクでのデモを行い補償の約束を再度取り付けたが、政権が変わったため、約束は反故にされてしまった。このように、根強い反対運動のなかで、何度も補償の約束が反故にされ、現在に到っている。

ダムによる悪影響

1994年、パクムン・ダムが完成して以来、ムーン川では魚がほとんど獲れなくなってしまう。メコン川からムーン川へ魚が遡上できなくなってしまうのだ。漁民による反対運動への対策として、ダムには魚道が追加されたが、この魚道はカナダの鮭用の魚道設計となっており、傾斜が急すぎてムーン川の魚には役に立たない。グリーンウオッシング(緑の偽装)の典型だ。僕が訪れたときには、魚道には水がまったく流れていなかった。

ダムの影響は漁業のみにとどまらない。パクムン・ダムの上流には大きな都市が2つあり、都市排水が流れ込んでいる。そこにダムを作ったものだから、早瀬がたん水域でつぶされ、自然浄化力が著しく低下してしまった。ダム建設前は、青い清流で知られたムーン川の水は、現在CODが11ppmとかなり汚濁が進んでおり、生き物の生息にも影響が出ている。住民は、昔から

川で水浴びをしてきたが、現在は水質が著しく悪化し、水浴びすると肌に赤い発疹が出るそうだ。

また、ムーン川沿いの林は、昔から季節の山菜やフルーツなど、様々な形で地域住民に利用されてきたが、現在はダム湛水域に水没してしまった。

ダムサイトの抵抗村



ダムの水質悪化と漁業への深刻な影響のため、漁民たちの生活の基盤は崩れてしまった。このため、昨年3月から2000人も村人がダムサイトに住み込んで抗議を続けている。竹や木を柱に、バナナの葉や茅葺き(?)の掘っ立て小屋の抵抗村を作り、1年5ヶ月もの長期間にわたって住み込んで、ダムの水門開放をタイ電力公社(EGAT)に求め続けている。

タイの社会では、貧しい人々に対する差別があり、困窮している人がダム問題を訴えても、マジョリティはなかなか認識してくれないようだ。

そこで、5年前のバンコクでのデモを契機にサマチャーコンチョン(貧民会議もしくは貧民連合、Assembly of the Poor)という連合体が発足し、6つのダム開発問題を含む、16の開発問題の解決に取り組んでいる。貧民連合は、開発現地の影響住民により構成されており、各地の影響住民は経済開発からは遠くはなれているため、お金をあまり持っていない。田舎に開発とお金流れ込み、結果的に、伝統的な暮らしをしてきた住民が貧民とされてしまった。貧民連合の名称は、困窮者差別を逆手に取る意味を含んでいるようだ。

現在、抵抗村の人々は、補償金は返還するから、ダムを撤去し、川の自然と伝統的な暮らしを返してほしいと政府に対して要求している。都会の人間にはわかり難いが、現地の村に滞在すると、人間はこんなにも少ない物でも生きてゆけることがわかる。

貧民連合によるバンコクでの抗議活動

7月12日からはバンコクの首相府前に約1000人の貧民連合が座り込んでいる。パクムン・ダム影響住民に加え、貧民連合に加盟する各地の住民が、焦点化しているパクムン・ダム問題に連帯しての抗議活動を展開している。

首相府わきの道路を封鎖・占拠し、竹の支柱にビニールシートをかけて作った掘っ立て小屋が並ぶ村が出現した。貧民会議は非暴力的な抗議活動を旨としており、暴力的な騒乱をしない事をバンコクの警察も良くわかっており、当初は平和的に、政府や関係省庁に対してのデモと要請を行っていた。

ところが、7月16日、17日に流血事件が発生した。16日夜、貧民連合の224名が、首相府の塀に竹梯子をかけ、塀を乗り越えて敷地内での非暴力的な座り込みを開始した。これに対して、警察は、警棒と楯、催涙弾による暴力的鎮圧に乗り出し、貧民連合側に二十数名の負傷者が出た。また、首相府内に座り込んだ224名が逮捕された。

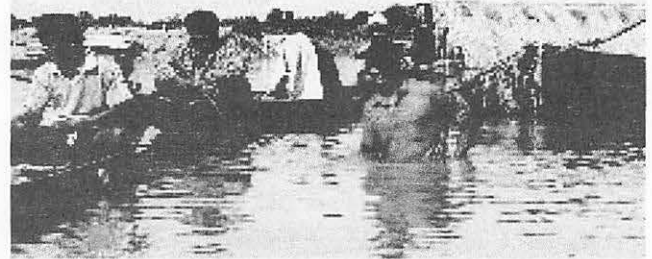
この流血事件により、パクムン・ダム問題の座り込みは、全マスコミの取材を受け、連日トップニュースで報道され始めた。逮捕された人や、怪我をした住民は大変だと思う。しかし、暴力的な弾圧を行った政府側は、戦略を間違えたと言える。それまでは、一部のマスコミによる小さな報道だったものが、全国的なニュースになってしまったからだ。以下にまとまった報道(バンコク週報)を転載する。

出口なきパクムン・ダム問題

広がる住民運動を政府は無視 首相府前ではハンガーストライキ

七月十七日午後九時ごろ、パクムン・ダム問題の解決等を訴える貧民フォーラムのメンバーが首相府に突入した。しかし、政府はそのうち二百二十五人を逮捕、多数のけが人を出した。同ダムを巡っては反対運動が十年以上続いており、住民が政府の開発政策に屈しない例として注目を集めている。政府は住民組織である貧民フォーラムが海外からの資金で運営されている、特定の政党に操られている、といった批判を展開し、住民の訴えるダムや土地の問題に積極的に対応する気配を見せない。住民は政府が問題解決を約束するまで首相府前に留まる、として対決姿勢を強めている。

同フォーラムの要求は、政府が先月設置した、「貧民フォーラムの十六の問題を審議する中立委員会」が



出した勧告を閣議で検討、実行させることにあった。そのため住民は、七月十二日からバンコクに上京、首相府前でテントを張り座り込みを続け政府に迅速な対応を求めていた。十七日に逮捕された住民二百二十五名の中には一歳の子供を含まれており緊張が高まったが、政府は数日で彼らを釈放し、「人権侵害」という非難の声が上がることを押さえた。

しかし、老人や子供が多い貧民フォーラムの住民に警官隊が警棒でケガを負わせるなどしたため、一部新聞などの報道では、チュアン首相を「独裁者」と非難する論調も目立ち、一九九二年の五月流血事件の後に民主的な「天使の党」側として登場した同政権のイメージは地に落ちた格好だ。貧民フォーラム相談役のチャイヤパン氏は、今回の逮捕劇は死亡者が出ていないものの、九二年の流血事件「プルッサパー・タミン」と同質のものであるとして「ガラカダー・タミン（七月の虐殺）」と呼び強く非難している。

ハンスト始まる

貧民フォーラムは逮捕の後、政府の強硬姿勢に抗議し、「操られた住民運動ではない」と世論に訴えるため、ボランティアを募り二十七日からハンガーストライキを開始

した。初日には、五月流血事件に抗議してハンストを続けたことで知られるチャラート氏が「ハンスト家」の立場としてデモ隊を慰問、ハンスト・ボランティアに断食の心得を説いた。

フォーラムの提示した十六の問題は、政府によって設置された中立委員会で審議され、住民の要求をかなり汲んだ内容の勧告が発表された。住民はこれを政府が閣議で検討し、実行することを求めている。しかし、チュアン首相はこれに対し「政府は法の範囲でしか行動できない」と発言、ハンストが政府を動かすことはなく、無駄なのでやめるべきだ、とメディアのインタビューに答え、住民の反発を買っている。

貧民フォーラムの運動には、海外から多くの共感が寄せられている。日本のNGO・市民は連名で、チュアン首相宛に十七日のデモ隊への暴力に遺憾の意を表明。参議院議員の中村敦夫氏や福島瑞穂氏らも、人権問題であるとして同様の書簡を送っている。アメリカでは、ワシントンDCのタイ大使館前で抗議のハンストが行われ、首相宛に学者や世界各国のNGOの連名で抗議文が送られた。

現在、ウボンラチャタニー県は洪水で、パクムン・ダムは水門を開いて放水を続けている。このため、ダムができてから見られなくなった魚が、ムーン川に帰ってきているという。

反NGOキャンペーン

これに対し、アカポーン首相府報道官は、アメリカでのキャンペーンを行っているNGO、国際河川ネットワーク（IRN）に対し、「貧民フォーラムの抗議を陰で操っているとしか思えない」、と名指しで非難した。アカポーン氏は「デモのなかには必ず英語の横

断幕がある。これは、海外のダムを破壊したい団体が資金提供を行っているため報告の必要があるからだ。住民は利用されている」とインタビューに答えた。

また、IRNのホームページに、パクムンの住民のインタビューなどがのっているのは、海外に情報を売っているタイの団体がある為で、タイのイメージを損なっていると非難した。

これに対し、IRNと連携してパクムン問題に取り組むタイのNGO、東南アジア河川ネットワーク（SEARIN）は二十九日付けでプレスリリースを発行、世界が関心を持つのは、パクムン・ダムが世界銀行の融資で建設されたためだと説明している。先進国の市民は税金を納め世界銀行を支えており、世界銀行のプロジェクトが問題を起せば、それに対して抗議する資格があり、内政干渉ではないとアカポーン氏に反論した。

しかし、三十一日付けのバンコクポスト紙の報道によれば、政府は住民リーダーの銀行口座に海外からの送金がないか、捜査を始めているという。政府にとって、住民は自主的に反抗するものではなく、抗議活動があるときは必ず背後に操るグループがいる、という。

これに対して貧民フォーラムに参加している住民の一人、プラニー・ノンチャンさんは「私たちは誰からもお金をもらっていません。リーダーという人もおらず、ただ村の皆の代理としてここにいるのです。今回の私たちの抗議行動は、十六カ月も続いています。一体誰が、これだけの人たちをそれほど長い間、雇っておけるのでしょうか。それに、首相府前の生活は、雨に打たれ蚊に刺され続ける困難なものです。本当に困っている人でなければ、こんな大変な事をしません」と言う。

住民の願いは、漁業や農業のできる元の生活を取り戻すことだけなのだ、とプラニーさんは話すが、政府の対応は厳しい。住民の罪状を決定するための警察署への出頭期限は、最近、一カ月延長された。世間の関心が薄れた時期を狙って、住民を逮捕する可能性もあると見られる。

反チュアン運動への波及

同グループには最近、チュアン首相の退陣を訴える民主化グループも支援を表明している。国会解散を求めるグループは、パクムン住民への暴力事件をきっかけに、チュアン政権を非民主的と印象付けたい思惑があるようだ。

また、政府の推し進める市場の自由化、公社の民営化などに労働組合も神経をとがらせており、二十九日から三十日にかけて行われたNGO・民主化グループ主催の国会解散を求める集会では「海外資本家に国を売るチュアン」、「パーツにダメージを与え金融危機を招いたジョージ・ソロスと会食をした首相」とチュアン氏個人を攻撃する演説が目立った。

この流れに連動するかのように、民主党のおひざもと、南タイでも大きな住民運動が起こっている。

マレーシアとのガスパイプライン敷設問題で開かれた公聴会が、反対派住民が会場に押しかけ大混乱のすえ中止になった。開発問題だけではなく、農産物の価格低下などにより、各地で住民と政府の間で軋轢がおきている。

経済危機の痛みは、まだ社会の底辺を形成する人々を苦しめているが、状況改善の兆しは見られない。貧民フォーラムはタイ社会へ向けた書簡の中で、「ピラミッド（のような階層社会）の底辺を支える貧民を支えなければ、ピラミッドは頂上もろとも崩れる」として、社会全体に問題への理解を求めている。

-----転載以上-----

僕がタイを離れた7月25日に、バンコクの日本人留学生を対象としたバクムン・ダム問題解説の学習会「バクムン・ダム反対運動とタイの政治・社会－開発、市民社会、そして日本-」が開催された。学習会では、「タイの政治・社会とバクムン・ダム」スリチャイ・ワンゲーオ教授（チュラロンコン大学政治学部社会学科）、「バクムン・ダム反対の闘い -漁民の思い-」バクムン・ダム反対運動の住民代表、「日本のダム反対運動の現場から」氏家雅仁（水源開発問題全国連絡会）等の報告がなされた後、フリーディスカッションとなった。この席上で、バクムン・ダム運動から日本人へのメッセージをいただいたので、最後に紹介して報告を終わる。

- ・タイ政府は、補償金用に日本からお金を受け取っているが、住民が受け取った額とは大きな開きがある。
- ・ダムには魚道が設置されたが、これはダム反対運動が活発となったため、計画には無かった魚道を設置したものの。
- ・この魚道は全く機能していない。しかし、タイ政府は魚道の設置を世界に対して宣伝している。世界に誤解を振りまく結果となっている。
- ・ダムにより魚、早瀬、森、自然を失った。
- ・ダムの湛水域により水が腐り、メコン住血吸虫という害虫が増えている。
- ・私たちの要求は、8つの水門を開け、魚が遡上できる、自然に回遊できるようにすること。
- ・ダムを作る前に、影響を考えて欲しい。

・日本はダムを作る経済援助をしてきた。しかし、ダムを壊すためのお金はまだ出してない。

・ダムを作れば、地域が豊かになり、科学が問題を解決すると政府は信じているが、本当は違う。

バンコクでの座り込みは今日現在も続いています。

今回のタイ滞在中に、久世さんをはじめとしたバンコク在住日本人の皆様、メコンウオッチ、River! Japan、水源連、相模川キャンペーンシンポジウムの皆様に様々なご協力をいただきました。有難うございました。今後とも連絡を保ちながら、行動してゆきたいと思います。

(8月15日 氏家記)

今後、バクムン・ダム問題に関する要請行動や要請文の発信を日本で行う可能性があります。日本国内のダム反対運動体等で賛同していただける団体は、団体名、連絡先、担当者名、HPのURL、電子メールアドレス等を英語と日本語で、水源連事務局までご連絡いただければ幸いです。

事務局からのお願い

今年は暑い夏でした。その中で、自民党の「公共事業見直し」と称する動きもあり、各地の運動は様々に新しい展開を見せつつあるようです。今後も各地の運動をつなぎ、大きな力となれるよう事務局も活動中です。この「水源連だより」14号も盛りだくさんの内容です。是非ゆっくりお読み下さい。中にはお寄せいただいた新聞記事等が紙面の都合で、十分に載せることが出来ない分もありました。ご了承下さい。

次号は総会の詳しい予定等を含めて10月初旬までには発行予定です。これまでお寄せいただけていない団体からも遠慮なくレポート・新聞記事等を事務局までお寄せください。9月30日頃までお願いいたします。

また、財政的にも水源連を出来るだけ多くの方に支えていただき、運動を前進させたいと思っております。事情で会費が未納になっている方・団体、これまで会員として正規に参加されていなかった方も、正規の会員として登録いただき、会費の納入をいただくと幸いです。年会費は個人2000円、団体5000円
振込先 郵便振替00171-4-766559
「水源開発問題全国連絡会」宛